
c. 市域における生物指標の多様度評価

みどりの種類（GI タイプ）ごとの分析をもとに、市内のどこに豊かな自然があるかを示した「生物指標の多様度評価図（2章 22 頁）」を作成しました。

エリアごとの評価を見ると、木々が集まる場所や水辺で点数が高くなりました。特に、朝霞調節池や墓地跡地、そして根岸台、岡、宮戸などの崖（がけ）沿いに広がる林（斜面林）は、多くの生き物が豊かに暮らせる場所として、非常に高い評価となりました。

なお、この評価は今そこにいる生き物をすべて数えたものではなく、みどりの分布状況からその場所に生き物が住める可能性（ポテンシャル）を予測して数値にしたものです。

d. 市民との協力とこれからの課題

この分析で行った「想定生息環境の設定」や「生物種の指標分け」は、朝霞市生物多様性市民懇談会の皆様にチェックしていただき整理しました。作成した評価図の内容についても、日々市内で活動されている委員の皆様の実感と重なる、妥当な結果であるとの評価をいただいています。

また、今回の「想定生息環境の設定」という手法は、生き物が「いつ・どこにいたか」という正確な位置データが不足している状況において、市全体の環境を評価するために検討したものです。特別な生き物調査を新たに行わなくても分析できるため、コストや労力を抑えつつ、現状を把握できるという利点があります。

一方で、同じ種類のみどり（GI タイプ）であっても、場所が変われば実際の環境は少しずつ異なります。そのため、すべてが同じような生き物のすみかになるとは限りません。今後は、より現実に即した分析を行うために、位置情報を含めた生き物調査を行い、データを積み重ねていくことが課題であると考えられます。

1 みどりの多面的効用に着目した分析

⑤ 健康づくりの場となるみどり

a. 健康を支える「歩く」環境の役割

まちづくりにおいて、市民の健康を支える要素を「健康資源」と呼びます。その中でも「歩くこと」は、健康づくりの土台となる、最も身近で大切な活動です。

歩く習慣を続けることが、多くの病気を防ぎ、健康を守ることに役立つことは、さまざまな研究で証明されています。例えば、日本で行われた大規模な調査（中之条研究）では、1日に8,000歩、そのうち20分間の早歩きをすることが、健康を維持するために非常に効果的であると示されています。

中之条研究

健康を維持するために、1日にどのくらい歩くのが良いのでしょうか。群馬県中之条町では、5,000人の住民を対象に20年以上にわたる調査が行われました。これは中之条研究と呼ばれ、日常の歩数や運動の強さと、病気の予防との関係を解き明かした調査として知られています。

この研究では、歩数や運動の強さに応じて、さまざまな病気を防ぐ目安が示されています。例えば、1日4,000歩（そのうち5分の早歩き）は「うつ病」の予防に、1日5,000歩（そのうち7.5分の早歩き）は「認知症」や「心疾患」の予防に役立つといわれています。そして、1日8,000歩（そのうち20分の早歩き）を続けることは、高血圧や糖尿病といった「生活習慣病」の予防に非常に効果的であることが分かってきました。

東京都健康長寿医療センター研究所の青柳幸利博士らが、2000年より群馬県中之条町で継続している「中之条研究」の成果を参考にしています。

こうした歩く習慣を支えるのが、私たちの身近にある公園や川沿いのみどりです。木々や草花に囲まれた環境で歩くことは、単なる運動だけでなく、ストレスを解消し心のリフレッシュにもつながります。朝霞市に広がる豊かなみどりは、私たちが自然に、そして楽しく健康づくりを続けていくための大切な役割を担っています。

公園やみどりは、こうした歩くための環境を提供する代表的な場所です。この分析では、朝霞市のグリーンインフラが持つ健康資源として、特に「歩きやすい環境」がどこに、どれくらいあるのかを詳しく調べてみました。

b. 歩ける場所の広がりを調べる

朝霞市内には、さまざまな「歩ける場所」があります。例えば、公園の中にある遊歩道のほか、黒目川などの河川沿いの道、根岸水路の遊歩道、お寺や神社の参道などが挙げられます。

一方で、道路に沿った歩道については、駅の周りや大きな通り（幹線道路）を中心に整備が進んでいますが、住宅地の中にある道路では、歩道が途中で途切れている区間も見られます。

こうした場所が市内のどこに、どれくらいあるのかを図示しました。

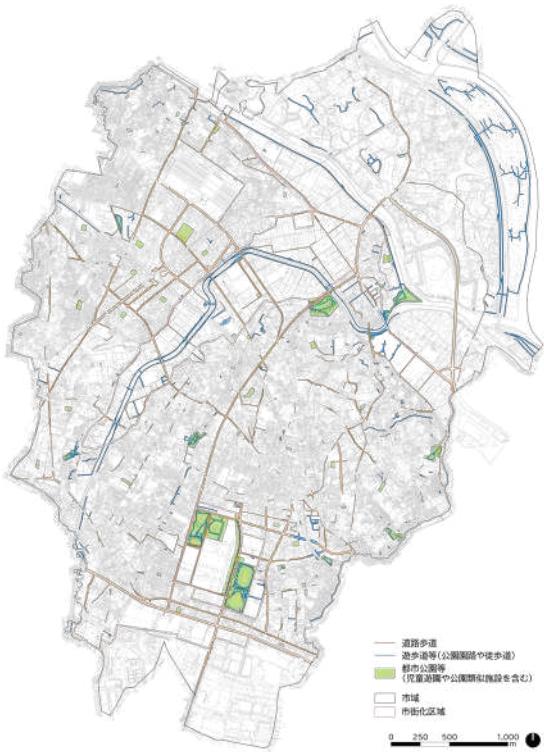


図 参-17 歩行空間の分布

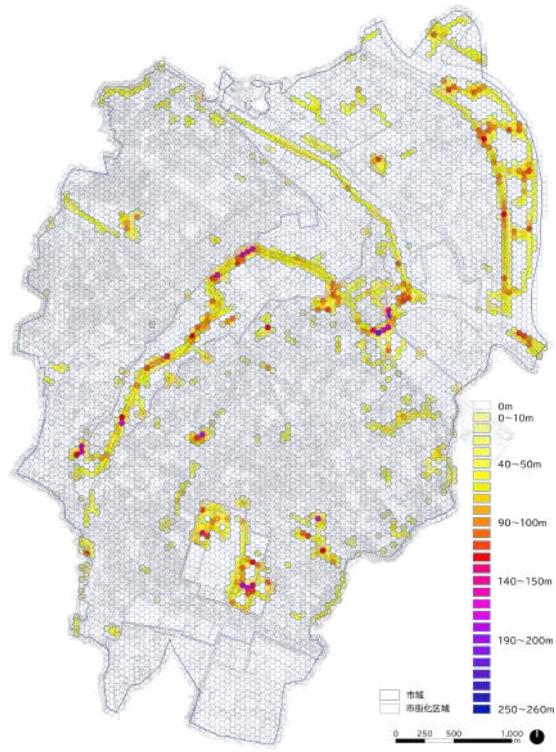


図 参-18 エリアごとの遊歩道の長さ

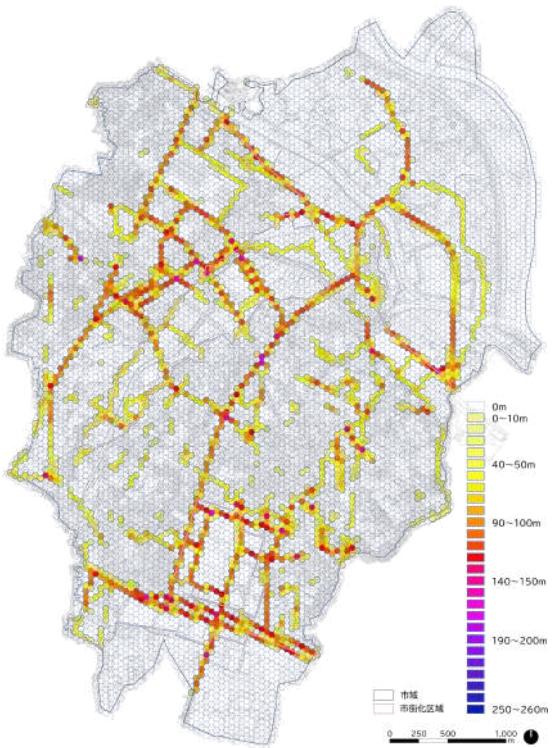
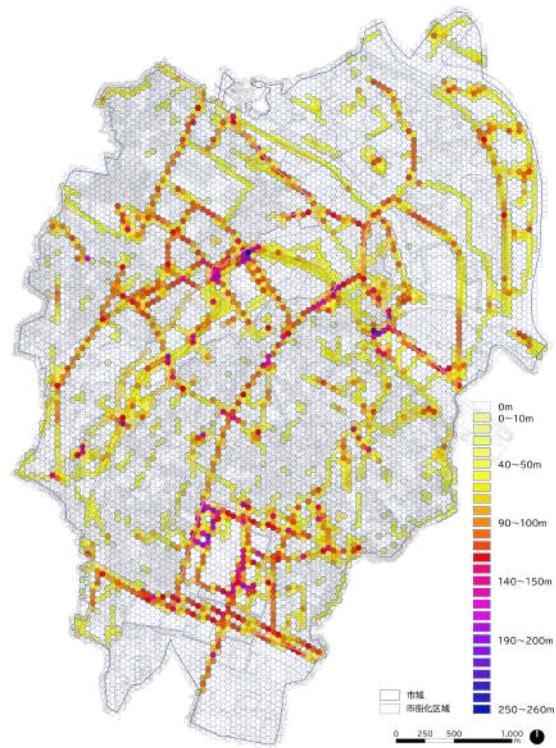


図 参-19 エリアごとの道路歩道の長さ 図 参-20 エリアごとの遊歩道及び道路歩道の長さ



1 みどりの多面的効用に着目した分析

⑥ 身近な遊び場となるみどり

第2章では、身近な遊び場がどれくらい足りているかという視点から、朝霞市の現状と課題をまとめています。ここでは補足資料として、公園などにある「遊具」がどこに配置されているかを整理しました。

この分析は、令和5(2023)年度に行われた公園や児童遊園の点検結果をもとに、幼児向け、小学生向け、そしてすべての遊具の分布を地図に示したもので、地図を作成するにあたっては、点検で「使用不可」と判定されたものは除き、現在安全に使うことができる遊具のみを対象としています。

幼児向けや小学生向けの遊具は、一部の例外を除き、多くの公園や児童遊園にバランスよく配置されています。一方で、大人がストレッチなどに使う「健康遊具」は、比較的大きな公園や黒目川沿いのウォーキングコースにある広場などに置かれています。それぞれの利用目的に合わせた場所に配置されているといえます。

また、遊具の設置が少ない地域も見られます。

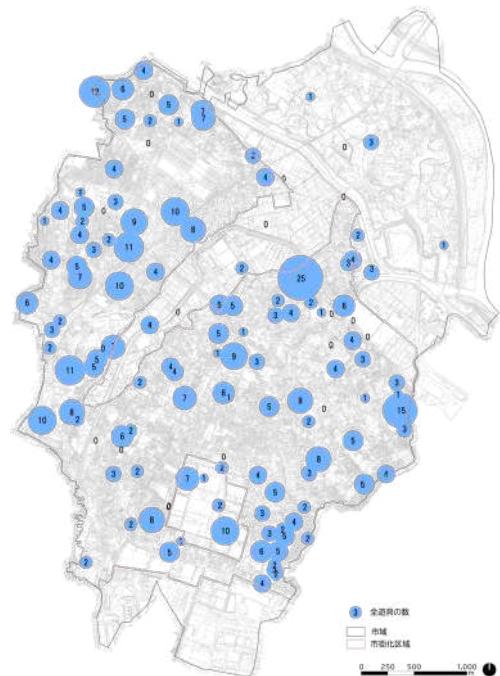


図 参-21 全遊具設置状況

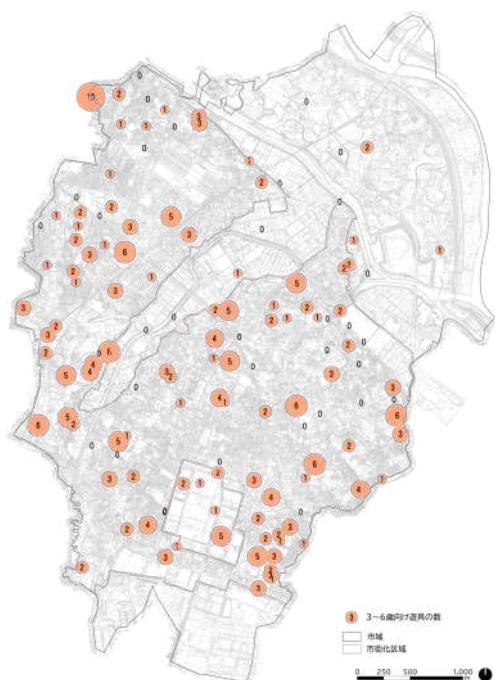


図 参-22 3~6歳向け遊具設置状況

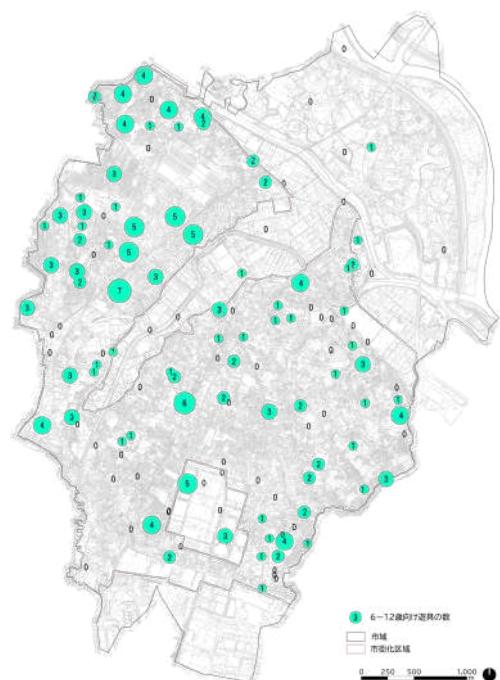


図 参-23 6~12歳向け遊具設置状況

⑦ にぎわいや交流の場となるみどり

朝霞市の中で人が集まり、にぎわいが生まれる場所には、公園などのほか、イベントの時に歩行者天国として利用される道路などがあります。市役所の駐車場やシンボルロードも、彩夏祭やアサカストリートテラス等の会場として活用されています。また、黒目川は桜の時期の花まつりや川まつりの舞台にもなり、多くの人が交流する大切な場所になっています。

お寺や神社の境内でも、地域に根ざしたお祭りや行事が行われており、昔から続くにぎわいの場として親しまれています。

表 参-5 にぎわいを生み出すみどりやオープンスペースの例

場所・空間	内容や具体例
公園や広場	都市公園、児童遊園など (分析では、面積が 1,000 m ² 以上の大規模なものを対象にしています。)
道路や駅前広場	市役所通り、駅西口富士見通線、朝霞駅・北朝霞駅の駅前広場など（「アサカストリートテラス」などのイベント会場となる場所）
神社・寺	地域のお祭りや行事が行われる境内など
河川の周辺	黒目川、越戸川（赤池親水公園の周辺など） (イベントが開かれたり、散歩や休憩で人が集まったりする水辺)

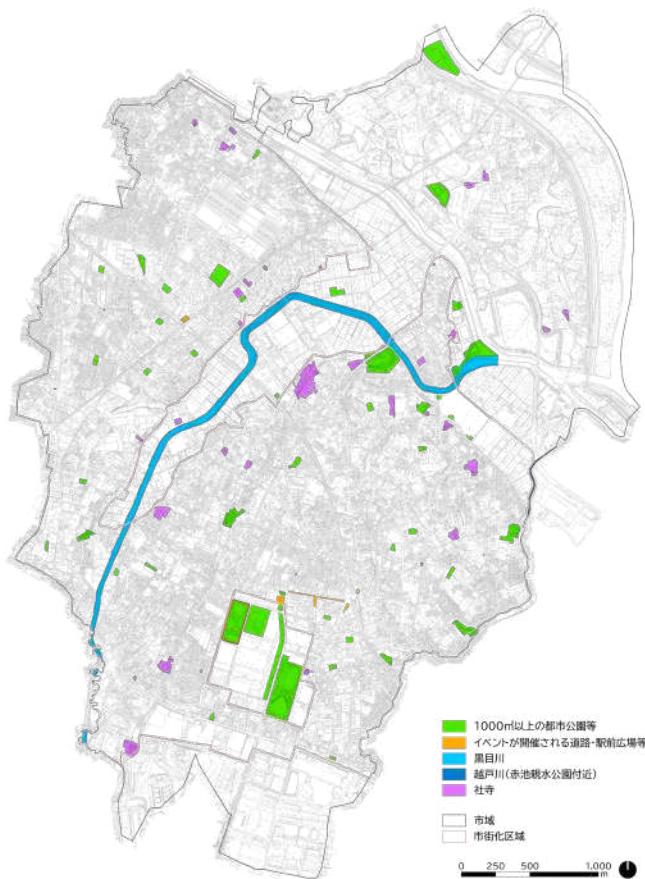


図 参-24 にぎわいを生むみどりやオープンスペース

1 みどりの多面的効用に着目した分析

⑧ 防災拠点となるみどり

みどりが持つ防災の力は、そこにあるだけで効果を発揮する「存在効果」と、避難時などに役立つ「利用効果」の2つに大きく分けられます。

表 参-6 防災に関わるみどりの効果

区分	期待される効果
存在効果 (そこにあるだけで役立つ力)	火が広がるのを防ぐ(延焼防止)、爆発などの衝撃を和らげる、水害やかけ崩れの被害を抑える、危険な場所への立ち入りを制限するなど
利用効果 (いざという時に使う力)	災害時の避難場所、壊れた街を元に戻すための活動拠点など

a. 火災や水害を防ぐ役割

延焼(火が広まること)を抑える役割を持つみどりやオープンスペースとして、都市公園や道路のほかに、農地や樹林地などが挙げられます。

水害の緩和・防止に役立つみどりとしては、浸水想定区域内にある調節池や農地などが挙げられます。これらは、大雨の際に水を一時的にためる遊水機能によって、防災性の向上に寄与しています。また、台地面の樹林地や農地、草地などは、雨水を地面の下へしみこませる保水能力を持っており、下水道があふれる「内水氾濫」の緩和にもつながっています。

b. かけ崩れを防ぐ役割

朝霞市では、台地のふちにあたる斜面地を中心に、土砂災害の危険がある場所(土砂災害警戒区域など)が21か所(33斜面)指定されています。こうした場所の一部では、みどりを守るために「特別緑地保全地区」などを指定することで、かけ崩れの防止と自然環境の保護を行っています。

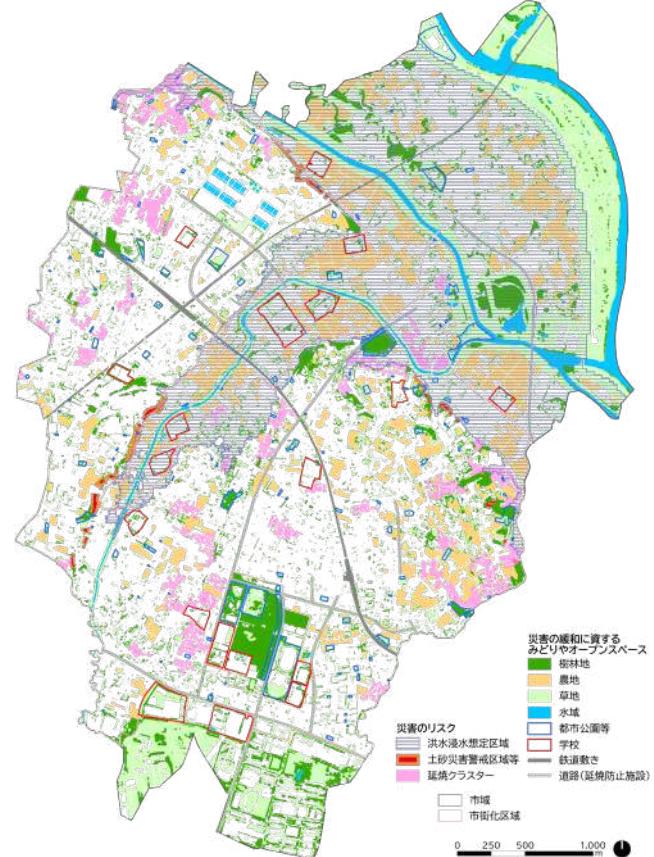


図 参-25 災害の緩和に役立つみどりやオープンスペース

c. 避難場所としてのオープンスペース

みどりが持つ「利用効果」には、災害時の避難場所や、壊れた街を元に戻すための復旧・復興活動の拠点としての役割があります。朝霞市では、具体的に「避難所」や「防災活動拠点」として、市立小学校や都市公園などがその機能を担っています。

表 参-7 朝霞市の防災活動拠点と避難場所

区分	役割と主な施設
地域防災拠点	避難場所に指定されているほか、災害直後に必要な食料や資機材が備蓄されており、地域の自主防災活動の拠点となる施設です。市内の小学校 10 校が指定されています。
防災活動拠点	災害対応の指揮をとる場所や、物資を運び込む場所などです。 ● 市役所・出張所（対策本部など） ● 各小学校・市民センター（地域防災拠点・物資備蓄場所） ● 朝霞駐屯地・中央公園・東洋大学（ヘリコプターの臨時離着陸場） ● 中央公園野球場・総合体育館（物資を集める拠点）
避難場所	災害時に市民の安全を確保するための緊急避難場所です。学校、公民館、保育園、公園などが指定されています。

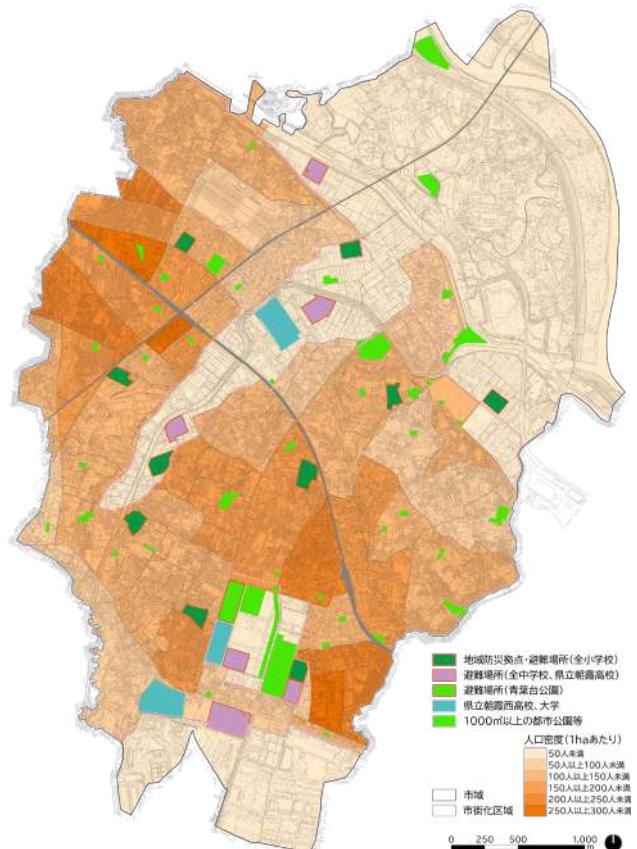


図 参-26 避難場所等のオープンスペースと人口密度

1 みどりの多面的効用に着目した分析

(5) みどりの総合評価

みどりの保全や施設整備をどの場所から優先的に進めるかを検討するためには、みどりが持つさまざまな価値を総合的に把握する必要があります。そこで、これまで個別に分析してきた「みどりの各機能（はたらき）」を一つにまとめる「総合評価」を行いました。

a. 総合評価の方法

評価を統合するにあたっては、市民アンケート調査の結果を活用しています。具体的には、市民の皆様に「みどりの各機能に対して、仮に合計1,000円を支払うとしたら、それにいくらずつ配分するか」という質問を行い、その回答結果（金額の割合）をそれぞれの機能の「重み」として用いています。

総合評価では、評価の視点を次の2つの「軸」に分けて整理しました。

- みどりの保全性評価軸：今ある豊かな自然を「守る」ことを検討するための評価
- みどりの必要性評価軸：みどりを新しく作ったりする「必要性」を検討するための評価

それらの統合にあたっては、まず、計算単位や数値が異なる各評価の結果を、統計的な手法（標準化）を用いて比較できる形に変換しました。そのうえで、前述の市民アンケートによる「重み付け（割合）」をし、合算しています。

〔標準化：単位が異なる複数のデータ（例：温度と面積など）を、平均が0、分散（データのばらつき）が1になるように変換し、同じ基準で比較できるようにすることです。〕

表 参-8 みどりの機能別評価軸と重み付け

区分	みどりの機能	家庭の支払額	重みの割合
みどりの保全性評価軸	水害抑制（湧水涵養）	135円	13.5%
	ヒートアイランド現象の緩和	125円	12.5%
	炭素固定（CO ₂ 吸収）	158円	15.8%
	地域生態系の保全	91円	9.1%
	郷土の景観の保全	64円	6.4%
	農業活動の場の保全	47円	4.7%
みどりの必要性評価軸	健康増進の場の充足	90円	9.0%
	身近な遊び場の充足	121円	12.1%
	にぎわい創出空間の充足	36円	3.6%
	避難有効空間の充足	106円	10.6%

b. 今ある豊かな自然を「守る」ことを検討するための評価

「水害の抑制（湧水涵養）」、「ヒートアイランド現象の緩和」、「炭素固定」、「地域生態系の保全」、「郷土の景観の保全」、「農業活動の場の保全」。これらのみどりが持つさまざまな「守る力」を統合して評価した結果、以下のことが分かりました。

ア. みどりのはたらきが大きい場所

朝霞市の中で、特にみどりの保全性が高いと評価されたのは、墓地跡地、朝霞調節池、城山公園、黒目川のほか、根岸台など斜面林です。また、荒川河川敷や陸上自衛隊朝霞駐屯地内の草原、浜崎・田島・根岸台・内間木などの農地も、大きな役割を担っていることが確認されました。

イ. みどりの力を守り、育むための現状とポイント

これらの場所には、すでに緑地として守られている場所もありますが、斜面林の一部にはまだ保全の仕組みがない場所が見られます。また、市街地にある農地は、住宅地などへの転用が進みやすい環境（開発圧）にあります。すでに緑地として守られている場所であっても、適切な管理が十分に行き届かず、みどりが持つ本来の機能が十分に発揮できていないケースもあると考えられます。

一方、みどりの少ない市街地では、評価が低い傾向にあります。こうした場所では、木陰を作る樹林の配置や、雨水を地面にしみ込ませる舗装の導入など、それぞれの場所の条件に合わせた「みどりの力を高める工夫」が必要です。

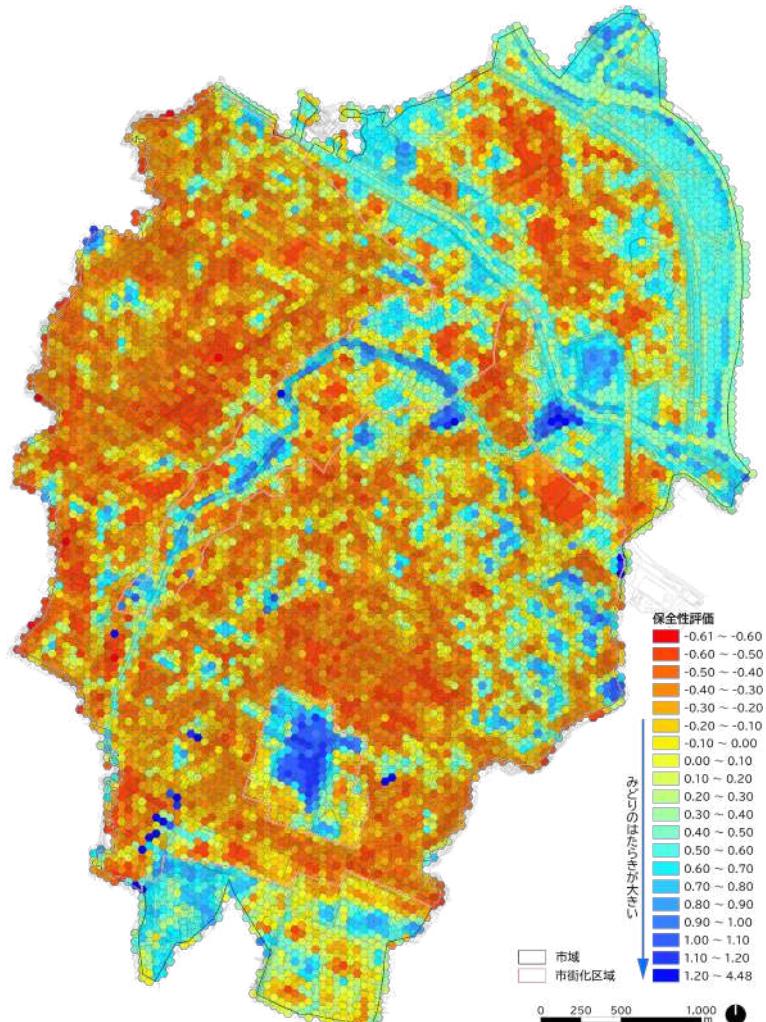


図 参-27 今ある豊かな自然を「守る」ことを検討するための評価図

1 みどりの多面的効用に着目した分析

c. みどりを新しく作ったりする「必要性」を検討するための評価

みどりを新しく作ったり改善したりする「必要性」の評価

「健康増進」、「身近な遊び場」、「にぎわい交流」、「避難場所」。これらのみどりを「利用する」視点から、新しく作ったり改善したりする必要性を評価した結果、以下のことが分かりました。

ア. みどりのサービスが充実している場所

周辺の住民にみどりのサービス（レクリエーションや防災機能など）を十分に提供できている場所としては、青葉台公園、朝霞の森、シンボルロード、朝霞中央公園、城山公園、田島緑地、内間木公園、上野荒川運動公園、黒目川、荒川、新河岸川などが挙げられます。特に朝霞の森の一帯は、周辺に多くの人が住んでいる中で、遊びや防災、にぎわいといったさまざまな機能を備えており、朝霞市の中心的な公園として大きな役割を果たしています。

イ. 今ある強みを活かし、市民のニーズに応える工夫

本町の北部、栄町の東部、朝志ヶ丘から三原、弁財にかけてのエリアは、現在、公園などのオープンスペースが少なく、人口密度が高いこともあります。こうした地域の方々が、日常の中で自然の恩恵をもっと身近に感じられるような工夫が求められています。

一方、朝霞市では、黒目川をはじめとする河川空間が、日常の楽しみや運動の場として大きな役割を果たしているのが特徴です。今後は、この独自の強みを最大限に活かし、「公園」と「河川」、そして「快適に歩ける空間」を効果的に組み合わせることで、市民の多様なニーズにきめ細かく応えていくことが重要と考えられます。点として存在する公園をつなぎ、まち全体を「みどりのネットワーク」で包んでいくことが、これから朝霞市のまちづくりの鍵となります。

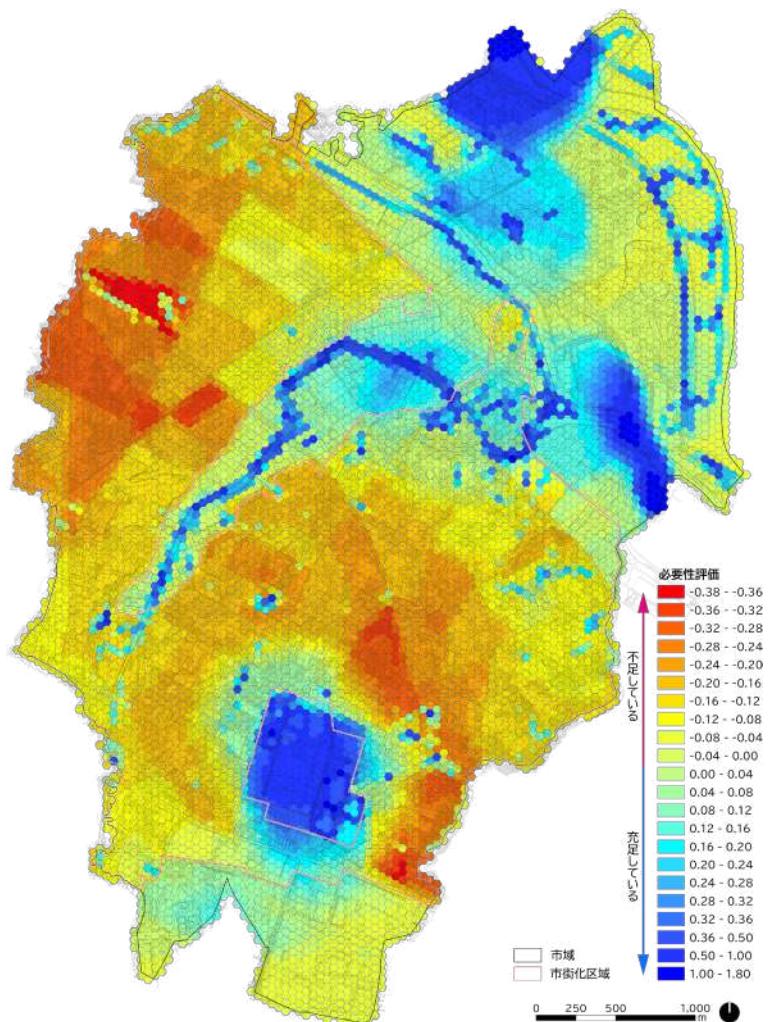


図 参-28 みどりを新しく作ったりする「必要性」を検討するための評価図

2 みどりの市民アンケート調査

(1) アンケート調査の目的と方法

朝霞市みどりの基本計画の改定にあたり、市民のみどりに対する意識や今後のまちづくりに対する意向を把握し、計画の改定に向けた検討の基礎資料とする目的として、市民アンケート調査を実施しました。

① 配布と改修の方法

- 対象者：市内に在住する 13 歳以上の市民 3,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳に基づき、地域別人口構成を考慮した無作為抽出
- 配布方法：対象者へ依頼状、アンケート用紙、返信用封筒を郵送
- 回収方法：郵送（返信先：朝霞市役所みどり公園課）または WEB 回答フォームへの入力
- 調査期間：配布：令和 6 年 9 月 27 日

回収締切：令和 6 年 10 月 15 日（投函および WEB 入力締切）

② アンケートの回収数

- 郵送法 737 人
- WEB回答 208 人
- 合計 945 人 …回答率 31.5%

③ 設問項目

表 参-9 市民アンケート調査の設問構成

属性	年齢、職業、居住歴、世帯構成、居住地
問1	朝霞市のみどりに対する満足度
問2	豊か・魅力的と感じるみどり
問3	将来に残していきたいと思うみどり
問4	市内の公園の利用頻度
問5	お住いの近くの公園について
問6	みどり豊かなまちづくりを推進するための重要な施策
問7	緑化活動・緑地保全活動への参加経験
問8	市内の公園緑地で行われるイベントやまつりへの参加経験
問9	自然環境が有する多様な機能の認知度
問10	みどりを守るための仮定の支払い意思
意見・要望	みどりのまちづくりについての意見・要望

2 みどりの市民アンケート調査

(2) アンケート調査の結果概要

① 回答者の属性

- 回答者の年代は、50代（18.2%）が最も多く、次いで60代（17.9%）、40代（15.6%）となりました。40代から60代で全体の約半数を占めています。
- 市内での居住年数は、「30年以上（36.6%）」が最も多く、次いで「20年以上30年未満（20.0%）」となりました。20年以上市内に在住している方が半数を超えており、定住性の高い回答者が多い傾向にあります。
- 世帯構成は、「その他（二世代同居等、24.7%）」が最も多く、次いで「単身者（22.6%）」、「夫婦のみ（21.3%）」となりました。また、18歳未満の子どもがいる世帯は全体の30.6%です。その内訳は、一番上の子が「小学生・中学生」である世帯が11.0%、一番上の子が「小学校入学前」である世帯が7.2%となっています。
- 回答者の居住地を地域別にみると、南部地域（38.2%）が最も多く、次いで東部地域（20.8%）、北部地域（19.8%）の順となっています。

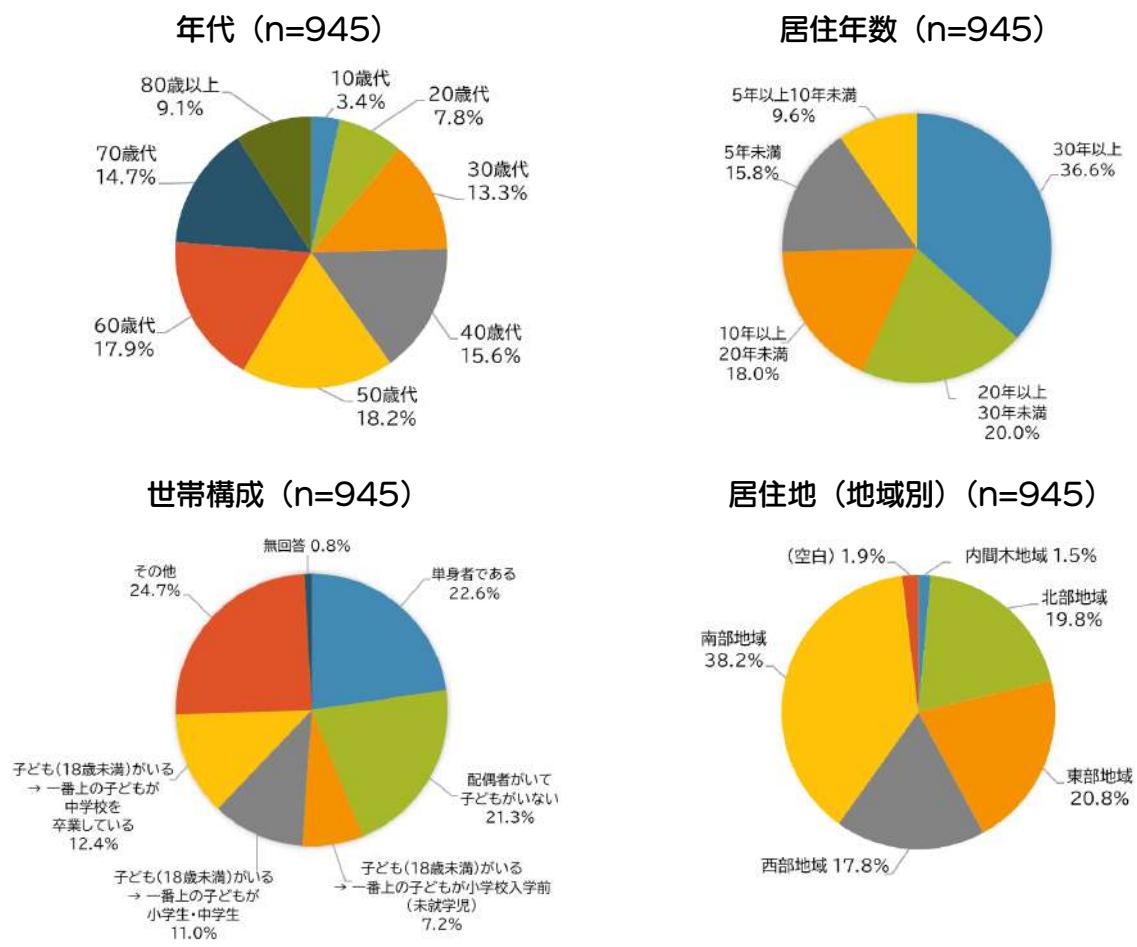


図 参-29 回答者の属性

② みどりの満足度について

a. 全体

満足度が最も高かったのは、「朝霞市のみどりの豊かさや魅力 (0.29)」で、次いで「住まいの近くのみどりの豊かさや魅力 (0.19)」となりました。一方で、満足度が最も低かったのは「公園などでレクリエーション活動が楽しめる (-0.03)」で、唯一のマイナス評価となりました。また、「災害時の避難地や拠点として機能する公園がある (0.02)」も低い評価にとどまっています。

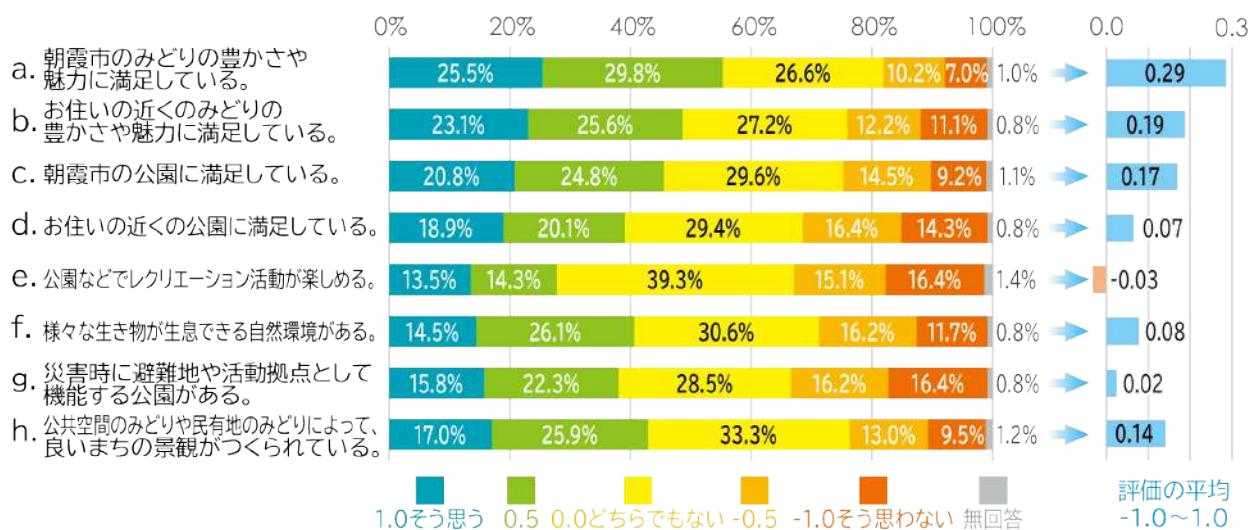


図 参-30 朝霞市のみどりに対する満足度

b. 「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に最も満足している」 × 年代別

年代別にみると、40歳代 (0.43) が最も満足度が高く、子育て世代などの現役世代から評価されている傾向が見られます。一方で、80歳代 (0.1) が最も低い評価となりました。

a. 朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している。

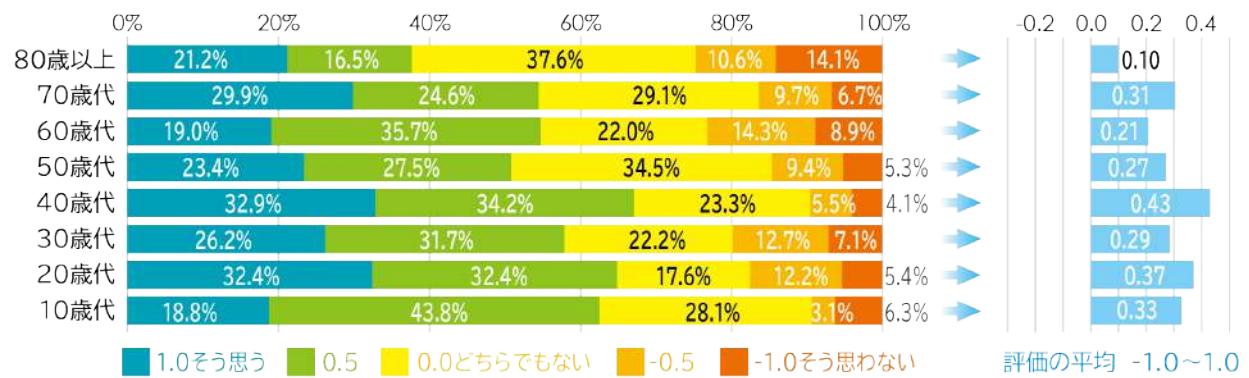


図 参-31 「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している。」《年代別》

2 みどりの市民アンケート調査

C. 「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に最も満足している」 × 地域別

地域別の傾向では、南部地域と西部地域で評価が大きく分かれる結果となりました。

- 「市全体のみどりの豊かさ・魅力」に対する満足度では、最も高いのは南部地域（0.49）で、最も低いのは西部地域（0.03）でした。
- 「住まいの近くのみどりの豊かさ・魅力」に対する満足度では、こちらも南部地域（0.41）が最も高く評価されています。一方で、西部地域（-0.10）と北部地域（-0.02）はマイナス評価となり、身近なみどりに対する満足度の低さが顕著に表れています。

a. 朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している。

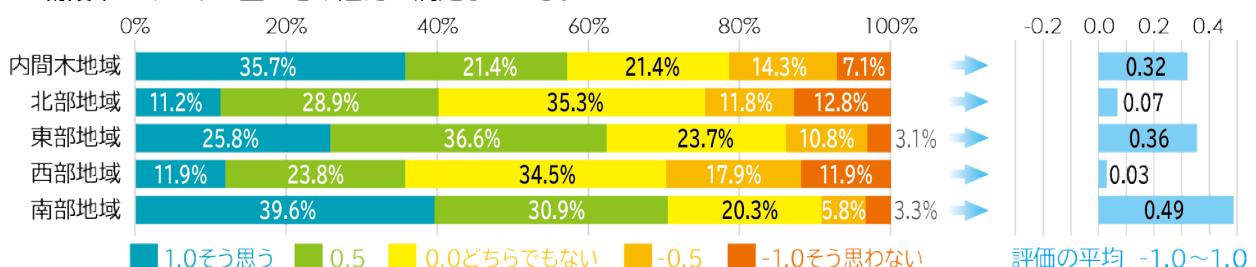


図 参-32 「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している。」《地域別》

b. お住いの近くのみどりの豊かさや魅力に満足している。

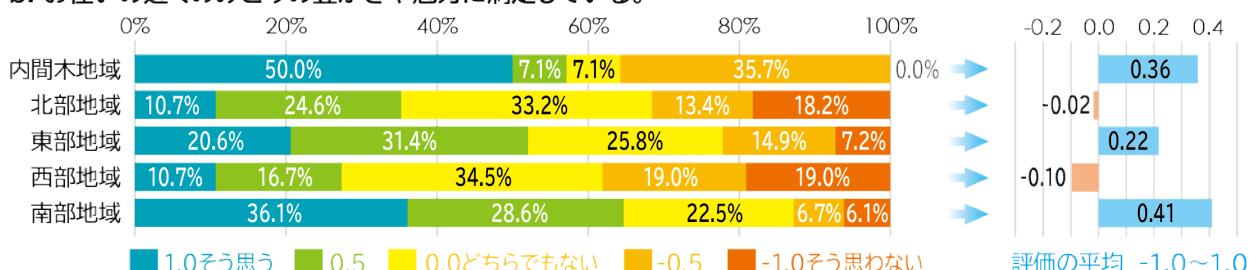


図 参-33 「お住いの近くのみどりの豊かさや魅力に満足している。」《地域別》

③ 豊か・魅力的と感じるみどり

市民が最も「豊かで魅力的」と感じる場所として、黒目川（331人）が突出して多くの票を集めました。次いで、青葉台公園やシンボルロード、朝霞の森などが上位に挙げられています。

- 河川：黒目川（331人）が最多。新河岸川や越戸川も魅力的な水辺として認識されています。
- 公園：青葉台公園（116人）、城山公園（70人）、朝霞中央公園（43人）、滝の根公園（35人）といった、面積の広い公園が高い評価を得ています。
- その他：シンボルロード（115人）や朝霞の森（106人）が、公園と同様に多くの市民に親しまれています。

④ 将来に残していきたいみどり

「将来に残していきたいみどり」については、朝霞の森（158人）と黒目川（154人）がほぼ並んで多くの支持を集めました。

- 抱点的なみどり：朝霞の森（158人）、シンボルロード（42人）、基地跡地（34人）といった、市を象徴するエリアの保全を望む声が多く寄せられました。
- 河川：魅力度でも1位だった黒目川（154人）が、将来に引き継ぐべき貴重な自然として認識されています。
- 主要な公園：地区公園である城山公園（85人）や青葉台公園（55人）、近隣公園の滝の根公園（27人）など、身近な大型公園が上位に挙がっています。

⑤ お住いの近くの公園について × 地域別

公園の設備や環境について地域別に分析したところ、地域によって評価が分かれる結果となりました。特に南部地域では肯定的な評価が多い一方、その他の地域では今後の改善を期待する傾向が見受けられます。

- 休憩施設（ベンチ等）の充実度：ベンチなどの休憩施設については、北部地域と西部地域でやや低い評価（平均スコアがマイナス）となりました。
- 安全に遊べる遊具の充実度：「安全に遊べる遊具が充実している」との回答は、南部地域（0.16）が最も高く、その他の地域では課題を感じている方の割合が比較的高い結果となっています。
- 景観の良さ：「公園の植物がよい景観をつくっている」という項目では、南部地域（0.37）で高い評価が得されました。
- 木陰（日よけ）の確保：「夏の日よけになる木陰が十分にある」という項目についても、南部地域（0.36）が肯定的に評価されています。

2 みどりの市民アンケート調査

a. ベンチなどの休憩施設が充実している。

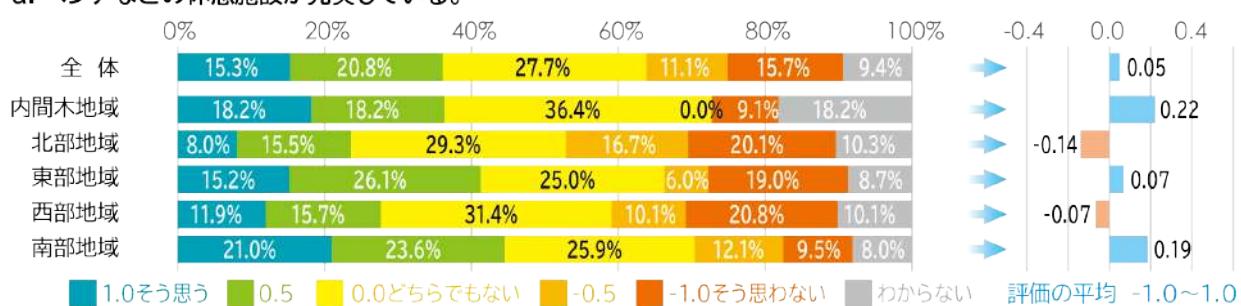


図 参-34 「ベンチなどの休憩施設が充実している。」《全体・地域別》

b. 安全に遊べる遊具が充実している。

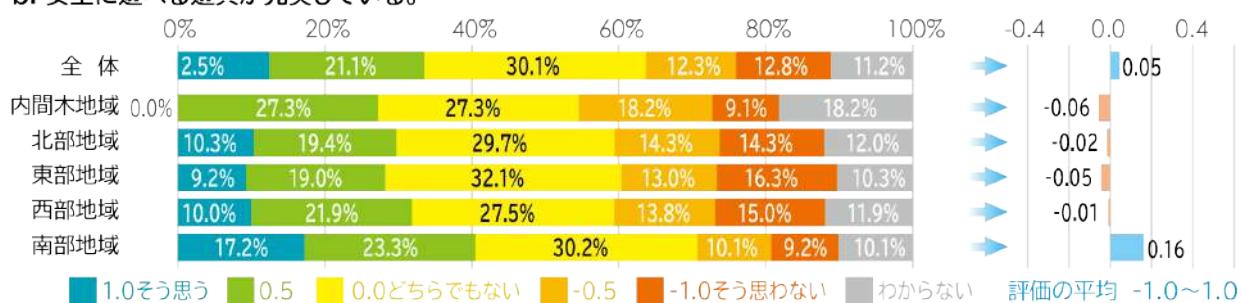


図 参-35 「安全に遊べる遊具が充実している。」《全体・地域別》

c. 公園の植物がよい景観をつくっている。

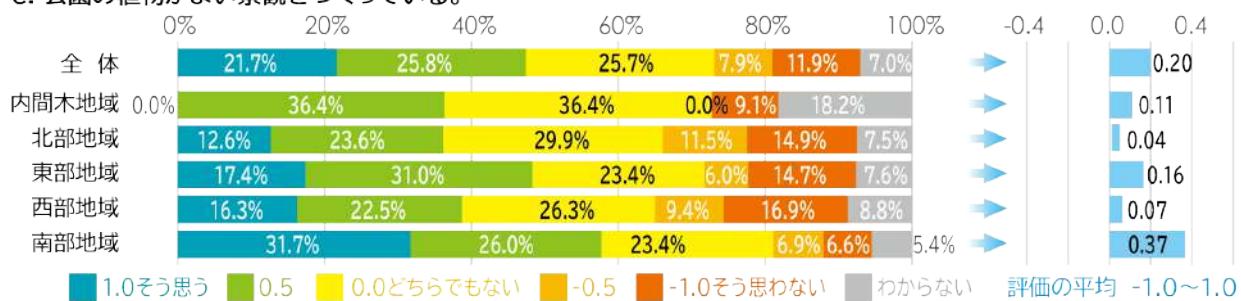


図 参-36 「公園の植物がよい景観をつくっている。」《全体・地域別》

d. 夏場の日よけになる木陰が十分ある。

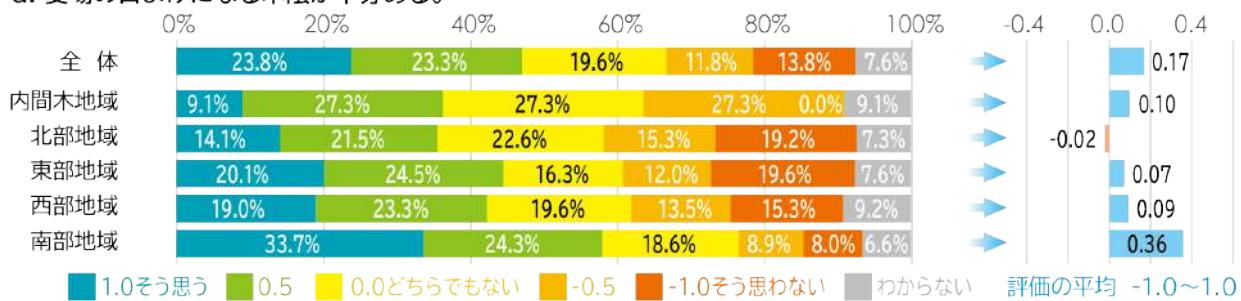


図 参-37 「夏場の日よけになる木陰が十分にある。」《全体・地域別》

⑥ みどり豊かなまちづくりを推進するための重要な施策

今後の施策については、「道路においてみどり豊かで安全に歩ける歩道空間を整備する(351件)」が最も多くの支持を集めました。次いで「だれもが気軽に利用できる身近な公園や緑地の充実(292件)」、「川沿いの遊歩道の充実(242件)」が挙げられ、日常生活に密着した整備を望む結果です。

属性・地域別の傾向を見ると、第2位の「身近な公園・緑地の充実」は、10~20代の若年層や70代以上の高齢層、未就学児のいる世帯など幅広い層から支持されています。地域別では、内間木地域(34.4%)において特に関心が高い結果となりました。

また、世代による期待の違いについては、子育て世代が「レクリエーション空間」を重視する一方で、世代が上がるにつれて「安全な歩行環境」や「自然とのふれあい」を望む声が高まるなど、それぞれのライフステージに応じたニーズの変化が見受けられます。

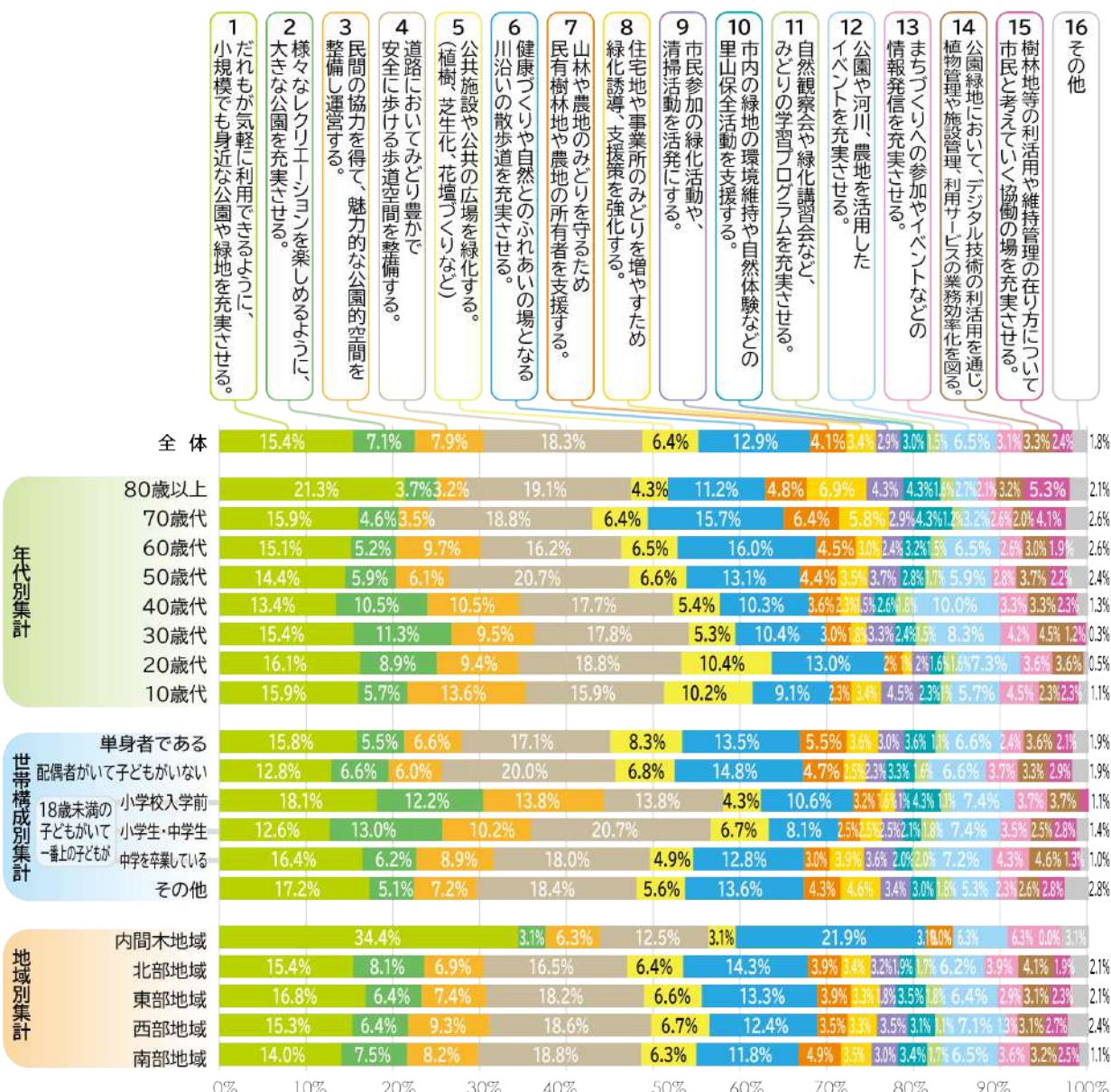


図 参-38 みどり豊かなまちづくりの推進に必要だと思われる施策
《年代別・世帯構成別・地域別集計》

2 みどりの市民アンケート調査

⑦ 緑化活動・緑地保全活動における参加経験

緑化や緑地保全活動への参加経験については、「生け垣や花壇など自宅の庭の緑化（10.7%）」が最も多く、次いで「道路などの清掃活動（10.3%）」となりました。

年代別の傾向を見ると、高齢層では清掃活動や自宅の緑化への参加経験が比較的高い一方で、若い世代ではこれらへの参加が少なくなっています。また、子育て世代においては「プレーパークなど子どもに自然との遊び方を教える活動」や「身近な生き物観察・みどりの調査」に参加する方が多い傾向にあります。

一方で、70歳代や80歳以上の層では「全ての活動に参加したことがない」との回答が他の世代に比べて高くなっています。年代によって活動への関わり方に違いが見受けられます。

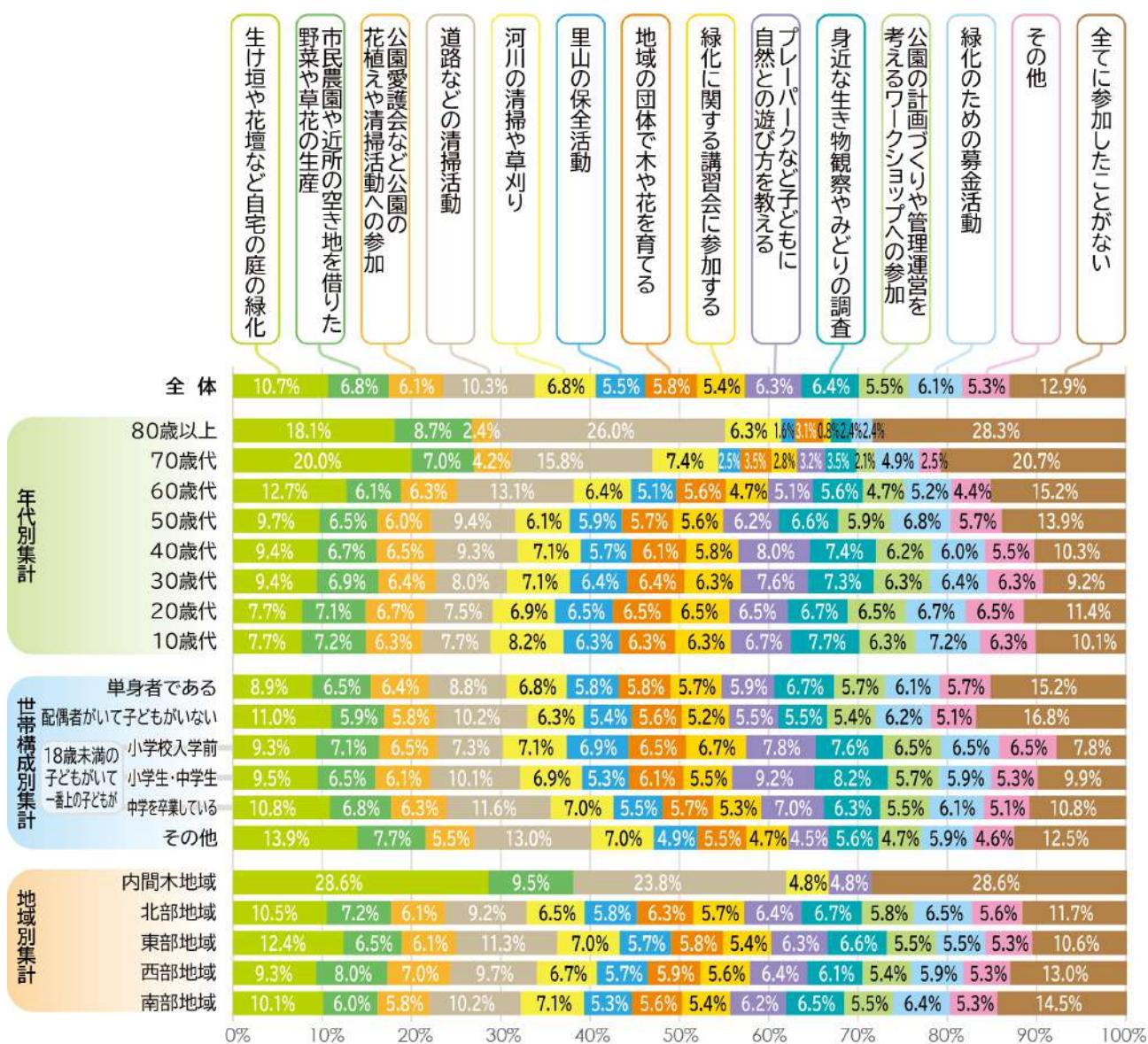


図 参-39 年代別・世帯構成別・地域別の参加活動構成比

⑧ 市内の公園緑地で行われるイベントやまつりへの参加経験について

市内の公園や緑地で開催されるイベントやまつりへの参加経験については、「彩夏祭（64.8%）」が最も多く、次いで「黒目川花まつり（46.3%）」、「身近な公園で開催される納涼祭やイベント（27.3%）」の順となりました。また、「あさか冬のあかりテラス（25.6%）」や「ASAKA STREET TERRACE（23.3%）」も上位に挙げられています。

属性別の傾向を見ると、子育て世代において「朝霞の森プレーパーク」や「農業収穫体験（じゃがいも掘り等）」、「移動式プレーパーク」といった体験型イベントへの参加割合が全体に比べて高い結果となりました。公園等の空間が、子どもたちの遊びや貴重な体験の場として活用されている状況が伺えます。

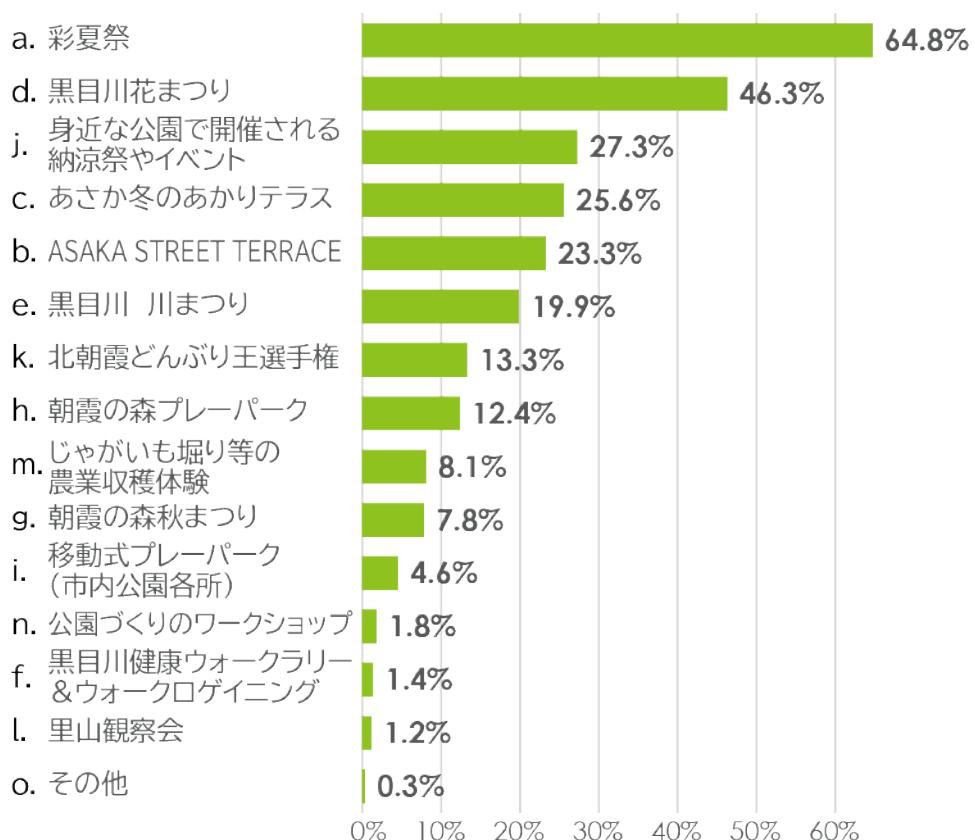


図 参-40 市内の公園緑地で行われるイベントやまつりへの参加経験

2 みどりの市民アンケート調査

⑨ みどりを守るために仮定の支払い意思について

みどりの保全に対する評価として、各機能への仮想的な支払意思額（総額1000円の配分）を調査したところ、全体では「CO₂の吸収源となり地球温暖化を緩和するみどり（158円）」が最も高く、次いで「自然災害による被害を軽減するみどり（135円）」、「都市の気温上昇を緩和するみどり（125円）」、「子どもの遊び場や散策の場となるみどり（121円）」の順となりました。

属性や地域別に見ると、子育て世代や内間木地域では「子どもの遊び場や散策の場となるみどり」への評価が最も高くなっています。ライフステージや居住環境によってみどりに期待する役割に違いが見られる結果となっています。

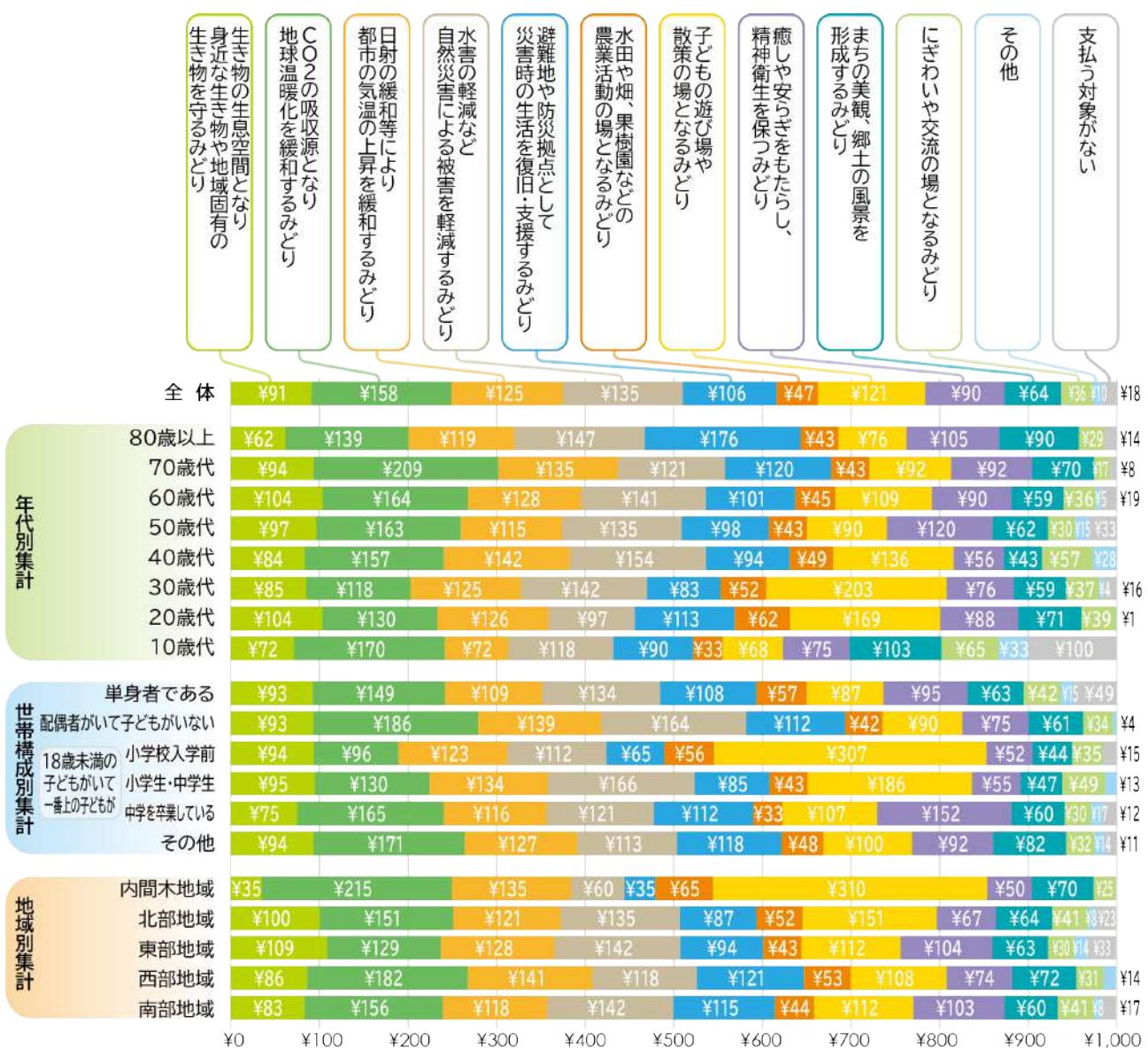


図 参-41 みどりを守るために仮定の支払い意思《全体・年代別・世帯構成別・地域別》

3 みどりの基本計画の策定に向けた市民ワークショップ

(1) シンボルロードの緑地管理を考える勉強会

令和2年にオープンした「シンボルロード」は、みどり豊かな憩いの場として多くの市民に親しまれています。一方で、木々が大きく育ちすぎて混み合ったり、手入れが必要な老木が増えたりするなど、みどりの質を保つための課題も見受けられるようになりました。

こうした背景から、これまで専門家と市民が参加するワークショップが開かれ、この場所を「どう使い、どう守っていくか」という視点から、ルールづくりに向けた話し合いが進められてきました。令和6年3月には、専門の研究機関（都市緑化機構）の樹木医の協力を得て、現地の木々の魅力や課題を整理する勉強会が行われました。

今回の勉強会は、その内容をさらに深めるものとして開催されました。みどりを管理する上で大切な視点を改めて学ぶとともに、現地の樹木を題材にして、どのような手入れ（管理項目）がふさわしいのかを具体的に解説しました。朝霞のまちのシンボルであるこの場所を、次世代へ健やかに引き継いでいくための重要なステップとなっています。



現地での勉強会の様子

- 日時：和7年1月26日（日曜日）午前10:00～12:00
- 場所：朝霞市役所大会議室（座学） → シンボルロード（現地樹木を題材とした勉強会）
- 講師：都市緑化機構環境緑化技術共同研究会 伊東伴尾 豊田幸夫 直木哲 藤田茂 今井一隆
- 参加人数：15名

【講師による現場での解説・提案の内容】

- 安全と樹林の健全性対策（どのような樹林にしたいか検討する必要がある。樹木の密度管理が必要である、大木の周りの実生木の除伐が必要である。枯れ枝や細い枝は早めに撤去することが推奨される。）
- 特定の樹木の保全が必要（シンボルツリーの保全が必要である。ヤマザクラを保全する場合は周りの木を除伐する必要がある。）
- 特定の常緑樹の管理（アオキの実生木は剪定が必要である。常緑の中木は視認性確保に配慮が必要である。）
- 貴重種の保護（日陰や落ち葉などの必要条件を確保する必要がある。貴重種の保護看板の設置が推奨される。）
- その他（林床保護のため散策路やベンチの整備が推奨される。剪定枝などでつくるバイオネストの配置も推奨される。イルミネーションは設置・撤去時に樹木へのダメージを避けることに配慮が必要である。）

3 みどりの基本計画の策定に向けた市民ワークショップ

(2) みどりの基本計画の策定に向けたワークショップ

これからのお「みどりのまちづくり」を考えるため、市民と意見を交わすワークショップを開催しました。このワークショップでは、まちの課題や魅力的な資源を見つけ出し、将来の姿やそれを実現するためのアイデアについて、グループに分かれて話し合いを行いました。

- 日時：令和7年2月22日（土曜日） 午前10:00～12:00
- 場所：中央公民館・コミュニティセンター 1階 第1・第2集会室
- 参加人数：15名

グループワークのテーマは、市民アンケート調査の結果などを踏まえ、「身近な遊び場」、「歩くことが楽しいまちづくり」、「シンボルロードの緑地管理」の3つを設定しました。



A班
(身近な遊び場)



B班
(歩いて楽しいまちづくり)



C班
(シンボルロードの緑地管理)



図 参-42 A班成果品

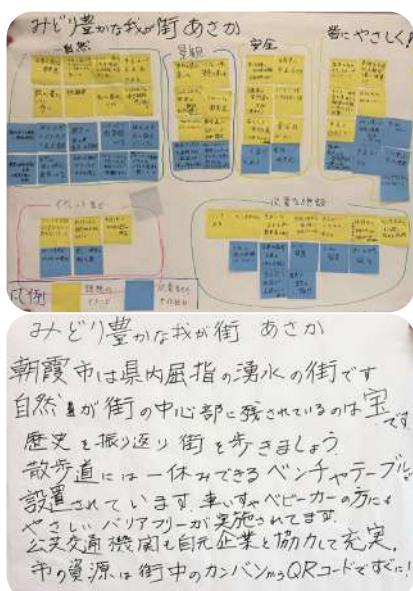


図 参-43 B班成果品



図 参-44 C班成果品

表 参-10 A班によるグループワークの内容

地域	ポテンシャルのある場所	遊びや学び、見守りの内容	現在の状態／必要なもの・仕組み
全域 ・ 広域	市内各所、公園、児童館、川の向こう側	見守り、防犯、ネットワーク、プレーパーク、ボール遊び、外遊びイベント、ウォーキング、ピクニック	<ul style="list-style-type: none"> ・各所でのイベントを通じた地域の見守り(子ども会・防犯パトロールの活用)。 ・移動型プレーパークの実施。 ・ボール遊びができる場所の確保と「場所マップ」の作成。 ・児童館から外遊び(プレーパーク)へ導く仕掛けと大人への意識啓発。 ・黒目川遊歩道の活用。
北部 地域	宮戸緑地、田島緑地、わくわくふれあい花園、産業文化センター周辺、北朝霞公園、(仮称)宮戸二丁目公園、ジェネシティ周辺	緑地活用、フィッシュウォッチング、花壇、花見、花火、新たな公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・里山クラブの活動。 ・荒川でのニジマス・バス観察。 ・産業文化センターと黒目川の一体的な活用(花火など)。 ・田島緑地への駐車場・トイレ設置の要望。 ・かつての緑地(マンション化)の記録。
東部 地域	向原公園、根岸台緑地、岡緑地、城山公園、あけばの公園、水久保公園、根岸台自然公園、越戸川近くの樹林地、旧高橋家住宅、東圓寺、根岸通周辺	プレーパーク、緑地活用、森林浴、花見、外遊び、虫取り、散策、昔遊び、芋ほり、ひな祭り体験、イベント、お茶会、竹林	<ul style="list-style-type: none"> ・里山クラブや保育園との連携。 ・城山公園の森林浴、東圓寺での文化体験。 ・旧高橋家での歴史・伝統文化体験。 ・かつて虫取りができた私有地や、住宅地・商業地化したかつての緑地の記録。 ・家族での散策スポット。
西部 地域	島の上公園、黒目川(桜堤・遊歩道周辺)	プレーパーク、水遊び、鮎釣り、フィッシュ・バードウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークの実施(魚・川遊びの増加)。 ・裸足で歩ける川としての活用。 ・アユ、カワセミなど豊富な生態系の観察。
南部 地域	中道公園、滝の根公園、朝霞の森、朝霞中央公園、陸上競技場、シンボルロード	遊具、アスレチック、冒険遊び場、キャンプファイヤー、季節の植物、ピクニック、野外調理、ウォーキング、サイクリング	<ul style="list-style-type: none"> ・「あさかプレーパークの会」による活動。 ・中道公園(遊具)、滝の根公園(アスレチック)の特色。 ・朝霞の森での多角的な体験(調理・火・自然)。 ・シンボルロードの散策路としての魅力向上。 ・課題: 日除け、テーブル、椅子の設置(滞在時間の延長)。
内間木 地域	市民農園、内間木水路、新河岸川・荒川沿い(市境)、荒川(河川内)	自然体験、収穫体験、虫取り、フィッシュウォッチング、将来的な遊び場、舟・橋(動線)	<ul style="list-style-type: none"> ・農家との協力による緑・土とのふれあい。 ・内間木水路の豊かな生態系(メダカ・ドジョウ等)の観察。 ・アクセスの改善が課題。 ・川渡し(舟)の設置や橋の活用による回遊性の向上。

[地図に書き込まれた内容を、地域ごとに整理しています。]

3 みどりの基本計画の策定に向けた市民ワークショップ

表 参-11 B班によるグループワークの内容

将来像：【みどり豊かな我が街あさか】		
分野 (キーワード)	理想のイメージ	必要なものや仕組み
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を感じる自然豊かな散歩道がある ・希少植物や野鳥の観察ができる ・豊かな農地が守られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集合住宅の開発規制 ・市民ボランティアと市職員による維持管理 ・農業振興や一次産業支援の充実 ・100年先を見据えた自然保護の検討
景観・回遊性	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水を巡る遊歩道がある（広沢の池等） ・川沿いの景色を楽しみながら歩ける ・シンボルロードに歴史や環境を伝える看板やQRコードがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園や施設を「点から線、面」へ繋ぐネットワーク化 ・シンボルロードから朝霞の森までの散策路開通 ・魅力的なルートの広報 ・環境教育に繋がる案内看板の設置
安全	<ul style="list-style-type: none"> ・車、自転車、歩行者が分離されている ・黒目川等で自転車と歩行者が区別されている ・電信柱がなく、見通しが良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・一方通行化や交通規制の実施 ・電柱の地中化（無電柱化）の推進 ・安心して歩ける道の整備（バリアフリー）
ユニバーサル デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や車椅子、ベビーカーでも歩きやすい道（段差・凹凸がない） ・「行きは良いが帰りは辛い」を解消する利便性 ・オープンデッキで買い物や食事が楽しめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの設置や歩道の拡幅 ・乗合タクシーやシェアサイクルの整備 ・バス便の拡充（地元企業との協賛・協力） ・市役所から商店街の一方通行化とテラス設置
イベント ・ 賑わい	<ul style="list-style-type: none"> ・出かけたくなるイベントや目的がある ・市役所前に常設のキッチンカーがありワクワクする ・子供たちが喜ぶ遊具がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント運営に関わるプレイヤーの育成 ・東洋大学等の学生との連携 ・楽しい遊具のある公園の増設
必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一休みできるベンチやテーブルがある ・綺麗なトイレや水飲み場が遊歩道にある ・挨拶ができる安全な環境、舗装広場がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ・テーブル、トイレ、水飲み場の設置 ・地元企業や店への協力依頼（水・ベンチの提供） ・シンボルロードから中央公園への横断歩道設置 ・スケボー等が可能な舗装広場、駐車場の整備

ひとまとめにした意見を分野（キーワード）としてまとめ、各意見を「理想のイメージ」と「必要なものや仕組み」の視点から整理しています。

表 参-12 C班によるグループワークの内容

シンボルロードの位置づけ 朝霞の森：森のコア ←→ シンボルロード：里山（まちと森が接する場）←→ 市街地：まち		
項目	理想のイメージ	必要なものや仕組み
1. ビジョンを考える	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代につなげる新しい里山（朝霞スタイル）」を理念とする。 ・名称は「朝霞の森シンボルロード」とし、朝霞の森の一部（遊歩道）として位置づける。 ・暮らし・交流・里山・里林をキーワードとし、人工的な公園ではない「まちの里山」を目指す。 ・朝霞の森を水源（流域上流部）として保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え続け、作り続けるプロセスが必要。 ・人との繋がりを強化する仕組み。 ・朝霞の森とシンボルロードを繋げる道（二期工事予定区間）を開通させる。 ・朝霞の水（地下水3割）を守る、流域保全の仕組み。
2. ゾーンの目標植生を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野に古くからある樹林（クヌギ・コナラ）を基本とし、生物多様性を大切にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンごとの目標植生の決定（樹木医の知見活用）。 ・都市における森の在り方（落葉・常緑比率の管理等）の目標設定。
3. ゾーンごとの作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目標植生に基づき、適切に更新・管理された安全な樹林地。 ・枝を残した剪定により、鳥や花が集まる環境。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「木を切らないと日光が当たらない」等の管理の常識を伝え、残していく仕組み。 ・土壤改善のためのボーリング（コンクリートへの穴あけ等）の実施。
4. 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、市、専門家が協力し、管理の役割分担が明確化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が管理に協力する仕組み。 ・「誰が点検し、誰が何をするか」を明確にした具体的な作業計画の策定。 ・危険木の伐採等は3者立ち会い（市民・市・専門家）で行う。
5. 実行と見直し体制	<ul style="list-style-type: none"> ・常に内容を評価し、見直しができる仕組みがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しのための継続的な仕組みづくり。
歴史を次世代に伝える	歴史を次世代（子どもたち）に伝える。	基地の歴史だけでなく、それ以前の武蔵野の森の歴史から教える仕組み。子どもが森に入り興味を持つ機会の創出。
生き物とのふれあい	カブトムシや鳥がたくさん来る環境。	落ち葉を堆肥（バイオネスト）として活用し、カブトムシを育てる。巣箱の設置など、鳥が来る仕組み。
墓地跡地の中	墓地跡地内部の樹林の変化を把握する。	内部に入る機会を設け、10年間で変化した現在の樹林環境を知る調査。
保安・防犯	安全な場所であること。 適度な照明（生態系配慮と防犯の両立）。	シンボルロードの保安・防犯の仕組みづくり。
利便性	トイレや各施設へのアクセスが良い。	横断歩道を増設し、シンボルロードから周辺公共施設（公民館等）のトイレを利用しやすくなる。

4 みどりの取組（施策の個表）

1 著らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える

施策の柱	基本施策	個別施策
1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上	①特別緑地保全地区の指定 ②保護地区・保護樹木制度の運用 ③指定文化財制度の運用 ④公有地化による樹林地等の確保 ⑤景観重要樹木の指定
	(2) 良好的な里山環境の維持・再生	①里山保全活動の推進 ②里山管理ガイドラインの策定
	(3) 都市農地の保全	①生産緑地・特定生産緑地制度の運用 ②遊休農地の活用促進 ③景観作物の栽培 ④災害時の都市農地の活用
1-2 水辺の保全	(1) 勝水の保全	①湧水地及び周辺環境の保全 ②雨水貯留浸透の推進
	(2) 河川の保全	①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全 ③朝霞調節池内の湿地環境の保全
1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進	①身近な公園の適正配置 ②基地跡地公園の整備推進 ③内間木公園の整備推進
	(2) 公園機能の充実	①防災機能の充実 ②バリアフリー・インクルーシブデザインの推進
	(3) 公園の維持管理の充実	①施設の維持管理の充実 ②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定
1-4 道路・河川の みどりの育成	(1) 街路樹・並木の整備と管理	①持続的な植栽の在り方に関する検討 ②街路樹の適正な維持管理
	(2) ウオーカブルな空間整備	①河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理 ②歩道のネットワーク化と管理 ③休息や健康づくりの場の整備
1-5 公共施設・民有地の みどりの育成	(1) 公共施設のみどりの 整備・管理	①公共施設の緑化と管理 ②維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定
	(2) 民有地のみどりの 整備促進	①緑化支援制度の運用 ②まちづくり制度を活用したみどりの確保

2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる

施策の柱	基本施策	個別施策
2-1 みどりの担い手の育成と連携	(1) みどりの担い手の育成	①プレーパークの推進 ②みどりの講習会等の実施 ③環境学習の実施 ④教育分野における農業体験の促進 ⑤食育の推進
	(2) 担い手の連携の拡充	①担い手のマッチング ②ボランティア活動団体の交流の促進 ③民間企業等の参画の促進 ④農の担い手の育成
2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	(1) 公園等の管理を通じたまちづくり	①公園センター制度の推進 ②市民や活動団体による朝霞の森の管理運営 ③みどりのリサイクルの推進
	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保	①市民農園の推進 ②市民緑地制度等の活用 ③公園ごとの利用ルールづくり
2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	(1) みどりのモニタリングの実施	①グリーンインフラの実態調査の実施 ②市民協働の生き物調査による生物データベースの整備 ③みどりの市民アンケート調査の実施
	(2) みどりの普及啓発の推進	①グリーンインフラの多面的効用の評価と公表 ②グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導 ③地域社会に貢献するみどりづくりの促進
2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用	①補助金等の活用 ②みどりのまちづくり基金等の運用
	(2) みどり・公園分野におけるDXの推進	①公園におけるDXの推進 ②WEBを活用したグリーンインフラの普及啓発

3 みどりのある暮らしを楽しむ

施策の柱	基本施策	個別施策
3-1 みどりのシティプロモーションの展開	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催	①みどり空間を活用したイベントの開催 ②里山環境の活用 ③農を通じた交流の場づくり
	(2) 情報発信の強化と充実	①みどりの情報発信 ②市民イベント情報の集約と発信
3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ	①家庭での緑化や菜園づくり ②農産物直売施設等の利用 ③地産地消の実践 ④みどりを生かした健康づくり ⑤みどりのイベントへの参加
	(2) みどりのボランティア活動への参加	①みどりのボランティア活動への参加 ②みどりのリサイクルへの参加 ③みどりに係る講習会への参加
	(3) みどりの交流の拡大	①民間のみどりの公開 ②SNSを活用したみどりの交流

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上														
個別施策	① 特別緑地保全地区の指定		実施状況	継続													
方向性	市内に残されている良好な樹林地等のうち、特に保全が必要な区域について、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進し、緑地の担保性の向上と永続的な保全を図ります。																
内 容	<p>○都市緑地法に基づく制度であり、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制するものです。</p> <p>○樹林地等の緑地を保全する規制力が非常に強い手法であり、原則として現状を維持しながら保全を図ります。</p> <p>○現在保全策が講じられていない良好な樹林地のうち、地権者の同意が得られる箇所について順次指定を検討します。特に、宮戸、郷戸、新屋敷の既指定区域と一体となる未指定の樹林地等について、重点的に指定を進めます。</p>																
対応指針	1-1) 健全な水循環 1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景																
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課														
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上														
個別施策	② 保護地区・保護樹木制度の運用		実施状況	継続													
方向性	朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木制度を適切に運用し、市内の貴重な樹木や樹林地の保全を図ることで、地域のみどりの景観形成と生態系の維持に貢献します。																
内 容	<p>○朝霞市緑化推進条例に基づき、市内の樹木や樹林地のうち、特に保護すべきものを保護樹木や保護地区として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定を受けた樹木等の所有者に対し、維持管理費用の一部を助成するため、固定資産税額や指定期間に応じた奨励金を年に1回交付しています。これにより、所有者の負担軽減を図りながら、良好なみどりの資産を将来へと受け継ぎます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 【指定基準】 《保護地区》 - 樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m²以上であるもの - 樹木のある神社または寺院の境内 - その他市長が特に必要と認めたもの 《保護樹木》 - 高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの - 樹形が特に優れているもの - その他市長が特に必要と認めたもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 【交付金額】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【指定基準】 《保護地区》 - 樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m ² 以上であるもの - 樹木のある神社または寺院の境内 - その他市長が特に必要と認めたもの 《保護樹木》 - 高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの - 樹形が特に優れているもの - その他市長が特に必要と認めたもの	【交付金額】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table>	3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	3年まで	樹木1本当たり 1,800円	3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円		
【指定基準】 《保護地区》 - 樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m ² 以上であるもの - 樹木のある神社または寺院の境内 - その他市長が特に必要と認めたもの 《保護樹木》 - 高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの - 樹形が特に優れているもの - その他市長が特に必要と認めたもの	【交付金額】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">3年を超え6年まで</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">6年を超えるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table>	3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	3年まで	樹木1本当たり 1,800円	3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円				
3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額																
3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額																
6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額																
3年まで	樹木1本当たり 1,800円																
3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円																
6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円																
対応指針	1-1) 健全な水循環 1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景																
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課														

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上			
個別施策	③ 指定文化財制度の運用		実施状況	継続		
方向性	文化財保護法等に基づく指定文化財制度を適切に運用し、自然要素を有する史跡や天然記念物等の文化財を保護・活用することで、歴史的・文化的価値のある緑地の保全を推進します。					
内 容	<p>○国指定重要文化財旧高橋家住宅、県指定史跡松塚古墳、広沢の池や二本松などの市指定史跡、代官水、根岸台のナツグミ(石原家)やユズ(高橋家)などの市指定天然記念物といった、自然要素を多く含む文化財の保護と活用に努めます。</p> <p>○剪定、除草、清掃などのきめ細かな維持管理を継続し、地域の歴史遺産と周囲の自然環境が調和した、朝霞市らしい歴史的風致を形成する景観を維持します。</p>					
対応指針		1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景
関係者	行政、地権者	担当課	文化財課			
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上			
個別施策	④ 公有地化による樹林地等の確保		実施状況	継続		
方向性	市内に残されている特に保全が必要な樹林地等について、公有地化を推進することで、緑地の永続的な保全を図ります。					
内 容	○市民や専門家の意見に基づき緑地の価値を適切に判断した上で、市が直接取得し管理を行います。市が所有・管理を行うことで、開発行為等による緑地の消失を未然に防ぎ、豊かな自然環境を将来へ確実に継承していくことを目的とします。					
対応指針		1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課			
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上			
個別施策	⑤ 景観重要樹木の指定		実施状況	継続		
方向性	景観法に基づく景観重要樹木の指定を推進し、地域のシンボルや景観上重要な樹木を保全することで、朝霞らしい美しい都市景観の形成を推進します。					
内 容	<p>○景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たす樹木を景観重要樹木として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定の提案があった樹木に対し、地域の自然や歴史、文化からみて景観上の特徴があることや、道路などの公共の場所から誰もが容易に眺めることができるといった基準をもとに、朝霞市景観審議会の審議を経て指定を行います。</p> <p>○指定により、安い損失を防ぎ持続的な保全を図るとともに、各種の補助や優遇措置、専門家による適正な助言を受けることが可能となり、適切な維持管理を支援します。</p>					
対応指針		1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	
関係者	行政、地権者	担当課	まちづくり推進課			

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生				
個別施策	① 里山保全活動の推進		実施状況	継続			
方向性	特別緑地保全地区などの里山環境において、ボランティア団体等との協働により、枯損木の処理、間伐、除草、清掃活動などを継続的に実施し、良好な里山環境の維持と再生を推進します。						
内 容	○里山は多様な生物が生息する豊かな生態系を有しており、重要な役割を担っています。この取組は、市民ボランティアの協力を得て、里山の健全な状態を保つための保全活動を行うものです。これにより、生物多様性の保全や景観の維持、さらには市民の環境意識の向上を図ります。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-6) 農業活動	2 支える指針
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課				
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生				
個別施策	② 里山管理ガイドラインの策定		実施状況	新規取組検討			
方向性	里山管理ガイドラインを策定し、適切な管理手法を明確にすることで、市民ボランティアや関係者が一貫性のある効果的な保全活動を行えるよう支援し、里山環境の質を向上させます。						
内 容	○里山の生態系を健全に保ち、その多面的な機能を最大限に引き出すためには、科学的根拠に基づいた管理が必要です。 ○本ガイドラインでは、間伐の時期や方法、外来種対策、生物多様性への配慮など、具体的な管理手法を提示します。これにより、管理活動の効率化と里山の質の向上を図り、将来にわたって持続可能な里山保全の実現を目指します。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-10) 避難地	2 支える指針
関係者	行政	担当課	みどり公園課				
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全				
個別施策	① 生産緑地・特定生産緑地制度の運用		実施状況	継続			
方向性	都市農業振興基本法によりるべき土地と位置づけられた都市農地を守るために、生産緑地制度や特定生産緑地制度を適切に運用します。農地の保全により、食料供給や防災、景観形成といった多面的な機能の維持を推進します。						
内 容	○生産緑地制度は市街化区域内の農地を計画的に保全し農業の継続を目指す制度で、指定により税遇を受けられる一方、管理義務が生じます。 ○特定生産緑地制度は指定から30年経過後も10年ごとに期限を延長し税優遇を継続する仕組みであり、未指定の場合は税負担が増え農業継続が困難になる可能性があります。 ○本市では条例により指定面積の要件を500m ² 以上から300m ² 以上に引き下げており、より多くの農地を生産緑地に指定できるようにしています。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-6) 農業活動	
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課				

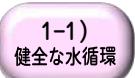
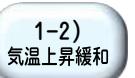
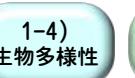
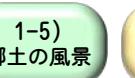
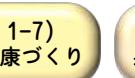
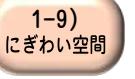
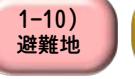
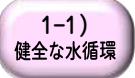
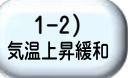
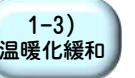
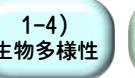
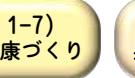
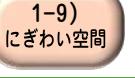
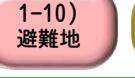
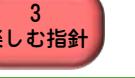
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全				
個別施策	② 遊休農地の活用促進		実施状況	継続			
方向性	遊休農地の発生防止および解消に向けた取組を推進し、適切な農地利用を促すことで、農地の保全を図ります。						
内 容	<p>○農業委員会による農地パトロールを継続的に実施し、遊休農地の発生や違反転用を未然に防ぎます。</p> <p>○所有者の高齢化や後継者不足といった課題に対し、農地の貸借を促進することで、意欲ある担い手への農地集積や新規就農者の参入を支援し、耕作放棄地の解消を目指します。</p> <p>○農地が持つ郷土景観の形成や雨水の浸透、遊水機能といった多面的な機能を重視し、地域の貴重なみどりとして、将来にわたり適正な保全と活用に努めます。</p>						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-6) 農業活動	3 楽しむ指針
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課・農業委員会				
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全				
個別施策	③ 景観作物の栽培		実施状況	継続			
方向性	肥沃な耕土の流出や飛散を防ぐため、休耕期における緑肥や景観形成作物の作付を促進します。						
内 容	<p>○市内の農家を対象に緑肥や景観作物の種子を配布し、農地の保全や遊休農地の有効活用を後押しします。</p> <p>○休耕期の裸地化を抑えることで、土壤の流出や風による砂塵の飛散を防止し、周辺の良好な生活環境の維持と豊かな農地景観の形成を並行して進めます。</p>						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-6) 農業活動	3 楽しむ指針
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課				
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全				
個別施策	④ 災害時の都市農地の活用		実施状況	継続			
方向性	都市農地が持つ災害時の防災機能を活用することで、地域の防災力の向上を図り、市民の安全・安心な暮らしを支えます。						
内 容	<p>○都市農地は、災害時の一時的な避難場所や物資の集積場所、延焼防止帯として重要な役割を担うほか、雨水浸透機能により都市型水害の抑制にも有効です。これらの多面的な機能を市民に周知し、災害時における具体的な活用方法を啓発することで、農地の重要性への理解を深め保全を促進します。</p> <p>○あわせて、避難空間等として農地を提供する「防災協力農地」の登録普及に努め、生産緑地の指定時などに協定締結を促すことで、地域全体の防災体制をより強固なものにします。</p>						
対応指針	1-6) 農業活動 1-10) 避難地						
関係者	行政、地権者	担当課	危機管理室・産業振興課				

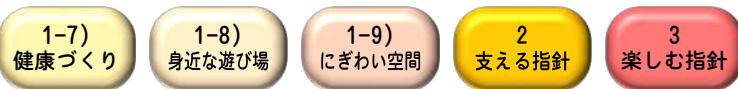
4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全	
個別施策	① 湧水地及び周辺環境の保全	実施状況	継続	
方向性	広沢の池や代官水などの湧水地を適切に管理するとともに、周辺の森林や農地の保全、透水性舗装や浸透枠の設置推進等を通じて、湧水源の涵養を促し、湧水環境の保全を図ります。			
内 容	<p>○かつて灌漑用水に利用された広沢の池や、江戸時代から地域で活用されてきた代官水、豊富な水量を誇る岡特別緑地保全地区内の湧水地をはじめ、市内には 20 か所以上の湧水地が確認されています。</p> <p>○これらは地域の貴重な自然資源であり、生態系の維持や景観形成に重要な役割を果たすため、普及啓発や土地所有者の理解を通じて保全に努めます。</p> <p>○また、湧水の源となる周辺の森林や農地の保全に加え、雨水の地下浸透を促す浸透枠や透水性舗装の設置を広域的に進めることで、湧水の水量と水質の維持を目指します。</p>			
対応指針		1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-4) 生物多様性
				1-5) 郷土の風景
関係者	行政、地権者、市民	担当課	みどり公園課・文化財課・環境推進課	
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全	
個別施策	② 雨水貯留浸透の推進	実施状況	継続	
方向性	雨水貯留浸透施設等の設置指導や補助金制度の活用を通じて、雨水の地下浸透・貯留を推進します。これにより湧水源の涵養や都市型洪水の抑制を促し、健全な水循環の維持と再生を図ります。			
内 容	<p>○都市化に伴う浸透面積の減少や気候変動による集中豪雨の増加に対し、河川や下水道への負担軽減と水害の防止を図るため、各施設への雨水流出抑制施設の設置が重要となっています。本市では「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、500 m²以上の開発事業における雨水流出抑制施設の設置を推進しています。また、500m²未満については、浸透ますの設置をお願いしています。</p> <p>○朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助制度は、温室効果ガスの排出抑制や雨水の有効活用、河川への流出抑制を目的として、環境に配慮した創エネ・省エネ設備機器を設置した方に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助するものです。</p> <p>○水循環シミュレーションの結果を踏まえ、土地条件における雨水貯留浸透能力の適正配置の方針を検討し、健全な水循環を誘導するための雨水貯留浸透施設等の設置基準、緑化基準を改定し運用します。</p> <p>○公共施設の整備・再整備では、地域の健全な水循環を保全・再生させるため、雨水浸透や雨水の一時貯留等の取組を推進します。</p>			
対応指針		1-1) 健全な水循環	2 支える指針	
関係者	行政、開発事業者、市民	担当課	環境推進課・下水道施設課・開発建築課	

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全				
個別施策	①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全	実施状況	継続				
方向性	荒川クリーンエイド等の活動を通じて、荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全を推進し、良好な水辺空間の維持を図ります。						
内 容	○荒川は重要な水辺空間であり、広域的な生態系ネットワークの核を担っています。市民、行政、関係機関が連携した荒川クリーンエイド等を通じ、河川の美化と水質保全に努めます。豊かな自然環境と水辺のみどりを保護し、市民が親しめる安全で良好な空間を維持して次世代へ継承することを目指します。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民	担当課	環境推進課				
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全				
個別施策	② 黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全	実施状況	継続				
方向性	黒目川、新河岸川、越戸川の環境保全活動を継続し、生態系に配慮した河川整備、外来種対策、市民参加による清掃活動などを通じて、水辺の環境と景観を向上させます。						
内 容	○黒目川、新河岸川、越戸川は、散策や健康増進の場として市民に広く親しまれており、水とみどりのネットワーク形成における重要な要素です。これらの河川において、生態系に配慮した管理や、県・関係機関と連携した野生動植物の保護、外来種対策、環境学習を推進します。 ○朝霞市景観計画に基づき、河川の自然環境や周辺の斜面林、農地、桜並木が調和した景観の保全に努めます。 ○市民参加による清掃活動を通じて河川の美化と憩いの空間づくりを図り、活動を通じた地域の連帯感を育みます。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民	担当課	道路整備課・地域づくり支援課・環境推進課・まちづくり推進課				
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全				
個別施策	③ 朝霞調節池内の湿地環境の保全	実施状況	継続				
方向性	朝霞調節池内の湿地環境において、国や市民団体と協力し、希少な湿地植物であるトダスゲなどの保護活動を支援することで、多様な動植物の生息環境の保全を図ります。						
内 容	○朝霞調節池は、多くの生物が生息する貴重な湿地環境を有しています。特に絶滅危惧種であるトダスゲの保全活動は、地域の生物多様性を維持する上で極めて重要です。市民団体との協働により湿地の生態系を保護するとともに、将来的には自然観察会などの開催を通じて、市民が湿地の重要性を学び、豊かな自然に親しむ場としての活用を目指します。						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課				

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	① 身近な公園の適正配置		実施状況	継続
方向性	身近な公園が不足する地域の解消を目指し、住区基幹公園の整備を推進します。また、老朽化した公園のリニューアルや再編を継続的に検討し、地域住民のニーズや利用状況に応じた機能強化を図ることで、公園の魅力を高め、利用の活性化を図ります。			
内 容	<p>○市民が日常的に利用する身近な公園は、健康増進やコミュニティ形成において重要な役割を担っています。特に公園が不足している地域では、既存の土地を有効に活用し、効率的な公園整備を推進します。</p> <p>○小規模な公園に特色を持たせ、利用者の目的に合わせて公園を選べる環境を整えるため、小学校区を単位として地域住民の意見を反映させながら、遊具や広場、生物多様性に配慮したみどり豊かな空間など、個々の公園が担う機能を具体化し、特色づくりを進めます。</p> <p>○マンション開発等に伴い設置・提供される公園や児童遊園地についても、地域住民がより利用しやすいものとなるよう検討します。</p> <p>○老朽化した公園については、現在の利用ニーズに対応させるため、公園全体の機能を見直し、計画的な再整備を検討します。あわせて、近隣の複数の公園を一つの群として捉え、一体的な機能の再配置を行うことで、限られた空間資源を最大限に活用し、多様なニーズに応えられる公園へと再編を検討します。</p>			
対応指針	 1-1) 健全な水循環  1-2) 気温上昇緩和  1-3) 温暖化緩和  1-4) 生物多様性  1-5) 郷土の風景  1-7) 健康づくり  1-8) 身近な遊び場  1-9) にぎわい空間  1-10) 避難地  2 支える指針  3 楽しむ指針			
関係者	行政、地権者、開発事業者	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	② 基地跡地公園の整備推進		実施状況	継続
方向性	基地跡地における公園整備を推進することで、大規模な緑地空間を創出し、市民のレクリエーション・交流拠点として、また都市の防災拠点としての機能を強化します。			
内 容	<p>○平成 24(2012)年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、使いながらつくる、つくりながら考える広場として、市民参加により利用ルールを構築し、市民中心の管理運営に継続して取り組みます。</p> <p>○また、平成 27(2015)年 12 月に改定された朝霞市基地跡地利用計画に基づき、将来の朝霞のための憩いと交流の拠点の形成を目指し、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携したみどりの拠点ゾーンとしての整備を推進します。</p> <p>○あわせて、同計画を基本に据えながら、基地跡地公園の実現に向けた様々な事業手法の検討を行います。</p>			
対応指針	 1-1) 健全な水循環  1-2) 気温上昇緩和  1-3) 温暖化緩和  1-4) 生物多様性  1-5) 郷土の風景  1-7) 健康づくり  1-8) 身近な遊び場  1-9) にぎわい空間  1-10) 避難地  2 支える指針  3 楽しむ指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・政策企画課	

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進	
個別施策	③ 内間木公園の整備推進		実施状況	継続
方向性	内間木公園の整備を推進することで、地域の特性を活かした公園づくりを行い、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての魅力を高めます。			
内容	<p>○内間木地域は公園が少なく、遊具や広場など安全に遊べる空間が不足しています。市民意見を反映し、遊具・広場を整備し植栽の充実を図り、多世代が親しめる公園づくりを進めます。</p> <p>○公園の再整備にあたっては、Park-PFI の導入など、民間の資金やノウハウを活用した効果的な整備手法の検討を行います。</p>			
対応指針				
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実	
個別施策	① 防災機能の充実		実施状況	継続
方向性	朝霞市地域防災計画に基づき、公園への防災施設の設置を検討し、災害時に避難場所や物資集積拠点として機能する公園づくりを進めることで、都市の防災力を強化します。			
内容	○朝霞市地域防災計画に基づき、公園の防災機能を強化します。避難場所としての位置や規模を考慮し、防災倉庫やかまどベンチ、非常用トイレ等の設置を推進します。また、公園の新設時も地域特性に応じた機能を確保し、災害時の避難や活動拠点としての役割を強化します。			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課・危機管理室	
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実	
個別施策	② バリアフリー・インクルーシブデザインの推進		実施状況	継続
方向性	バリアフリーやインクルーシブデザインの考え方を積極的に取り入れ、誰もが安全で快適に利用できる公園環境の整備を図ります。			
内容	<p>○年齢、性別、障害の有無を問わず、誰もが公園を自由に利用できる環境を整備します。段差の解消や手すりの設置、多機能トイレの導入、インクルーシブ遊具の設置等を通じて、公園のアクセシビリティと利便性を高め、多様な方々に開かれた交流の場となることを目指します。</p> <p>○また、公園の整備や再整備の際には、設計段階から地域住民をはじめ、子どもから高齢者、障害のある方など様々な立場の方々の意見やアイデアを取り入れ、誰もが利用しやすく遊びやすい公園づくりを推進します。</p>			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課	

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実	
個別施策	① 施設の維持管理の充実		実施状況	継続
方向性	公園施設の安全点検を徹底し、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新を行うことで、施設の安全性を確保し、長期的な利用を可能にします。			
内 容	<p>○公園の遊具や施設は経年劣化で安全性が低下する恐れがあるため、定期点検と計画的な修繕・更新により事故を未然に防ぎ、市民が安心して利用できる環境を維持します。適切な修繕を通じて施設の長寿命化を図ることで、将来的な維持管理コストの最適化を推進します。</p> <p>○市民の多様なニーズへの円滑な対応とサービス向上のため、都市公園の一部に指定管理者制度を導入しています。今後も制度の適切な運用により、サービス向上に努めます。</p>			
対応指針		1-7) 健康づくり 1-8) 身近な遊び場 1-9) にぎわい空間 1-10) 避難地 2 支える指針		
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実	
個別施策	② 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定		実施状況	新規取組検討
方向性	公園などにおける植栽管理指針を策定し、維持管理の効率化と美観の維持を両立させることで、質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。			
内 容	<p>○植栽は公園など公共施設の景観を形成する重要な要素ですが、適切な管理が行われなければその魅力は損なわれてしまいます。</p> <p>○維持管理性と美観を両立させるため、樹種の選定や剪定方法、病害虫対策、水やりなどの具体的な基準を定めた植栽管理指針を策定します。これにより、管理作業の標準化を図り、コストを抑えつつ、年間を通じて美しい緑地空間を維持することを目指します。</p>			
対応指針		1-1) 健全な水循環 1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景 2 支える指針		
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理	
個別施策	① 持続的な植栽の在り方に関する検討		実施状況	継続
方向性	シンボルロードの緑地管理計画の検討を含め、持続的な植栽のあり方について検討することで、街路樹や並木の健全な育成と、長期的な維持管理の効率化を図ります。			
内 容	<p>○令和2(2020)年にオープンしたシンボルロードは、みどり豊かな憩いの場として親しまれる一方、樹木の老木化や過密化への対応が課題となっています。これまで専門家や市民参加によるワークショップ、樹木医を交えた勉強会を通じ、「次世代につなげる新しい里山(朝霞スタイル)」という理念のもと、管理の方向性を検討してきました。</p> <p>○今後はこの理念を具現化するため、目指す姿(ビジョン)やゾーンごとの目標植生、具体的な作業計画や役割分担、さらに見直しの体制までを網羅した緑地管理計画を策定し、持続可能な管理の指針とします。</p>			
対応指針		1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景 2 支える指針		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理	
個別施策	② 街路樹の適正な維持管理	実施状況	継続	
方向性	街路樹管理計画の策定検討を含め、街路樹の適正な維持管理を継続することで、安全で美しい街路景観を保ち、都市の緑化を推進します。			
内 容	<p>○街路樹は、良好な都市環境の形成に大きく貢献する一方で、適切な管理がなければ、通行の妨げや倒木の危険性、落葉による苦情などが発生する可能性があります。</p> <p>○計画的な剪定や病害虫対策により、樹木の健全な育成と安全で快適な道路空間の確保に努めます。</p> <p>○街路樹の適正な整備と維持管理を行うため、街路樹の配置や老朽度の調査を実施するとともに、街路樹管理に関する計画の策定について検討します。</p> <p>○また、事業中の都市計画道路における緑化や、地域住民との協働による植樹帯の維持管理を推進するとともに、国道や県道の管理者へも植栽整備を働きかけ、地域全体で美しい街路景観づくりを推進します。</p>			
対応指針	 			
関係者	行政	担当課	道路整備課	
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備	
個別施策	① 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理	実施状況	継続	
方向性	黒目川・新河岸川沿いを中心に、散策路や親水広場の整備・管理を継続することで、市民が水辺に親しみ、憩い、健康増進を図れるウォーカブルな空間を創出します。			
内 容	<p>○朝霞市景観計画に基づき、黒目川や新河岸川の自然環境、周辺の斜面林、農地、桜並木が一体となった豊かな景観を保全します。</p> <p>○これらの水辺空間において、ベンチや休憩スペースを適正に配置することで、ウォーキングやジョギング、自然観察といった多様な活動を促進し、市民が日常の中で健康的なライフスタイルを楽しめる、ウォーカブルなまちづくりを推進します。</p>			
対応指針	 			
関係者	行政、企業	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課	

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備
個別施策	② 歩道のネットワーク化と管理	実施状況	継続
方向性	歩道のネットワーク化と適切な管理を継続することで、市民が安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保し、都市の回遊性を高めます。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道は日常生活を支える重要施設です。段差解消や舗装改善、幅員確保、街路樹との調和により、高齢者や障害者など誰もが安心して利用できる歩行空間を整備します。 ○歩行環境のネットワーク化を継続的に推進することで、公共交通機関へのアクセス向上やまちなか散策の活性化を図り、安全で快適に移動できる都市の回遊性の向上に貢献します。 		
対応指針		1-2) 気温上昇緩和 1-7) 健康づくり 2 支える指針 3 楽しむ指針	
関係者	行政	担当課	道路整備課

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウオーカブルな空間整備
個別施策	③ 休息や健康づくりの場の整備	実施状況	継続
方向性	まちなかベンチ、ポケットパーク、健康遊具の設置等を通じ、市民が気軽に休息したり、健康づくりに取り組んだりできる場を整備することで、都市の快適性と市民の健康増進を図ります。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ウオーカブル推進都市として、駅前や商業施設周辺、公園の入口等にベンチやポケットパークを整備し、誰もが日常的に休息できる快適な都市空間を創出します。 ○あわせて、市内の散策路や散歩コースとの連携を考慮し、公園等へ健康遊具を計画的に配置することで、高齢者をはじめとした市民が気軽に運動に取り組める機会を提供します。 ○これらの整備にあたっては、市民や事業者からの寄附活用なども含めた多様な手法を検討し、官民が連携して市民の健康増進を支える環境づくりを推進します。 		
対応指針		1-7) 健康づくり 2 支える指針 3 楽しむ指針	
関係者	行政	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(1) 公共施設のみどりの整備・管理
個別施策	① 公共施設の緑化と管理	実施状況	継続
方向性	市役所、保育園、公民館、学校など、様々な公共施設の緑化を推進し、その適切な管理を行うことで、良好な景観形成や夏の暑さ対策などを進めます。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の敷地内や壁面、屋上など、多様な場所での緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果、景観の向上を図ります。緑化された空間は、市民の憩いの場や環境教育の場としても活用し、適切な維持管理によりみどりの健全な成長を促します。 ○花とみどりにあふれたうるおいあるまちづくりに向けて、駅前広場や道路、公共施設等への花壇整備を進めるとともに、町内会やボランティア団体等と協力したプランターの維持管理や道路清掃などの市民協働の活動を推進し、地域全体で魅力的な景観の維持に努めます。 		
対応指針	1-1) 健全な水循環 1-2) 気温上昇緩和 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景 2 支える指針 3 楽しむ指針		
関係者	行政、市民	担当課	各公共施設所管課

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (1) 公共施設のみどりの整備・管理					
個別施策	② 維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定	実施状況	新規取組検討				
方向性	公共施設における植栽管理指針を定め、維持管理の効率化と美観の維持を両立させることで、質の高い緑地空間を創出し、長期的な健全性を確保します。						
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の植栽は、地域の景観づくりを先導する重要な役割を担っています。 ○公園の植栽管理指針を策定する際、他の公共施設と共に通化し、公共空間全体で質の高い緑地空間を創出します。また、維持管理を効率化し、長期的な健全性を確保します。 						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政	担当課	みどり公園課				

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (2) 民有地のみどりの整備促進					
個別施策	① 緑化支援制度の運用	実施状況	継続				
方向性	生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を適切に運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。						
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○生け垣は、通風改善、美観向上、防火、耐震性といった多面的な効果を持つ緑化手法です。 ○生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。 ○また、既存の生け垣整備に加え、ヒートアイランド現象の緩和効果が期待できる高木の植栽や、雨水貯留浸透機能を有する雨庭の設置など、みどりの持つ多様な機能を最大限に発揮させるための新たな支援策の検討を進め、より質の高い住環境の創出を図ります。 						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課				

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策 (2) 民有地のみどりの整備促進						
個別施策	② まちづくり制度を活用したみどりの確保	実施状況	継続					
方向性	開発事業等における緑化指導において、まちづくり制度を積極的に活用することで、民間開発と連携した緑地の確保を促進し、計画的な都市緑化を推進します。							
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○みどり豊かな環境を創出するため、市独自の「あさか景観づくり協定」や地区計画制度などの活用を通じ、地域住民等による主体的な景観づくりのルール形成を促進します。あわせて、「朝霞市開発事業等に関する手続き及び基準に関する条例」に基づき、大規模開発やマンション建設時における緑化基準の遵守を指導します。 ○これにより、開発に伴う緑地の減少を抑制し、新たな緑地空間の創出を促すことで、民間開発と連携した計画的な都市緑化を推進し、都市全体の緑化水準の向上を図ります。 							
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-8) 身近な遊び場	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民、開発事業者	担当課	みどり公園課・まちづくり推進課・開発建築課					

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	① プレーパークの推進		実施状況	継続
方向性	プレーパークの推進を通じて、子どもの居場所づくりを促進し、子どもたちが自然の中で自由に遊び、育つ機会を提供します。			
内 容	<p>○プレーパークは、子どもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを尊重する場所であり、自然素材や廃材の活用を通じて創造性を育む遊びを奨励しています。</p> <p>○市は、運営団体への支援や活動場所の提供を行うことで、子どもたちの健全な成長をサポートするとともに、地域の子育て支援や自然体験の機会を創出します。</p> <p>○拠点となる「朝霞の森」へのアクセスが難しい地域にも遊び場を届けるため、移動式プレーパーク「プレーパーク・キャラバン」を実施し、市内全域で子どもの居場所づくりを促進します。</p>			
対応指針		1-8) 身近な遊び場	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政	担当課	みどり公園課・子ども未来課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	② みどりの講習会等の実施		実施状況	継続
方向性	専門家招へいによる勉強会などを開催することで、市民の緑化に関する知識や技術の向上を図り、みどりの担い手を育成します。			
内 容	○専門家による講習会は、市民がみどりに関する知識や最新の情報を学ぶ貴重な機会になります。こうした学びの場を通じて、市民一人ひとりが緑化活動に高い関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう支援することで、地域全体のみどりの質の向上を促進します。			
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	③ 環境学習の実施		実施状況	継続
方向性	学校による環境教育や子どもエコクラブの活動等、環境学習を支援することで、子どもたちが環境問題への理解を深め、環境保全活動への意識を高める機会を提供します。			
内 容	<p>○学校の授業を通じた地球温暖化や生物多様性、ごみ問題などの多様な環境テーマに関する学びを推進します。</p> <p>○また、環境講座の開催や環境美化ポスターの募集、子どもエコクラブの活動支援などを通じて、身近な環境教育・環境学習の機会を充実させます。こうした取組により、次世代を担う子どもたちが環境問題への理解を深め、日常生活の中で自主的な環境保全活動に取り組めるよう促進します。</p>			
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、市民	担当課	教育指導課・環境推進課・資源リサイクル課	

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	④ 教育分野における農業体験の促進	実施状況	継続	
方向性	学校教育において農業体験を促進することで、こどもたちが食や農業への理解を深め、自然との触れ合いを通じて豊かな心を育む機会を提供します。			
内 容	<p>○学校の授業や課外活動に農業体験を取り入れることで、作物の生長を学び、食のありがたみや命の大切さを実感する機会を創出します。実際に土に触れ、自然の中で活動することは、こどもたちの五感を刺激し、豊かな感性や自然への畏敬の念を育むことにつながります。</p> <p>○こうした次世代の食育と環境教育を一体的に推進することで、こどもたちが身近な自然や食への理解を深め、心身ともに健やかに成長することを目指します。</p>			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、農業従事者	担当課	教育指導課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成	
個別施策	⑤ 食育の推進	実施状況	継続	
方向性	食育を推進することで、市民が食に関する正しい知識と選択能力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう支援します。あわせて、都市農業の重要性についても市民の理解を深めます。			
内 容	<p>○食育は、健康な心身を育む上で不可欠な取組です。本市では、学校給食における地場産食材の積極的な活用に加え、地元農産物を用いた料理教室や農業体験と連携したプログラムを通じ、食の循環や都市農業が果たす役割への理解を深めます。</p> <p>○こうした活動を通じて、市民が食への意識を高め、地域に根ざした健全な食生活を自発的に実践することを促進します。</p> <p>○また、地産地消を推進することで、農の恵みを感じられる豊かな食文化の継承と、市民の健康的な暮らしの実現を目指します。</p>			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、農業従事者	担当課	健康づくり課・学校給食課・教育指導課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充	
個別施策	① 担い手のマッチング	実施状況	新規取組検討	
方向性	管理できない緑地と保全活動を行う市民組織とのマッチングを行うことで、緑地管理の効率化と市民活動の活性化を図ります。			
内 容	<p>○緑地を所有しているものの管理に苦慮する個人や団体と、保全活動を希望するボランティア団体を繋ぐマッチングの仕組みを構築します。</p> <p>○市民が主体となって活動できる場を広げることで、みどりを通じたコミュニティの形成や市民活動の活性化を促進します。地域全体でみどりを守り育む体制を整えることで、管理の効率化を図るとともに、持続可能な緑地管理と良好な景観の維持を目指します。</p>			
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充	
個別施策	② ボランティア活動団体の交流の促進	実施状況	継続	
方向性	生物多様性市民懇談会の開催や緑地保全に関する勉強会の開催などを通じ、ボランティア団体間の交流を促進し、連携強化を図ることで、活動の質の向上と持続性を高めます。			
内 容	<p>○市内で活動する様々な緑化・環境保全団体が、互いの活動内容や課題を共有し連携を深める場を提供します。団体間の情報共有やネットワーク化を図ることで、共通の課題に対する効果的な解決策を共に検討できる体制を構築します。</p> <p>○こうした連携の強化により、各団体のスキルアップやモチベーションの維持を支援し、地域全体で質の高い保全活動が持続的に行われることを促進します。市民団体と行政が一体となった強固な推進体制を構築し、みどり豊かな地域社会の実現を目指します。</p>			
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充	
個別施策	③ 民間企業等の参画の促進	実施状況	新規取組検討	
方向性	公募設置管理制度(Park-PFI)などの導入により、民間事業者等の参画を促進し、多様な主体との協働によるみどりのまちづくりを推進します。			
内 容	<p>○民間資金等を活用した Park-PFI を導入し、収益施設を伴う魅力的な公園づくりを促進します。市の財政負担を軽減し、にぎわい創出と自立的な運営の両立を図ります。</p> <p>○企業の CSR 活動やネーミングライツ、カーボンオフセット等による参画を検討し、専門技術を持つ企業との連携による質の高い緑地管理や環境教育を推進します。行政と民間事業者がパートナーとして連携を深め、持続可能なみどりのまちづくりを目指します。</p>			
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、企業	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充	
個別施策	④ 農の担い手の育成	実施状況	継続	
方向性	出荷組合や農業後継者組織の強化・充実を積極的に支援し、農業担い手の育成を図ります。			
内 容	<p>○都市化が進む中で持続可能な農業を推進するため、多様な担い手の育成・確保を進めます。市民に身近な庭先販売や販売拠点である直売所の販売力を高めるため、農産物直売団体への支援を行うとともに、出荷組合の活動を支えることで生産者の経営安定化を促進します。</p> <p>○また、将来の地域農業を担う朝霞市農業青年クラブ等の農業後継者組織を支援し、組織の強化を通じた次世代への確実な技術継承と安定した後継者の確保を目指します。こうした多角的な取組により、地域農業の振興を図ります。</p>			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課	

施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等の管理を通じたまちづくり		
個別施策	① 公園サポーター制度の推進		実施状況	継続
方向性	公園管理団体(公園サポーター)制度を推進し、清掃や花壇管理、見守り等の市民活動を促進することで、協働による管理体制を強化するとともに、公園への愛着を醸成します。			
内 容	<p>○公園サポーターは、地域住民が主体となって公園の維持管理に参加する制度です。清掃や花壇の手入れ、見守り活動などを通じて、公園の美化のみならず利用者の安全確保や地域コミュニティの活性化を促進します。</p> <p>○市は、活動に必要な資材の提供や情報共有、広報などを強化することで、市民の主体的な活動を支援します。地域に開かれた公園がコミュニティの拠点としてより一層活用され、市民一人ひとりの公園への愛着が深まるすることを目指します。</p>			
対応指針		1-8) 身近な遊び場 2 支える指針 3 楽しむ指針		
関係者	行政、市民		担当課	みどり公園課・道路整備課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等の管理を通じたまちづくり		
個別施策	② 市民や活動団体による朝霞の森の管理運営		実施状況	継続
方向性	基地跡地の暫定利用区域である朝霞の森において、市民と行政の協働による管理運営を継続することで、市民のニーズに応じた緑地空間の活用と、地域コミュニティの活性化を図ります。			
内 容	<p>○平成24年開設の基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、「使いながらつくる、つくりながら考える」という理念のもと、市民参加によって利用ルールの策定や管理運営に取り組んできました。市民が自由に活動できるこの広場において、市民団体との協働によるイベントの企画・実施や施設の維持管理、植栽活動などを継続し、地域コミュニティの活性化を促進します。</p> <p>○今後も市民の多様なニーズに応える柔軟な運営を継続することで、朝霞の森が多くの方に愛され、主体的に育まれる緑地空間となることを目指します。</p>			
対応指針		1-8) 身近な遊び場 1-9) にぎわい空間 2 支える指針 3 楽しむ指針		
関係者	行政、市民		担当課	みどり公園課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (1)公園等の管理を通じたまちづくり		
個別施策	③ みどりのリサイクルの推進		実施状況	新規取組検討
方向性	落葉利用や剪定枝等のリサイクルを検討・推進することで、緑地管理から発生する資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に貢献するとともに、環境負荷の低減を目指します。			
内 容	<p>○朝霞和光資源循環組合の新焼却施設建設に合わせ、両市で異なるみどりのリサイクルルールの統一を検討します。また、公園や街路樹の落葉・剪定枝を堆肥や薪、マルチング材として利活用し、廃棄物から資源へ再循環させる仕組みの構築を検討します。</p> <p>○こうした緑地管理から発生する資源の有効活用を通じて、廃棄物の削減と環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指します。</p>			
対応指針		1-1) 健全な水循環 1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-6) 農業活動 2 支える指針 3 楽しむ指針		
関係者	行政		担当課	みどり公園課

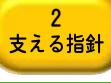
4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保					
個別施策	① 市民農園の推進		実施状況	継続			
方向性	市民農園の整備と利用を推進することで、市民が気軽に農業体験できる場を提供し、食育の推進、健康増進、地域コミュニティの活性化を図ります。						
内 容	<p>○市民農園は、市民が手軽に野菜や花を栽培できる場であることから、市民農園の整備と利用を推進し、日常生活の中で土に触れる貴重な機会を提供します。</p> <p>○農園での作業や収穫を通じた交流により、地域住民同士のつながりを深め、多世代が交流するコミュニティの形成を促進します。こうした農業体験を通じて、食育の推進や心身の健康増進を図るとともに、農のみどりを感じられる豊かな暮らしの実現を目指します。</p>						
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針			
関係者	行政、地権者、市民	担当課	産業振興課				
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保					
個別施策	② 市民緑地制度等の活用		実施状況	新規取組検討			
方向性	都市緑地法に基づく市民緑地制度等を活用し、民間所有の緑地を市民が利用できる緑地として確保することで、身近なみどりの空間を増やし、地域コミュニティの活性化を図ります。						
内 容	<p>○市民緑地認定制度は、土地所有者と市が協定を結び、民間所有の緑地を市民に公開・提供する仕組みです。これにより、開発が進む都市部においても既存の緑地を保全しつつ、地域住民の憩いの場や交流の場としての活用を促進します。</p> <p>○あわせて、本市において実績のない自然共生サイト制度、市民緑地契約制度や管理協定制度など、多様な制度の活用に向けた検討を進めます。官民が連携して戦略的にみどりの空間を確保することで、地域コミュニティの活性化と良好な都市環境の形成を目指します。</p>						
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和	1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-8) 身近な遊び場	2 支える指針
関係者	行政、地権者、市民	担当課	みどり公園課				
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策 (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保					
個別施策	③ 公園ごとの利用ルールづくり		実施状況	継続			
方向性	公園ごとの利用ルールを柔軟に設定することで、公園の多角的活用を促進し、地域資源の有効利用と市民の利便性向上を図ります。						
内 容	<p>○公園の新設・改修では、人口構成やライフスタイルの変化に伴い多様化するニーズに対応し、計画段階から住民説明会等を通じて市民の意向を反映した公園づくりを推進します。</p> <p>○また、安全と秩序を保ちつつ、過度な制限を避け、地域の実情に応じた柔軟な利用ルールを住民と共に検討します。こうした市民と行政の対話による取組を通じて、地域資源としての公園の価値を高め、誰もが親近感を持ち多目的に活用できる場の創出を目指します。</p>						
対応指針	1-8) 身近な遊び場	1-9) にぎわい空間	2 支える指針	3 楽しむ指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課				

表 資-13 今後活用を検討する緑地保全制度の概要

制度名	概 要	主な要件	メリット（支援措置）
自然共生 サイト 制度	民間の取組によって生物多様性が守られている区域を国が認定し、国際的な保全目標達成を目指す制度です。	企業や個人の森、里山などが対象です。環境大臣が認定し、良好な生態系を維持します。	認定による企業価値の向上や、国による活動支援・マッチングが受けられます。
市民緑地 認定制度	所有者の申請に基づき、市が市民の利用する緑地として認定します。民有地の有効活用を促進します。	面積 100 m ² 以上、10年以上の公開が必要です。地域住民の憩いの場として活用します。	相続税評価額の 2割減（20年以上公開）や固定資産税等の免除などの優遇があります。
市民緑地 契約制度	市や「みどり法人」が所有者と契約し、市民が利用する緑地を設置・管理する制度です。	面積 300 m ² 以上、期間 5年以上が対象です。市等が維持管理を行うため、所有者の負担がありません。	管理負担の解消に加え、20年以上の契約等で相続税評価額が 2割減額されます。
緑地保全 地域制度	都市近郊のまとまった緑地を都市計画に定め、無秩序な開発を抑制して良好な環境の維持を図ります。	無秩序な市街化防止に必要な土地が対象です。建築等の行為には市への届出が必要になります。	管理協定や市民緑地制度と組み合わせることで、より効果的な維持管理や活用が可能です。
管理協定 制度	保全地区等の所有者と市が協定を結び、所有者に代わって市などが緑地の管理を行う制度です。	特別緑地保全地区等が対象です。所有者が管理できない場合に市が代行します。	管理負担が大幅に軽減されます。20年以上の貸付等で、相続税が最大 4割減額されます。
みどり 法人制度	NPO や民間団体を市が指定し、公的な緑化の担い手として活動を促す制度です。	市長が指定した法人等が対象です。市民緑地の管理主体となり、地域の保全活動をリードします。	公的な位置づけを得ることで、所有者との交渉や資金調達、活動の展開がスムーズになります。
都市緑化 支援機構 制度	国が指定した専門機関が、市に代わって貴重な緑地を機動的に買い入れ、保全する制度です。	国土交通大臣が指定した法人が業務を担います。	土地買収による確実な緑地保全と、専門知見に基づいた質の高い維持管理が期待できます。

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施		
個別施策	① グリーンインフラの実態調査の実施	実施状況	継続	
方向性	計画改定時などの定期的なみどりの現況調査及びグリーンインフラの評価を実施することで、都市のみどりの現状と課題を把握し、効果的な施策立案に繋げます。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりの保全と創出に向けた取組の基礎となる緑被率経年変化調査を継続します。 ○今後は、従来の写真測量(正規化植生指数による緑被抽出)の手法に加え、レーザー測量による植物の高さ情報(DHM)の取得による精度の高い抽出手法を検討します。 ○また、概ね5年ごとに多面的なグリーンインフラ評価を実施し、その結果を市ホームページなどで公表することで、グリーンインフラの啓発を図ります。客観的なデータに基づく施策の検証を通じ、質の高い都市環境の形成を目指します。 			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施		
個別施策	② 市民協働の生き物調査による生物データベースの整備	実施状況	継続	
方向性	市民協働の生き物調査を継続することで、生物多様性の現状を把握し、環境教育やまちづくりへ活用します。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が参加する生き物調査は、広域かつ継続的なデータの収集を可能にするとともに、市民の環境意識を高める効果もあります。収集したデータは生物データベースとして蓄積し、環境教育プログラムの開発や緑地計画の策定に有効活用します。 ○なお、貴重種の生息情報については、保護の観点から公開範囲に十分配慮します。 ○今後は、AIによる種判定や位置情報の記録が可能な専用アプリの導入を検討し、調査の効率化とデータの精度向上を図ることで、自然と共生する豊かなまちづくりを目指します。 			
対応指針				
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策 (1) みどりのモニタリングの実施		
個別施策	③ みどりの市民アンケート調査の実施	実施状況	継続	
方向性	計画改定時等に定期的なみどりの市民アンケート調査を実施し、市民の意識やニーズを的確に把握します。また、結果を施策に反映し、市民満足度の高いみどりのまちづくりを推進します。			
内 容	○市民アンケートは、緑化施策への評価や今後期待されるみどりの取組、公園の利用実態などの多様な意見を直接収集する貴重な機会です。収集した意見を多角的に分析し、市民の視点に立った施策の改善や、変化する新たなニーズへの柔軟な対応を図り、市民一人ひとりが満足感や愛着を実感できるみどりのまちづくりを目指します。			
対応指針				
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課	

施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策（2）みどりの普及啓発の推進		
個別施策	① グリーンインフラの多面的効用の評価と公表	実施状況	新規取組検討	
方向性	朝霞市のグリーンインフラの多面的効用を評価し公表することで、市民や事業者の理解を深め、緑化活動への意識の向上と参加を促進します。			
内 容	<p>○みどりは、景観形成のほか、防災、気候変動対策、生物多様性保全、健康増進といった多面的な機能を有しています。これらのグリーンインフラがもたらす便益を客観的に評価し、WEBサイト等で分かりやすく公表することで、市民や事業者がみどりの重要性を科学的・具体的に再認識し、みどりのまちづくりへ自主的に参画するよう働きかけます。</p> <p>○また、みどりの多面的な効用への理解を深め、市民や事業者、行政が共にみどりを育む取組を広げることで、安全で快適な生活環境の実現を目指します。</p>			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課	
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策（2）みどりの普及啓発の推進		
個別施策	② グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導	実施状況	新規取組検討	
方向性	開発事業等の緑化指導において、防災や環境、景観等の多面的効用を考慮した緑化を促進することで、都市のレジリエンス向上と持続可能なまちづくりに貢献します。			
内 容	<p>○グリーンインフラは、自然の多様な機能を社会課題解決に活用する考え方です。開発事業の緑化指導では、単なる面積確保にとどまらず、雨水浸透や生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和など、みどりが持つ多面的な機能を引き出す植栽計画や配置を促進します。</p> <p>○民間開発と公的な緑化が調和した、より質の高い都市環境を創出することで、気候変動や災害に強いレジリエンスの高いまちづくりを目指します。</p>			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課・開発建築課	
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策（2）みどりの普及啓発の推進		
個別施策	③ 地域社会に貢献するみどりづくりの促進	実施状況	新規取組検討	
方向性	環境貢献や生物多様性保全につながる認証・顕彰制度の促進を通じて、民間事業者や市民による緑化活動を奨励し、地域社会全体でみどりを育む文化を醸成します。			
内 容	○企業や個人が環境に配慮した緑化活動や生物多様性保全の取組を行う際、「TSUNAG 認定」や「SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)」、「ABINC 認証」などの既存の認証・顕彰制度の積極的な活用を促進します。市内で認定や表彰等の実績が得られた場合には、その成果や活動内容を広報誌や WEB サイト等で広く紹介する支援を行い、活動の社会的価値を周知することで、参加者のモチベーション向上と企業の CSR 活動を後押しします。			
対応指針				
関係者	行政、企業、市民	担当課	みどり公園課	

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用	
個別施策	① 補助金等の活用		実施状況	継続
方向性	社会資本整備総合交付金などの補助金等を積極的に活用することで、緑化事業の財源を確保し、計画的な緑地整備・管理を推進します。			
内 容	<p>○みどりの整備や保全には、安定的な財源の確保が不可欠です。国や県の社会資本整備総合交付金等の補助制度を最大限に活用し、市の財政負担を軽減しながら、公園整備や緑地保全の取組を推進します。</p> <p>○都市緑地法の改正により創設された「機能維持増進事業」など、多様な制度の活用を検討し、外部財源の確保を通じて、持続可能なみどりの都市環境形成を目指します。</p>			
目 標				
関係者	行政	担当課	財政課・みどり公園課	
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用	
個別施策	② みどりのまちづくり基金等の運用		実施状況	継続
方向性	みどりのまちづくり基金やふるさと納税等の運用を継続・強化することで、市民や事業者からの寄附を募り、緑化活動の財源を多様化し、市民参加型のみどりのまちづくりを推進します。			
内 容	<p>○みどりのまちづくり基金は、市民や企業等からの寄附を原資として緑化や環境保全活動を支援する制度です。ふるさと納税等の活用を強化し、より多くの資金を緑化事業に充てることで、市民参加のみどりを育む取組を促進します。また、売上の一部が基金へ寄附される自動販売機の設置など、多様な手法で財源確保に努めます。寄附を通じて誰もがまちづくりに参画できる仕組みを広げ、地域全体でみどりを守り育む意識の高い社会の実現を目指します。</p>			
目 標				
関係者	行政、市民、企業	担当課	財政課・みどり公園課	
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(2) みどり・公園分野におけるDXの推進	
個別施策	① 公園における DX の推進		実施状況	新規取組検討
方向性	公園台帳のデジタル化検討や、公園案内・イベント情報周知等に DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用することで、公園管理の効率化と市民への情報提供の充実を図ります。			
内 容	<p>○公園台帳のデジタル化により、施設の老朽化状況や管理履歴を一元的に把握し、効率的な維持管理や計画的な修繕を推進します。</p> <p>○あわせて、WEB サイトや SNS 等のデジタル技術を活用し、公園の利用状況やイベント情報をリアルタイムで発信することで、市民の利便性向上と公園利用を促進します。</p> <p>○こうした IT 技術を積極的に取り入れた取組を通じて、適正な施設管理と市民サービスの向上が両立するスマートな公園管理の実現を目指します。</p>			
対応指針				
関係者	行政	担当課	みどり公園課	

施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策 (2) みどり・公園分野におけるDXの推進				
個別施策	② WEBを活用したグリーンインフラの普及啓発	実施状況	新規取組検討			
方向性	WEB等のデジタル媒体で朝霞市のグリーンインフラの役割や多面的効用を普及啓発し、市民や事業者の理解を深め、緑化活動への意識の向上と参加を促進します。					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトやSNS等のデジタル媒体を活用し、市内のグリーンインフラの具体事例や、環境・社会・経済にもたらす多面的な便益を分かりやすく発信します。 ○情報へのアクセスのしやすさを活かし、幅広い層へみどりの重要性を周知することで、緑化活動への関心向上と主体的な参加を促進します。 ○デジタルの特性を活かした積極的な広報の取組を通じて、市民や事業者と共にみどりの価値を共有し、共感の輪が広がるまちづくりを目指します。 					
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課			
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催				
個別施策	① みどり空間を活用したイベントの開催	実施状況	継続			
方向性	彩夏祭、朝霞の森秋まつり、アサカストリートテラスなど、みどり空間を活用したイベントを開催し、市民がみどりに親しみ交流する場を創出するとともに、地域の魅力を高めます。					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○彩夏祭、朝霞の森秋まつり、アサカストリートテラス、黒目川花まつり等の行事をみどり空間で開催し、多世代交流やコミュニティの絆を深める取組を促進します。 ○これらのイベントを通じて、基金への募金や緑化啓発を図るとともに、シティプロモーションの展開により、地域の魅力を市内外へ発信し、活力ある地域社会の実現を目指します。 ○また、浜崎黒目花広場でのボランティアと保育園児の種まき会等、体験を通したみどりに直接触れる機会を充実させます。 					
対応指針		1-9) にぎわい空間	2 支える指針	3 楽しむ指針		
関係者	行政、市民、企業	担当課	地域づくり支援課・みどり公園課・まちづくり推進課・産業振興課			
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催				
個別施策	② 里山環境の活用	実施状況	継続			
方向性	里山観察会や田んぼの耕作など、里山環境を活用した体験活動を促進することで、市民が里山の自然に触れ、その価値を理解し、保全活動への関心を高める機会を提供します。					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○里山を舞台に、里山フェスタや観察会、田んぼの耕作といった実体験型のイベントを実施することで、市民が直接里山のみどりに触れ、その価値を再認識する機会を充実させます。 ○市民の理解と共感に基づいた保全活動を広げることで、自然の恵みを次世代へと引き継ぐ持続可能な地域環境の形成を目指します。 					
対応指針		1-4) 生物多様性	1-5) 郷土の風景	1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課			

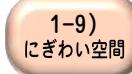
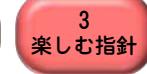
4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催		
個別施策	③ 農を通じた交流の場づくり		実施状況	継続
方向性	農業祭などのイベントを通じて、農を通じた市民交流の場を創出することで、市民の都市農業への理解を深め、地域活性化と食育の推進を図ります。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○地元農産物の販売や紹介を行う農業祭の開催により、市民が生産者と直接交流し、農への親しみや地域コミュニティの繋がりを深める機会を促進します。 ○あわせて、季節ごとの収穫体験といった農業体験事業を推進し、都市農業の魅力を発信する取組を展開することで、地産地消の推進と活力ある地域社会の実現を目指します。 			
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政、JA、農業従事者、市民	担当課		産業振興課
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (2) 情報発信の強化と充実		
個別施策	① みどりの情報発信		実施状況	継続
方向性	みどりの空間を活用したイベントのPRなど、みどりに関する情報発信を強化することで、市民のみどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促進します。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○市のウェブサイトやSNS、広報誌を活用し、公園の開花情報やイベント案内のほか、助成制度やボランティア募集等の多様な情報を発信することで、市民の緑化活動への主体的な参加を促進します。 ○樹木の多い公園や保護樹木等への樹名板の設置を進めることで、身近なみどりに対する理解を深め、樹木を大切にする市民意識の醸成を図ります。 			
対応指針		1-9) にぎわい空間	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	行政	担当課		みどり公園課
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策 (2) 情報発信の強化と充実		
個別施策	② 市民イベント情報の集約と発信		実施状況	新規取組検討
方向性	市民団体等が主催するイベントの情報を集約し、PR支援を行うことで、市民活動の活性化と、みどりに関するイベントへの市民参加を促進します。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で開催される里山観察会や花植え体験、清掃活動といった市民団体等による多様なイベント情報を集約し、市の広報媒体を通じて広く市民に周知します。 ○市民が自身の興味に合った活動を見つけやすい環境を整えることで、イベントへの参加拡大と団体活動の活性化を促進します。 ○市が市民活動の伴走者として情報を広く届ける取組を通じて、地域全体の緑化意識を高め、市民と行政が共に歩むみどりのまちづくりを目指します。 			
対応指針		1-7) 健康づくり	1-8) 身近な遊び場	1-9) にぎわい空間
関係者	行政、市民	担当課		みどり公園課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ		
個別施策	① 家庭での緑化や菜園づくり		実施状況	新規取組検討	
方向性	家庭での緑化や菜園づくりを促進し、市民が身近な場所でみどりに触れ、育てる喜びを感じる機会を提供します。これにより、みどり豊かな住環境の形成を目指します。				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ベランダでのプランター栽培や庭の花壇、家庭菜園等、市民個々の生活に合わせた緑化を奨励し、日常でみどりに触れ、育てる喜びを実感できる機会の創出を目指します。 ○初心者向けの講習会や情報提供といった、誰もが気軽に緑化に取り組める支援体制の整備を取組として進めます。個々の家庭での緑化を地域で繋げ、みどり豊かな住環境の実現を目指します。 				
対応指針		1-2) 気温上昇緩和	1-4) 生物多様性	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	市民、行政	担当課		みどり公園課	
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ		
個別施策	② 農産物直売施設等の利用		実施状況	継続	
方向性	浜崎農業交流センターや市役所での直売などで、朝霞市内で生産された新鮮な農産物の供給を促進します。				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○浜崎農業交流センターや市役所で開催される「あさか新鮮野菜市」等を通じて、新鮮な地場産野菜や花の販売を促進します。 ○直売拠点は、生産者と消費者が直接交流し、安心感を持って農産物を手に取れる貴重な場です。流通コストの削減による生産者の収益向上や地域経済の活性化を図る取組を進めることで、地産地消が根付いた豊かな食と農のまちづくりを目指します。 				
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	行政、農業従事者	担当課		産業振興課	
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ		
個別施策	③ 地産地消の実践		実施状況	継続	
方向性	地場産野菜等の購入を促進することで、地産地消を実践し、都市農業の活性化と食の安全・安心への意識向上を図ります。				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○旬の地場産野菜を食卓に取り入れることは、日々の食事を通じて季節の変化を味わい、朝霞の豊かな恵みを五感で楽しむ取組です。市内の直売所や農地を身近に感じ、生産者の顔が見える「安心」を暮らしに選ぶライフスタイルを促進します。 ○食を通じて地域のみどりに愛着を持ち、都市農業の活気と健やかな暮らしが心地よく共鳴するまちの実現を目指します。 				
対応指針		1-6) 農業活動	2 支える指針	3 楽しむ指針	
関係者	市民、農業従事者、行政	担当課		産業振興課	

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ			
個別施策	(4) みどりを生かした健康づくり		実施状況	継続		
方向性	グリーントレイルマップの作成や、公園などにおける健康遊具の設置を通じて、みどりを生かした健康増進を推進することで、市民の健康的なライフスタイルを支援します。					
内 容	<p>○公園でのラジオ体操や健康体操教室などの開催を促進します。あわせて、市内の緑地や公園を繋ぐ「グリーントレイルマップ」を作成・活用し、散歩やジョギングを日常の楽しみとして気軽に取り組めるコースを提案する取組を進めます。</p> <p>○身近な公園への健康遊具の設置等を通じて、多世代が楽しみながら体を動かし、みどりの恩恵を最大限に享受できる健康的なライフスタイルの実現を目指します。</p>					
対応指針		1-7) 健康づくり	2 支える指針	3 楽しむ指針		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課			
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ			
個別施策	(5) みどりのイベントへの参加		実施状況	継続		
方向性	公園などで行われるイベントへの参加を促進することで、市民がみどりに触れ、学び、交流する機会を増やし、みどりへの愛着と環境意識を育みます。					
内 容	<p>○里山フェスタや黒目川花まつり、自然観察会など、四季折々の魅力を体験できるイベントへの参加を促進します。身近な公園や緑地を舞台にした多彩な活動を通じて、みどりの価値を楽しみながら学び、多世代が交流する取組を広げます。</p> <p>○こうした場での発見や感動を共有することで、地域のみどりに対する愛着を育み、環境にやさしいまちの実現を目指します。</p>					
対応指針		1-7) 健康づくり	1-8) 身近な遊び場	1-9) にぎわい空間	2 支える指針	3 楽しむ指針
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課			
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加			
個別施策	① みどりのボランティア活動への参加		実施状況	継続		
方向性	公園サポーター、里山ボランティア、道路美化活動等、みどりのボランティア活動への参加を促進することで、市民主体の緑地管理を推進し、地域への愛着と貢献意識を育みます。					
内 容	<p>○市民が自らみどりを守り育てる取組は、緑地の質を高め、達成感やコミュニティの絆を深めます。公園サポーターや里山ボランティア、道路美化活動等、日々の生活でまちを美しくする喜びを分かち合える機会を促進します。</p> <p>○ボランティア情報を積極的に発信し、誰もが気軽に参加できる場を広げることで、地域への愛着と貢献の心が豊かに育まれる、市民が主役のみどりのまちづくりを目指します。</p>					
対応指針		2 支える指針	3 楽しむ指針			
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課			

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加		
個別施策	② みどりのリサイクルへの参加		実施状況	継続	
方向性	みどりのリサイクル活動への市民参加を促進することで、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成に貢献します。				
内容	○公園等の落葉を堆肥へ再利用する取組への参加を促進します。資源の循環を体験し、出来た堆肥を家庭菜園等で活用することで、みどりを育む循環型社会の実現を目指します。				
対応指針	 				
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課		
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加		
個別施策	③ みどりに係る講習会への参加		実施状況	継続	
方向性	みどりに係る講習会への市民参加を充実することで、緑化に関する知識や技術の向上を図り、市民一人ひとりがみどりの担い手として活躍できる環境を整備します。				
内容	○樹木剪定や花植え等の講習会を多様なレベルで開催し、技術を深める機会を促進します。育てる喜びや技術を地域で発揮する取組により、地域全体の緑化水準の向上に貢献します。				
対応指針	 				
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課・環境推進課		
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大		
個別施策	① 民間のみどりの公開		実施状況	新規取組検討	
方向性	大学や神社仏閣などで開催される敷地公開型イベントを促進することで、民間が所有する緑地空間を市民に開放し、みどりに触れる機会を増やし、地域全体のみどりの魅力を高めます。				
内容	○大学や神社仏閣などと連携し、庭園見学等の限定イベントを促進します。普段は入れない貴重なみどり空間での発見や交流を楽しむ取組を通じ、地域全体の魅力向上に貢献します。				
対応指針	  				
関係者	企業等、行政	担当課	みどり公園課		
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大		
個別施策	② SNS を活用したみどりの交流		実施状況	新規取組検討	
方向性	SNS を用いた朝霞のみどりの魅力発信を推進することで、市民間のみどりに関する情報共有や交流を促進し、みどりへの関心を高め、緑化活動への参加を促します。				
内容	○SNS で風景やイベント情報を発信するとともに、写真投稿企画等の市民参加を検討します。交流を通じ関心を高める取組により、みどりの輪を広げ、地域の魅力向上に貢献します。				
対応指針	 				
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課		

5 みどりの現況に係る資料

(1) みどりの現況

令和5（2023）年の朝霞市の現況の緑被地面積は、638.32ha（緑被率 34.80%）でした。

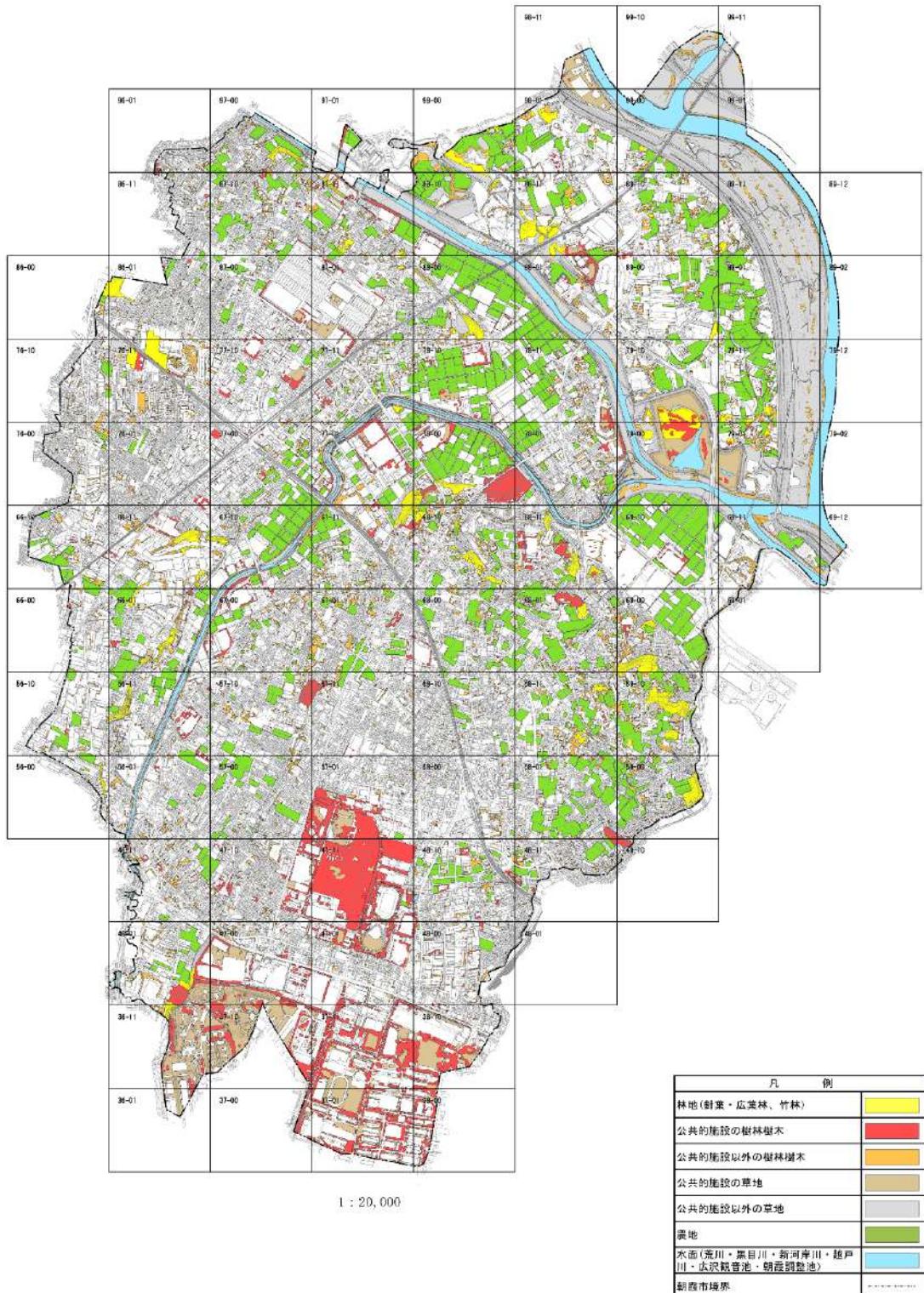


図 参-45 緑被地の分布

(2) 都市公園の現況

朝霞市は、令和7（2025）年度末現在、45箇所・31.22haの都市公園が整備されています。

表 参-14 都市公園の整備状況（令和7年度末）

番号	公園名	所在地	種別	区域	面積 (ha)
1	北割公園	西原2-8	街区	市街化区域	0.28
2	浜崎公園	浜崎3-4	街区	市街化区域	0.15
3	西久保公園	東弁財2-3	街区	市街化区域	0.20
4	弁財公園	東弁財3-4	街区	市街化区域	0.39
5	南割公園	西弁財1-3	街区	市街化区域	0.19
6	二本松公園	本町1-1670-3	街区	市街化区域	0.06
7	越戸公園	栄町1-1588-2	街区	市街化区域	0.10
8	上の原公園	幸町3-1152-1	街区	市街化区域	0.17
9	泉水公園	泉水2-59-1	街区	市街化区域	0.19
10	島の上公園	膝折町4-2045-13	街区	市街化区域	0.50
11	あかね公園	本町2丁目9-2	街区	市街化区域	0.15
12	広沢公園	本町3-10-3	街区	市街化区域	0.20
13	あけばの公園	仲町2-24-2	街区	市街化区域	0.35
14	南の風公園	本町3-33-3	街区	市街化区域	0.20
15	水久保公園	根岸台7-1012-21	街区	市街化区域	0.85
16	堂之下公園	大字岡字堂の下五反田48-6	街区	市街化調整区域	0.08
17	やつじ公園	宮戸3-1075	街区	市街化調整区域	0.09
18	五反田公園	大字溝沼1352-2	街区	市街化区域	0.11
19	北浦公園	膝折町4-758-1	街区	市街化区域	0.20
20	はなみずき公園	栄町1-1576-24	街区	市街化区域	0.05
21	田島公園	田島2-1571	街区	市街化調整	0.72
22	中道公園	本町1-107-1 他1筆	街区	市街化区域	0.35
23	宮戸大山公園	宮戸3-1051-3	街区	市街化区域	0.05
24	いずみ公園	泉水1-2123-4	街区	市街化区域	0.15
25	三原公園	三原1丁目266番1	街区	市街化区域	0.22
26	宮戸ハケタ公園	宮戸4丁目606番2外3筆の一部	街区	市街化区域	0.19
27	浜崎峡(ハ)公園	浜崎4丁目1266番1	街区	市街化区域	0.09
28	向山公園	岡3丁目115番	街区	市街化区域	0.22
29	根岸台自然公園	根岸台8丁目531番1外2筆	街区	市街化区域	0.96
30	向原公園	根岸台7丁目944番1	街区	市街化区域	0.22
31	宮台公園	根岸台3丁目1-160	街区	市街化区域	0.10
32	笹橋公園	根岸台3丁目1-181	街区	市街化区域	0.10
33	谷中公園	根岸台3丁目1-26	街区	市街化区域	0.10
34	まぼりみなみ公園	根岸台5丁目1-1	街区	市街化区域	0.13
35	まぼりひがし公園	根岸台5丁目23-1	街区	市街化区域	0.22
36	みやど公園	宮戸2丁目13	街区	市街化区域	0.36
街区公園 計					8.69
37	北朝霞公園	北原1-3	近隣	市街化区域	1.39
38	滝の根公園	溝沼2-1585-2	近隣	市街化区域	1.10
39	内間木公園	大字上内間木518-3	近隣	市街化調整区域	1.68
近隣公園 計					4.17
40	城山公園	岡3-386	地区	市街化区域	3.49
41	朝霞中央公園	青葉台1-1404-12	地区	市街化調整区域	7.10
42	青葉台公園	大字膝折2-30	地区	市街化調整区域	3.80
地区公園 計					14.39
43	柊塚古墳歴史広場	岡3丁目26番地内	歴史	市街化区域	0.52
44	旧高橋家住宅	根岸台2-681	歴史	市街化区域	1.02
歴史公園 計					1.54
45	上野荒川運動場	大字上内間木地内	都市緑地	市街化調整区域	2.43
都市緑地 計					2.43
都市公園 計					31.22

（みどり公園課資料）

5 みどりの現況に係る資料

(3) 都市公園以外の施設緑地の現況

表 参-15 児童遊園地の整備状況（令和7年度末）

番号	名 称	面積 (m ²)	番号	名 称	面積 (m ²)		
1	栄町児童遊園地	1286.68	34	六道第2児童遊園地	220.88		
2	膝折宿児童遊園地	126.27	35	下の原第2児童遊園地	328.15		
3	岡向山児童遊園地	120.29	36	稻荷山児童遊園地	225.00		
4	つつじ児童遊園地	148.65	37	大屋敷児童遊園地	98.40		
5	霞台・昭和台児童遊園地	92.33	38	栄町第6児童遊園地	115.95		
6	溝沼団地児童遊園地	240.12	39	朝志ヶ丘第2児童遊園地	121.98		
7	すみれ児童遊園地	183.82	40	霞ヶ丘児童遊園地	215.05		
8	さつき児童遊園地	138.87	41	新屋敷児童遊園地	106.65		
9	岡（東洋大）児童遊園地	594.99	42	栄町第7児童遊園地	135.89		
10	ひまわり児童遊園地	132.23	43	宮台児童遊園地	198.00		
11	けやき児童遊園地	258.95	44	堰ノ上児童遊園地	147.69		
12	ひざおり児童遊園地	92.42	45	膝折第3児童遊園地	127.55		
13	宮戸長塚児童遊園地	213.66	46	やつるぎ児童遊園地	160.05		
14	栄町第4児童遊園地	320.61	47	せんずい山児童遊園地	197.16		
15	三原3丁目児童遊園地	149.80	48	宮戸立出児童遊園地	853.92		
16	栄町第3児童遊園地	334.54	49	北中緑地	768.03		
17	栄町第5児童遊園地	110.11	50	新高橋ふれあい広場	305.65		
18	宮戸3丁目児童遊園地	152.90	51	後耕地児童遊園地	468.91		
19	東林橋児童遊園地	120.02	52	宮戸中道児童遊園地	127.49		
20	岡1丁目児童遊園地	136.76	53	栄町第8児童遊園地	250.36		
21	三原1丁目児童遊園地	109.86	54	根岸台4丁目児童遊園地	194.27		
22	膝折町1丁目児童遊園地	154.00	55	三原2丁目児童遊園地	453.00		
23	膝折町2丁目児童遊園地	112.28	56	三原5丁目児童遊園地	276.41		
24	泉水山上児童遊園地	194.63	57	新盛橋広場	167.38		
25	溝沼5丁目児童遊園地	116.57	58	東かすみ台児童遊園地	299.58		
26	泉水山下児童遊園地	145.17	59	緑ヶ丘北児童遊園地	97.81		
27	六道児童遊園地	213.50	60	下の原第3児童遊園地	121.71		
28	根岸通児童遊園地	295.24	61	せんずい山第二児童遊園地	226.07		
29	膝折町4丁目児童遊園地	101.51	62	大瀬戸児童遊園地	202.54		
30	膝折第2児童遊園地	136.68	63	諏訪原児童遊園地	230.60		
31	向山児童遊園地	229.15	64	宮戸道合児童遊園地	509.63		
32	境久保児童遊園地	103.73	65	岡3丁目児童遊園地	138.67		
33	幸町3丁目児童遊園地	98.69	児童遊園地（公有地） 計		15,055.46		
1	上内間木児童遊園地	595.00	11	宮戸第2児童遊園地	251.64		
2	下内間木児童遊園地	53.98	12	溝沼6丁目児童遊園地	457.08		
3	緑ヶ丘児童遊園地	865.27	13	朝志ヶ丘東児童遊園地	422.65		
4	金剛寺児童遊園地	337.06	14	仲町児童遊園地	790.00		
5	田島児童遊園地	402.97	15	天ヶ久保児童遊園地	398.00		
6	霞台児童遊園地	875.00	16	根岸台6丁目児童遊園地	685.00		
7	宮戸児童遊園地	858.00	17	星の森児童遊園地	2311.00		
8	緑ヶ丘北児童遊園地	443.30	18	黒目児童遊園地	1470.71		
9	根岸児童遊園地	991.88	19	下の原児童遊園地	515.00		
10	郷戸児童遊園地	230.27	児童遊園地（民有地） 計		12,953.81		
合 計							
28,009.27							

(みどり公園課資料)
(緑ヶ丘北児童遊園地については、市有地と民有地を含む)

表 参-16 公的市民農園の整備状況（令和7年度末）

番号	名称	所在地	区域	面積 (m ²)	区画数
1	浜崎農園	大字浜崎字下谷 19-1 他	市街化調整区域	4,602	211
2	本町農園	本町 1 丁目 37-48	市街化区域	1,930	54
3	根岸台農園	根岸台 8 丁目 815-1 の一部	市街化区域	510	30
4	溝沼農園	大字溝沼字富士下 543 他	市街化調整区域	900	43
5	青葉台農園	青葉台 1 丁目 3-1	市街化区域	1,736	42
6	浜崎第2農園	大字浜崎字堰免 722 他	市街化調整区域	1,400	70
合 計				11,078	450

(みどり公園課資料)

表 参-17 公的緑地の整備状況（令和7年度末）

番号	名称	所在地	区域	面積 (m ²)
1	宮戸3丁目緑地	宮戸3丁目	市街化区域	78
2	宮戸4丁目緑地	宮戸4丁目	市街化区域	396
3	根岸台8丁目緑地	根岸台8丁目	市街化区域	5017
4	(仮称) 稲荷山緑地	根岸台8丁目	市街化区域	4,264
5	向山緑地	岡3丁目	市街化区域	70
6	公団前緑地	仲町2丁目	市街化区域	49
7	わくわく田島緑地	大字台字下手町	市街化調整区域	3,000
8	朝志ヶ丘緑地	朝志ヶ丘1丁目	市街化区域	2,036
9	浜崎黒目わんぱく広場	大字浜崎字堰免	市街化調整区域	1,000
10	浜崎黒目花広場	大字浜崎字堰免	市街化調整区域	2,039
11	ふれあい花壇	大字浜崎	市街化調整区域	4,934
12	自主管理公園	根岸台2丁目	市街化区域	169
13	自主管理公園	膝折町4丁目	市街化区域	134
14	自主管理公園	幸町3丁目	市街化区域	488
合 計				23,675

(みどり公園課資料)

表 参-18 公的緑地の整備状況（令和7年度末）

施設及び緑被		市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
街路樹	樹林樹木	0.68	4.05
レクリエーション施設	樹林樹木	0.28	1.16
レクリエーション施設	草地	0.00	0.64
学校	樹林樹木	3.67	9.21
学校	草地	1.75	2.84
その他	樹林樹木	1.98	40.47
その他	草地	2.48	43.07
合 計		10.84	101.45

(令和5年度緑被率経年変化調査)

表 参-19 公的緑地の対象

レクリエーション施設	総合体育館、武道館、図書館、市民センター、公民館、児童館、博物館、溝沼子どもプール、ゆめぱれす（市民会館）、県職グラウンド、中央公民館・コミュニティセンター、産業文化センター、健康増進センター、滝の根テニスコート、総合福祉センター
学校	市内各小学校、市内各中学校、県立朝霞西高等学校、県立朝霞高等学校、細田学園グラウンド、武蔵大学グラウンド、東洋大学朝霞校舎、幼稚園
その他	朝霞市役所、埼玉県南西部消防本部、朝霞消防署（訓練所含む）、朝霞保健所、朝霞税務署、朝霞公共職業安定所、陸上自衛隊朝霞駐屯地、キャンプ朝霞跡地、朝霞市クリーンセンター、朝霞調節池、朝霞市各浄水場、三園浄水工場導水ポンプ場、東京都水道局朝霞浄水場及び水道用地、あさか向陽園、特別養護老人ホーム「朝光苑」、JR 武蔵野線北朝霞駅前広場、東武東上線朝霞駅前広場、わくわく田島緑地、浜崎黒目花広場、埼玉県朝霞県土整備事務所、保育園

5 みどりの現況に係る資料

表 参-20 民間施設緑地の緑被地（令和7年度末）

施設及び緑被		市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
社寺・墓地	樹林樹木	3.00	3.62
社寺・墓地	草地	0.10	0.31
合 計		3.09	3.93

(令和5年度緑被率経年変化調査)

表 参-21 施設緑地の面積総括表（令和7年度末）

		市街化区域			都市計画区域（市域）		
		箇所	面積 (ha)	一人当たりの面積 (m ²)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの面積 (m ²)
住区基幹公園	街区公園	30	7.80	0.54	36	8.69	0.59
	近隣公園	2	2.49	0.17	3	4.17	0.28
	地区公園	1	3.49	0.24	3	14.39	0.98
計		33	13.78	0.96	42	27.25	1.86
都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
特殊公園	歴史公園	2	1.54	0.11	2	1.54	0.11
都市緑地		0	0.00	0.00	1	2.43	0.17
都市公園 計		35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
市民緑地 ^(vi)		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市公園+市民緑地 計		35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
公共施設緑地 計			15.14			107.64	
民間施設緑地 計			3.09			3.93	
施設緑地 計			33.56	2.33		142.79	9.75
人口				144,079			146,518

(一人当たりの面積の計算では、令和7年12月1日時点の人口データ(146,518人)を使用しています。)

(3) 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地には、法にもとづくものとして、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、河川区域があります。また、市の条例によるものとして、保護地区・保護樹林、朝霞市文化財保護条例に基づく緑地があります。

表 参-22 地域制緑地の指定状況（令和7年度末）

制度	名称	市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
特別緑地保全地区	宮戸緑地	0.55	0.55
	岡緑地	0.43	0.43
	郷戸緑地	0.41	0.41
	新屋敷緑地	0.30	0.30
	代官水緑地	0.38	0.38
	計	2.07	2.07
近郊緑地保全区域	荒川近郊緑地保全区域	0.00	98.00
生産緑地	187地区	64.53	64.53
河川区域	荒川	0.00	126.03
	新河岸川	0.00	28.15
	黒目川	0.00	23.98
	越戸川	0.00	1.84
	計	0.00	180.00
法律に基づく地域制緑地 計		66.60	344.60
保護地区	42地区	7.58	7.86
保護樹木	95本	-	-
文化財保護条例に基づく緑地	広沢の池	0.06	0.06
条例に基づく地域制緑地 計		7.64	7.92
地域制緑地の重複（荒川河川区域と近郊緑地保全区域の重複）		0	△98.00
地域制緑地 合計		74.24	254.52

(みどり公園課資料)

(4) 緑地の総面積

本市の緑地の総面積は、394.88haで市域に占める緑地の割合（緑地率）は21.5%です。

表 参-23 緑地の総括表（令和7年度末）

緑地種別	市街化区域			都市計画区域（市域）		
	整備量		整備水準	整備量		整備水準
	個所	面積 (ha)	(m³/人)	個所	面積 (ha)	(m³/人)
都市公園等 計	35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
公共施設緑地 計	-	15.14	1.05	-	107.64	7.35
民間施設緑地 計	-	3.09	0.21	-	3.93	0.27
施設緑地 計	-	33.56	2.33	-	142.79	9.75
地域制緑地 計	-	74.24		-	254.52	
施設緑地と地域制緑地の重複	-	0.00	-	-	2.43	-
緑地 総計	-	107.80		-	394.88	
人口 (人)	144,079			146,518		
区域面積 (ha)	1,078			1,834		
緑地率	10.0%			21.5%		

(一人当たりの面積の計算では、令和7年12月1日時点の人口データ(146,518人)を使用しています。)

6 計画策定の体制と経過

この計画の策定にあたっては、「朝霞市緑化推進会議」に意見を求め、専門的な知識や市民の立場からの助言をいただきました。

また、市役所の内部に「朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会」を設置し、計画案の検討や関連するほかの計画との調整を行いました。

さらに、市民アンケートやワークショップを実施したほか、市民コメント（意見公募）や説明会を開催することで、市民の皆さん 의견を計画に反映させました。

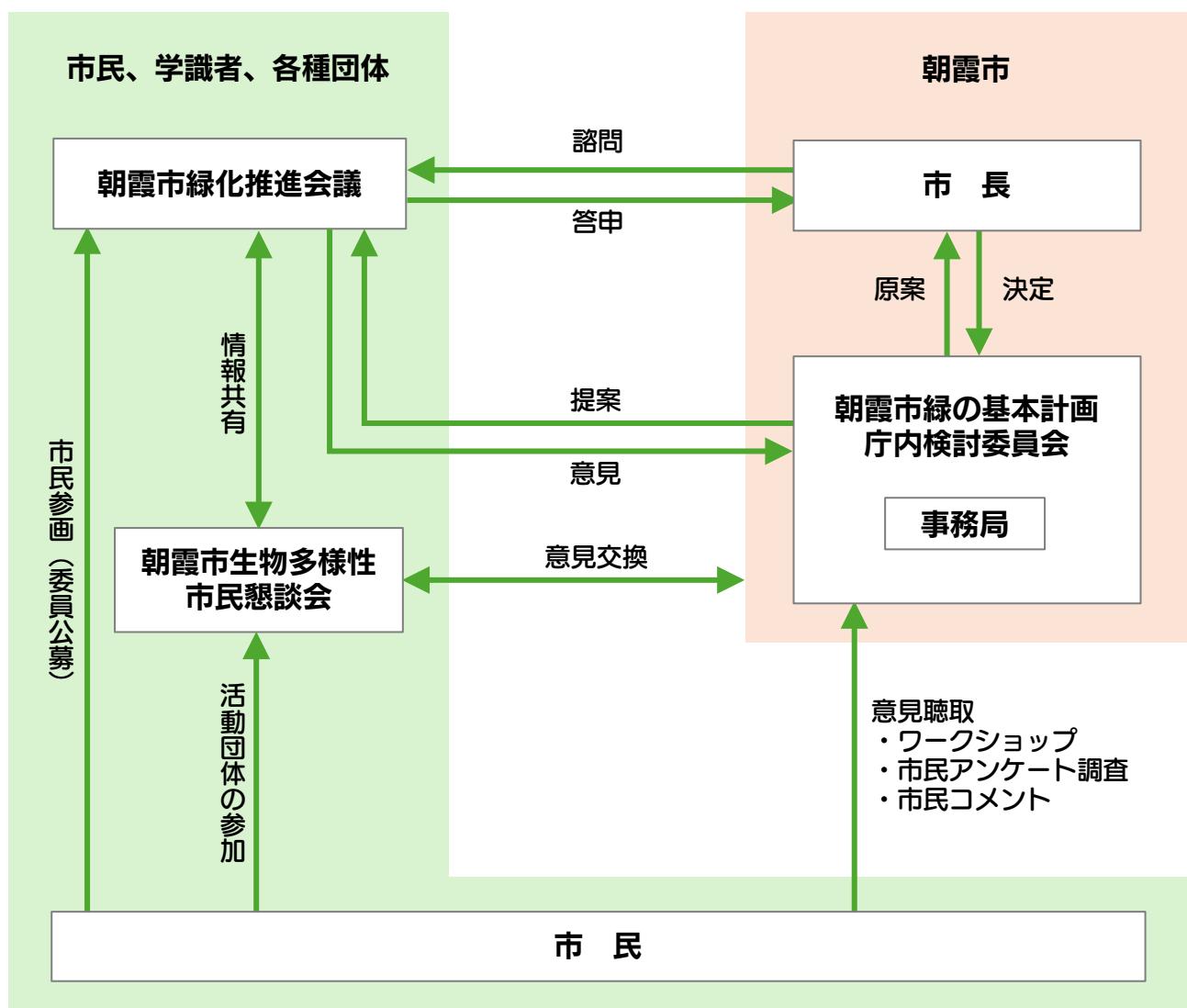


図 参-46 策定体制図

表 参-24 朝霞市緑化推進会議 委員名簿

構 成	氏 名	所属等
市の議会の議員	高堀 亮太郎 (R6.5.17～未定)	朝霞市議会
	増田 ともみ	朝霞市議会
	西 明 (R8.1.13～)	朝霞市議会
学識経験を有する者	古賀 健一 (会長)	株式会社戸田芳樹風景計画
	堂本 泰章 (副会長)	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
関係行政機関の職員	鈴木 勝浩	埼玉県朝霞県土整備事務所
	鈴木 香織 (R6.5.17～R7.4.1)	朝霞市小・中学校長会
	渡辺 貴子 (R7.7.1～)	朝霞市小・中学校長会
まちづくり関係団体の代表者	大橋 純	朝霞市都市計画審議会
社会福祉関係団体の代表者	渡辺 淳史	朝霞市小・中学校長会
環境関係団体の代表者	藤井 久美子	あさか環境市民会議
商工業関係団体の代表者	本多 武	朝霞市商工会
農業関係団体の代表者	高橋 隆	朝霞市農業委員会
公募による市民 又は 公募委員候補者名簿に 登載された市民	大貫 利巳	公募市民 (内間木地域)
	田島 徳広	公募市民 (北部地域)
	森 敏夫	公募市民 (東部地域)
	柴野 昌己	公募市民 (西部地域)
	山本 清典	公募市民 (南部地域)

表 参-25 朝霞市生物多様性市民懇談会 委員名簿

構 成	氏 名	所属等
座 長	堂本 泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
委 員	松永 健司	あさか環境市民会議
	小林 一己	黒目川に親しむ会
	富永 靖徳	(公財) 埼玉県生態系保護協会 朝霞支部
	田中 幹男	秋ヶ瀬野鳥クラブ
	大野 良夫	朝霞基地跡地の自然を守る会
	田之岡 真澄	朝霞湿生植物保護の会
	山本 長志郎	わくわく新河岸川みどりの会

6 計画策定の体制と経過

表 参-26 朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会 委員構成

委員長	都市建設部	部 長
委 員	都市建設部	まちづくり推進課長
		開発建築課長
		みどり公園課長
		道路整備課長
	市長公室	政策企画課長
	危機管理室	副審議監兼室長
	総務部	次長兼財政課長
		財政課長
		財産管理課長
	市民環境部	地域づくり支援課長
		産業振興課長
		環境推進課長
	福祉部	長寿はつらつ課長
	こども健康部	保育課長
	上下水道部	下水道施設課長
	学校教育部	教育総務課長
		教育指導課長
	生涯学習部	生涯学習・スポーツ課長
		文化財課長

表 参-27 計画策定の経過

項 目	会議等			
	緑化推進 会議	生物多様性 市民懇談会	庁内検討 委員会	ワークショップ等
令和 6 年度	(4 回開催)	(3 回開催)	(5 回開催)	
・みどりの現況の整理 ・市民アンケートの実施 ・みどり事業のまとめ ・みどりの評価 ・みどりの課題の整理 等	■5/28 ■8/20 ■12/19 ■3/13	■10/7 ■12/18	■4/24 ■5/14 ■8/6 ■11/18 ■2/18	■9月下旬～10月中旬 (みどりの市民アンケート) ■1/26 (シンボルロードの緑地管理を考える勉強会) ■2/22 (ワークショップ)
令和 7 年度	(5 回開催)	(1 回開催)	(5 回開催)	
・みどりの将来像の検討 ・みどりの指針の検討 ・施策の方針の検討 ・重点施策の検討 ・地域別計画の検討 ・素案の作成 ・市民コメントの実施 等	■7/1 ■9/2 ■11/6 ■1/13 ■2/24	■11/25	■5/26 ■8/20 ■10/15 ■12/22 ■2/16	■7/11 (基地跡地見学会) ■1/16～2/16 (市民コメント) ■1/17・20 (市民説明)
令和 8 年度 計画公表 (4 月)				

7 公園緑地の制度解説

この計画では、私たちの暮らしを豊かにする環境全体を「みどり」と呼びます。これは植物だけではなく、森や田畠、川や池、公園、学校の校庭や家の庭なども含めた、生き物や自然がある場所すべてを指します。

この「みどり」の中でも、法律などで将来にわたって守ることが約束されている場所を特に「緑地」と呼び、どれくらい確保するかという目標を立てる対象にしています。

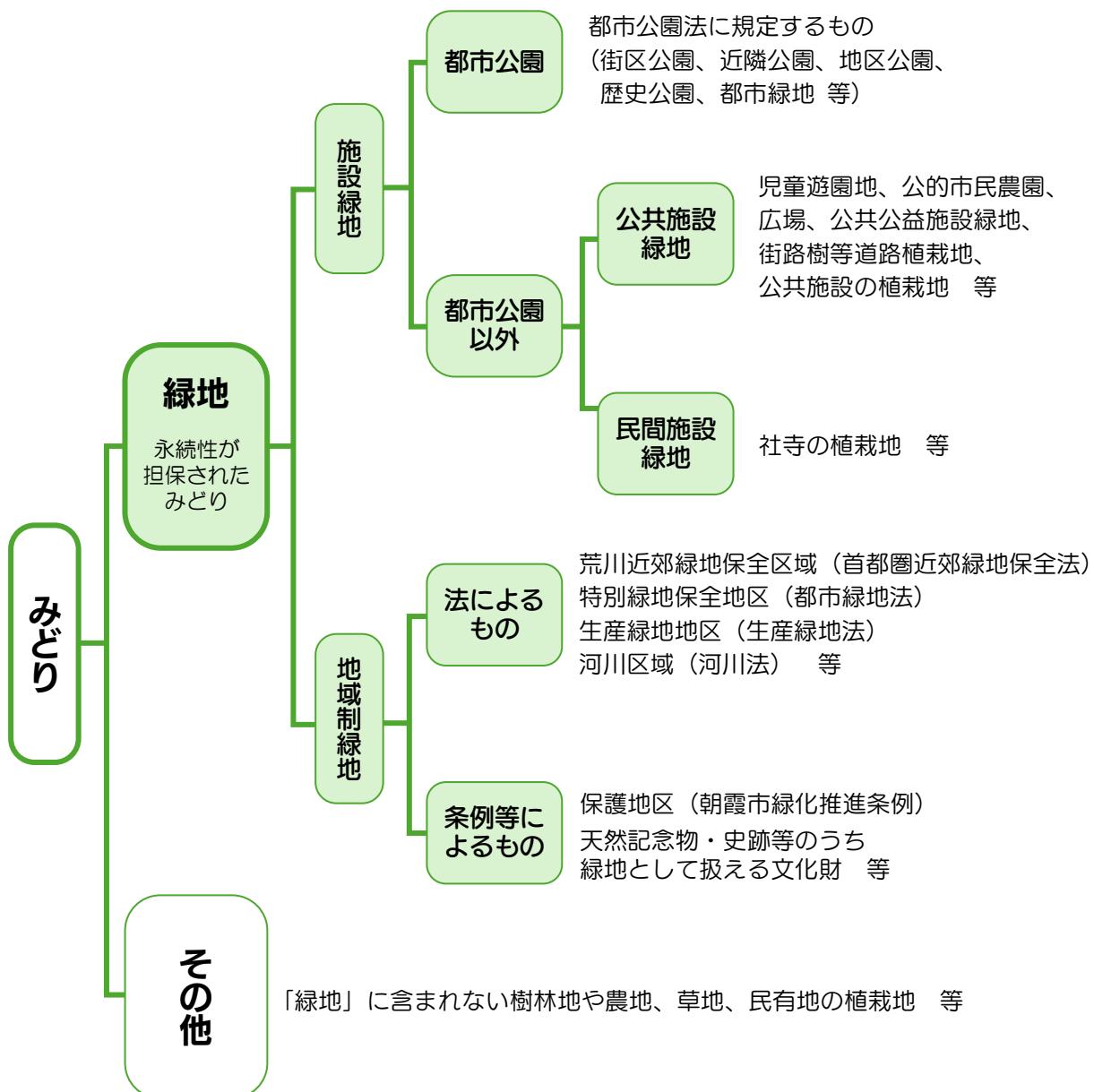


図 参-47 みどりと緑地

表 参-28 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区墓幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市墓幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※みどり色に着色した種別は本市にある都市公園の種別です。総合公園はまだありませんが、基地跡地における都市計画決定上の種別が総合公園であるため着色しています。

※種別と内容は、国土交通省のホームページに掲載している「都市公園の種類」から引用しています。

8 用語の解説

あ行	
雨庭	建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に溜めて、ゆっくり地下へ浸透させるために設ける植栽地のこと。レインガーデンとも呼ばれます。
荒川低地	荒川が運んできた土砂が積もってできた、川沿いの低くて平らな土地のことです。地質学では「沖積面（ちゅうせきめん）」と呼ばれます。
ウォーカブル	「居心地が良く、歩きたくなる」まちのことです。車中心ではなく、ベンチで休んだり、安心して散歩や買い物ができたりする、人を中心とした空間づくりを指します。
雨水貯留・浸透	大雨が降ったとき、一時的に水を溜めたり地中に浸み込ませたりすることで、雨水が下水道や川へ一気に流れ込まないようにすることです。
エコアップ	緑や水を増やすだけでなく、水辺と草木を隣り合わせるなどして、生き物のすみかとしての「質」を高めることです。今ある環境に手を加え、生き物がより暮らしやすい豊かな自然へとレベルアップさせる工夫を指します。
エコロジカルネットワーク	生き物が地域を行き来し、命をつなぐ「みどりのつながり」のことです。生き物の拠点となる森などの「核（コア）」、移動ルートとなる川や並木などの「回廊（コリドー）」、休憩場所となる公園などの「飛び石」からなります。
園芸療法	草花や野菜を育て、土や植物に触れ合う活動を通して、心の疲れを癒やし、体の健康を整える療法のことです。
オープンスペース	公園、河川、農地など、建物が建っていない開放的な場所の総称です。都会では、ビルやマンションの敷地にある広場や歩道なども含まれます。誰もが自由に過ごせる場所であり、景観を守り、災害時の避難場所としても役立ちます。
か行	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、子どもの遊び場や近所に住む人たちの休憩や運動、交流の場として利用されることを目的に作られる、もっとも身近な公園のことです。1箇所当たり0.25haを標準として設置されます。
涵養起源	降った雨が地下を通って特定の湧水へたどり着く「元となる場所」です。今回の調査では、降った雨（地下に浸透した雨）の1%以上がその湧水に届く範囲をシミュレーションで予測しています。
協働	多様な部門や組織が、共通の目標に向かって、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くことです。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏などの都市近くで、豊かな自然を守るために国（国土交通大臣）が指定したエリアです。無秩序な開発を制限することで、災害を防いだり、私たちがリフレッシュしたりできる貴重な緑の環境を将来まで残します。
近隣住区モデル	学校を中心としたひとつの「生活のまとまり」を想定し、まちを計画する考え方です。住民が歩いて行ける範囲に、公園や施設をバランスよく配置するための基準となっています。
クールアイランド	大きい緑地は、日陰や植物の働きで周囲より気温が低い涼しい場所（クールアイランド）を形成します。そこから冷たい空気が周囲へ広がり、街を冷やすのが「にじみ出し現象」です。夏の暑さを和らげる大切な役割を果たします。
クラウド	インターネット上にデータやアプリケーションを保管し、必要な時に必要な分だけ使用できるようにしたサービスのことです。

グリーン インフラ	自然が持っている力や働きを、わたしたちの暮らしや社会を良くするために使う考え方や取組です。公園のみどり、屋上緑化、川、田んぼ、森などの自然そのものや自然の仕組みをまねた施設を暮らしを支え・豊かにする財産として計画的に活用することです。
景観作物	遊休農地や耕作放棄地などに植えられ、美しい風景を作る作物のことです。ヒマワリやコスモスなどが代表的で、地域の自然を守るだけでなく、観光客を呼んだり住民が交流したりする場所作りにも役立てられています。
グレーインフラ	コンクリートや鉄などを使ってつくられた、私たちの生活を支える人工的な施設のことです。例えば、道路、下水道、橋などがこれにあたります。
景観重要樹木	景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たす樹木を「景観重要樹木」として指定し、その保全を図る制度です。
健康資産	医療サービスを指すことが一般的でしたが、近年、公衆衛生やまちづくりの分野では、「人々の健康を維持・増進するために活用できる地域にあるすべての要素」というより広い意味で捉える考え方が主流になっています。
公園の利用頻度	みどりの市民アンケート調査により得られる公園の年間利用回数の平均です。
コロナ禍	新型コロナの流行による社会の混乱や苦境のことです。外出自粛やマスク着用など生活が大きく変わり、この変化をきっかけに生まれた「新しい日常」をニューノーマルと呼び、オンラインの活用などが当たり前になりました。
さ行	
再生可能 エネルギー	太陽光、風、水、地熱など、自然界に常に存在し、使い切る心配がないエネルギーのことです。二酸化炭素をほとんど出さないため、地球温暖化を防ぎ、環境を守りながら繰り返し使い続けられるクリーンな資源です。
里山	人里に隣接し、暮らしの中で手入れされてきた森林や農地のことです。人と自然が共生し、多様な生き物を育む環境です。
市域に占める 緑地率	都市公園、学校などの公共施設の植栽地、社寺などの民有地の植栽地、特別緑地保全地区や保護地区、生産緑地などの法律や条例で守られている緑地などのすべての緑地面積が市域に占める割合です。
市民緑地 認定制度	個人や企業が持つ土地を、地域の公園や広場として公開・管理する仕組みです。所有者が設置管理計画を作成し、市区町村から認定されると、そこがみんなの憩いの場になります。税金が安くなるなどのメリットもあり、街の緑を増やすために役立っています。
諮詢・答申	「諮詢」は、国や自治体が専門家や市民の代表からなる会議に「どうすべきか」と意見を求めることです。「答申」は諮詢に対して「こうすると良い」と答えを返すことです。
住区基幹公園	住んでいる場所から歩いて行ける、生活に身近な公園の総称です。大きさや役割によって「街区公園」「近隣公園」「地区公園」の3種類に分けられます。
樹林地・樹木の 担保性	緑地が開発されず、将来にわたって確実に残るように、法律や制度によって保証されている状態のことです。
生産緑地 特定生産緑地	「生産緑地」は、都市の農地を緑地として守る制度です。所有者は30年間農業を続ける条件で、税金が安くなります。その期限後に10年延長できる仕組みが「特定生産緑地」です。通常、この指定には500m ² 以上の広さが必要ですが、朝霞市では条例で「300m ² 以上」へと条件を緩和しました。これにより、少し小さな農地も守りやすくなっています。

8 用語の解説

生物多様性	地球上の多種多様な生きものたちが、互いにつながり合って、バランスがとれている状態のことです。「いろいろな環境がある（生態系）」「多くの種類がいる（種）」「個体ごとの個性がある（遺伝子）」の3つの豊かさを指す大切な言葉です。
た行	
脱炭素型交通	二酸化炭素（CO ₂ ）排出量を削減し、地球温暖化対策に貢献する交通システムや移動手段を指します。
地球温暖化	地球全体の大気の温度が、人間活動によって増えた二酸化炭素などの温室効果ガスのために、徐々に上がっていく現象です。この温暖化によって、異常気象や海面の上昇など、長期にわたる様々な変化が起こります。これが気候変動と呼ばれているものです。地球温暖化は、この気候変動の原因の一つであり、私たちの生活や生態系に大きな影響を与えるため、世界中で対策が急がれています。
調節池・調整池	大雨の際、川や下水道が溢れないよう水を一時的に溜める施設です。主に河川の洪水を防ぐ目的で、河川管理者が造るものを「調節池」と呼びます。一方、宅地開発などで雨水が急に流れ出さないよう、下水道や住宅地側に造るものを「調整池」といいます。どちらも下流の浸水被害を防ぐ「ダム」のような役割を果たします。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を将来に残すために定める地区です。緑地保全の制度の中で最も規制が厳しく、建物の建築や宅地造成、木竹の伐採などが原則禁止され、現状のまま保存することが求められます。その代わり、土地所有者には税制上の優遇措置や、自治体に対する土地の買取請求権が認められています。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市の農地を防災や環境保全に役立つ「都市の大切な財産」と位置づける法律です。新鮮な野菜の供給に加え、災害時の避難先や交流の場として、国や自治体が計画的に守り育てることを定めています。
都市公園の整備水準	市内の都市公園の総面積を市の人口で割った一人当たりの都市公園面積のことです。
都市のレジリエンス	都市が大地震などの突発的なショックや、気候変動や人口減少などの慢性的なストレスに直面した際に、その影響を最小限に抑え、適応し、回復し、さらに発展していく能力を指します。
都市緑地	都市計画内において、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設けられた、1箇所あたり0.1ヘクタール以上を目安とした緑地です。公園や庭、緑道なども含まれます。
都市緑地法	都市において、緑地の保全や緑化の推進について必要なことを定めた法律です。良好な都市環境を作り出し、健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。
な行	
ネイチャー・ポジティブ	2030年までに、減り続けている動植物などの自然の減少を止め、むしろ増やして「自然を回復させる」という世界的な目標です。
ネーミング・ライツ	公園や体育館等の施設に、企業名などを冠した愛称を付ける権利のことです。企業は宣伝ができ、市は得られた契約料を施設の維持管理や運営に役立てることができます。
は行	
バイオマス	植物や生ごみなど、生物から生まれた資源のことです。二酸化炭素（CO ₂ ）を増やさない、環境に優しいエネルギー源です。

バリアフリー ・ ユニバーサルデザイン ・ インクルーシブデザイン	バリアフリーは、段差の解消など、高齢者や障害者にとっての物理的・心理的な「障壁」を取り除く対処法です。対してユニバーサルデザインは、年齢や能力にかかわらず、最初から「すべての人が使いやすい」状態を目指す設計思想を指します。さらに近年重視されるインクルーシブデザインは、これまで利用が難しかった人々の声を計画段階から取り入れ、多様なユーザーと共に作り上げる手法です。これらを組み合わせ、誰もが自分らしく過ごせる公園づくりが求められています。
ヒートアイランド現象	都市部の気温が郊外より高くなる現象のことです。アスファルトや排熱の影響で熱がこもり、等温線を描くと都市が海に浮かぶ島のように見えることから名付けられました。
プレーパーク	「自分の責任で自由に遊ぶ」を理念とする冒険遊び場のことです。既製の遊具に頼らず、廃材や土、火、工具などを用い、子供が自らの発想で遊びを作り出せるのが特徴です。プレーリーダーが子供の自主性や創造的な活動を支えます。
保護地区 ・ 保護樹木	朝霞市緑化推進条例に基づき、特に保護すべき樹木や樹林地を「保護樹木」や「保護地区」として指定し、その保全を図る制度です。「保護地区・保護樹木」に登録されると維持管理に係る経費の一部を助成するために年に一回、固定資産税額や指定経過年数に応じて奨励金が交付されます。
ま行	
みどりの満足度	みどりの市民アンケート調査における問 1-a 「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している」の回答（そう思う（1.0）～そう思わない（-1.0）までの5段階評価）の平均です。
武藏野台地	関東平野の西部、多摩川と荒川に挟まれた地域に広がる、平らで小高い地形のことです。火山灰土（関東ローム層）が厚く積もっています。
や行	
屋敷林	家屋の周りに設けられた樹木の集まりで、風や日差し、雪から家や集落を守り、生活に役立つ多様な機能を持つ林のことです。特に家々が孤立している場合は有効です。
ら行	
リモートセンシング	人工衛星や航空機を使い、離れた場所から地上を観測する技術です。電磁波などを利用して、対象に直接触れずに形や温度、植生の状況を測定します。気象予報や災害状況の把握に大切な役割を果たしています。
緑地種別	緑地には、大きく分けて「施設緑地」と「地域制緑地」の2種類があります。「施設緑地」は都市公園や広場、学校や市役所の植栽地、神社やお寺の境内のみどりなど、建物や施設に合わせて整備されたみどりのことです。「地域制緑地」は、法律や条例で開発が制限されている場所で、特別緑地保全地区（貴重な森など）や生産緑地（農地）などがこれにあたります。
緑肥	栽培した植物（緑肥作物）を収穫せずにそのまま土壤にすき込み、次に栽培する主作物の肥料成分や土壤改良材として活用する農業技術です。緑肥として、イネ科やマメ科の植物が使われることがあります。
緑被地	空から見て、樹木や草などの植物で覆われている土地のことです。
緑被率	その地域全体の中で、緑被地が占める割合（%）のことです。まちの自然の豊かさを測る目安になります。

8 用語の解説

緑化重点地区	緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第10号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。義務的な規制を伴う区域とは異なり、行政と市民が協力して優先的に緑化を進めるエリアです。公共による都市公園等の整備に加え、民有地における住宅の庭や商業施設などのみどりを大切にしながら、将来にわたってみどり豊かな住環境を共に育んでいくことを目指しています。
ローリング方式	計画の策定後、固定的に運用するのではなく、一定の期間（毎年度や数年ごとなど）ごとに計画内容の見直しを行う手法のことです。社会情勢の変化や、事業の進捗状況、財政状況などを踏まえ、計画と実態との乖離を防ぐために修正・補正を加えることで、計画の実効性を維持・向上させることを目的としています。
わ行	
ワークショップ	参加者が主役となって体験したり話し合ったりする「体験型講座」のことです。全員が対等に意見を出し合い、協力して新しいアイデアを生み出したり、問題を解決したりすることを目指します。
アルファベット	
ABINC (エイビング) 認証	企業が生物多様性に配慮した緑地づくりや管理に取り組んでいるかを評価・認証する制度で、「いきもの共生事業所認証」とも呼ばれます。オフィスビル、商業施設、工場、集合住宅などが対象で、自然と共生する社会を目指す企業活動を促進します。
AI (エーアイ)	AIとは、「人工知能 (Artificial Intelligence : アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略称です。現在は、大量のデータから法則を学び特定の役割をこなす「機械学習」という技術が主流で、蓄積された情報から最適な答えを探し出す「便利な道具」として普及しています。人間のように自ら考え判断するレベルのAIについては、将来の実現が期待されている高度な段階であり、現在の技術とは性質が異なるものです。行政分野のデジタルトランスフォーメーション (DX)においては、こうしたAI技術を活かし、画像解析による樹木の健康診断や公園の利用状況の分析など、より効率的で質の高い「みどりの管理」への活用が期待されています。
CSR 活動	企業が利益だけでなく、環境保護や地域貢献など、企業の社会的責任を果たす取り組みです。信頼される企業として長く生き残るために欠かせず、活動を通じてブランド価値の向上や優秀な人材の確保に繋がります。
DX (デジタルトランス フォーメーション)	デジタル技術を使って生活や社会をより良く変えることです。公園では、データ活用による効率的な管理やスマホでの予約など、最新技術で利便性や満足度を高める取組が挙げられます。
J-クレジット 制度	森林整備や省エネ設備の導入による CO ₂ の削減量を、国が「価値」として認める制度です。この削減量は企業などが買い取ることができ、社会全体で温暖化対策を進めるための仕組みとして注目されています。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略称で、福祉や環境保護など、社会を良くするために活動する民間のグループのことです。活動で得た利益はすべて、次の人の助けや環境保護などの活動資金に充て、社会のために使い切ります。

Park-PFI (パーク・ ピーエフアイ)	都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設（特定公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みです。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元します。
SEGES (シージェス)	「社会・環境貢献緑地評価システム」の略で、企業が所有・管理する緑地の価値やその取組を客観的に評価する「緑の認定」制度です。ビルやマンションの緑化が、防災や環境保全にどれほど貢献しているかを評価・認定し、企業の信頼や建物の価値を高める役割を担っています。
SDGs (エスディージーズ)	「持続可能な開発目標」の略称です。これは 2015 年の国連の会議で 2030 年までの達成を目指して世界共通で決められた 17 個の目標のことを指します。貧困や飢餓をなくすことから、地球温暖化などの環境問題への対策、ジェンダー平等、働きがいのある社会づくりまで幅広い目標が位置付けられています。SDGs の達成には国や企業だけでなく私たち一人ひとりの行動が大切になります。
SNS (エスエヌエス)	インターネットを通じて、家族や友人、あるいは共通の趣味を持つ人とつながるサービスです。文字や写真で自分の日常を発信したり、誰かの投稿に反応したりすることで、国境を越えた交流や情報交換が楽しめます。
TSUNAG (ツナグ) 認証	TSUNAG (ツナグ) 認定制度は、国土交通省による「優良緑地確保計画認定制度」の通称で、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度です。TSUNAG 認定を取得すると、「地球に優しい会社」としてアピールでき多くの人の信頼を得ることに役立ちます。また、世界的な投資の評価も上がり、自然を守るための取組をわかりやすく公開できるようになります。
Well-Being (ウェル・ ビーイング)	ただ病気ではないという状態を超えて、心も体も良い状態にあることを意味する言葉です。日本語では「幸福」や「良好な状態」と訳されます。生きがいを感じたり、人間関係が良好だったり、将来に希望を持ったりするなど、持続的な幸せを感じられる状態を指します。

令和7年度 第3回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針

第3回朝霞市緑化推進会議（令和7年11月6日開催）の審議における意見、及びその対応方針を一覧として整理した。

- (1) 花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書（案）について（資料1-1・1-2）
- (2) 計画構成（案）について（資料2）
- (3) 重点施策及びみどりの目標（案）について（資料3）
- (4) 地域別計画（案）について（資料4）
- (5) みどりの将来像図（案）について（資料5）

	意 見	対応方針等
1 資料1-1・1-2 令和6年度事 業進捗状況報 告書（案）につ いて	休耕期間に種子を配布するとあるが、どのように配布しているのか	→緑肥作物や景観形成作物については、農家に対して配布している。市役所に種を用意しているので、希望する方が取りに来るという形である。
2	「きれいなまちづくり運動」の参加者が3万5千人に対して「荒川河川敷不法投棄物一斉撤去」の活動への参加者は14人となっている。差が大きすぎる。告知の方法など検討をした方がよい。	→広報の他、自治会でも参加者をまとめてもらっている。軍手やごみ袋も配布しているため参加者を集めやすい。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は、居住地域ではないということや、以前は野球のチームやボランティア団体の方が参加していたが、今は参加していないことも影響していると思う。以前よりはゴミの量が減っており、それに伴い参加者も減っているのではと考えている。
3	イルミネーションの場所を教えていただきたい。朝霞台駅の方も朝霞駅同様に対応をお願いしたい。	→イルミネーションの写真はシンボルロードの写真である。朝霞台駅周辺については、今後検討したい。
4	収穫体験であるが、こどもたちに多く体験してもらいたいと思う。	→収穫体験は、広報で呼びかけている。ご家族での参加が多い。産業振興課にご意見を伝えておく。
5 資料2 計画構成（案） について	第1章の計画の位置づけや背景は、これまで整理された中で議論したといふこととよいか。 また、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する都市」などの背景とスムースに繋がっているのか。その繋がりを確認したい。	→社会潮流や政策動向において、ネイチャーポジティブ、30By30、地域生物多様性増進法、自然共生サイトに触れており、グリーンインフラの推進がこの流れに深く結びつたものであることを記述している。
6	「ウォーカブル」というカタカナを他の用語に変えることが可能であれば、変えてもらいたい。変えないでこのまま使う場合は、注釈を付けてもらいたい。	→みどりの配置方針では「居心地の良い快適な歩行空間」に改めた。施策においては「ウォーカブル」の言葉を使用しているが、脚注及び巻末

7		ウォーカブルや公園DXなどか。事務局に検討をお願いする。	での用語解説を加えさせていただいた。 →DXは具体的な活用事例を加えたほか、巻末での用語解説を加えさせていただいた。
8	資料3 重点施策及びみ どりの目標（案） について	「Park-PFI事業者による内間木公園の運営」とあるが、今まで朝霞市内で実施した例はあるのか。	→朝霞市における実績はまだない。 →入間市、さいたま市、江戸川区などでも実施している。最近は、公共団体で民間活力を使った取組は増えている。
9		寄付金機能付きの自動販売機は、朝霞市で設置しているということで良いか。	→飲料メーカーが、青葉台公園、北朝霞公園、野球場に設置している。
10		樹林地・樹木の担保性の向上に関して、内容としては、宮戸の斜面林の隣の田んぼだと思うので、樹林地・樹林に「等」を付けた方がよいのではないか。	→「樹林地等…」に修正した。
11		基地跡地公園の整備推進は、とても気になる。国では、ネイチャーポジティブや30by30や自然共生サイトを増やそうという取組を進めているので、「国と協力して自然共生サイトを目指す」ということや「朝霞市をネイチャーポジティブの拠点とする」など記載があった方がよいと思う。	→「実現に向けた様々な事業手法の検討を行う」を追記させていただいた。
12		公園の維持管理の充実では、国の方で、生物多様性の確保に関する技術的な配慮事項や指針が出ているので、反映した書きぶりがあつてもよい。	→生物多様性の確保は重要である認識から、維持管理に係る取組を含め基本方針1にぶら下がる全ての取組は、指針1(4)「生き物の生息空間となるみどり」などの指針に配慮し、その効果が十分発揮されるように工夫するという建付けとしており、計画全般にわたり、生物多様性への配慮をすべきものとして作成している。
13		担い手の連携の拡充は、重要である。この取組を進める上で苦労もあると思うが、今後どういう取り組みにするか記載してもよいと思う。	→ご指摘のとおり、現状課題を受けた重要な取組として認識しており、重点施策にも位置づけている。ボランティア団体同士の交流促進、情報や技術の共有のほか、民間事業者との協力も検討していくと考えている。
14		情報発信の強化と充実については、大変重要と思っている。今は紙の新聞を取りらず、電子的な情報を取ることが多くなってきている。市としても紙ベースの広報を補完するための情報発信ではなく、電子データのみの情報発信とする形で実施してもらいたい	→ご指摘のとおり、現状課題を受けた重要な取組として認識しており、重点施策にも位置づけている。情報格差の是正を踏まえつつ、新たな技術やサービスの活用も含めて進めていきたいと考えている。
15		景観重要樹木の指定があるが、樹種の偏りがあると思う。	→重要なご指摘である。意図は含まれていると認識しているが、今後

16		里山保全活動の推進は重要である。森を持っている人は現金収入に困っている。下草を刈る、所有者への教育が必要だと思う	の施策推進に反映していきたい。
17		ウォーカブルな空間整備では、こどもとお年寄りを対象にまちづくりを考えてほしい。	
18		財源の確保と活用であるが、国の支援に期待するより、企業にスポンサーになってもらうような財源の確保を考えて行く必要がある。	→国土交通省以外にも環境省、林野庁、埼玉県を制度一覧に加えたほか、県内で利用できる民間の助成制度も掲載させていただいた。
19		みどりに触れ楽しめるイベントの開催であるが、昔ながらの地域の盆踊りで地域を盛り上げてもらいたい。	→身近な公園におけるコミュニティに根付いたイベント開催を充実していくことが重要であり、指針1(9)「にぎわいや交流の場となるみどり」に記載させていただいた。
20		「重点施策と目標」のところに「計画目標」とあるが、この10年間の期間を教えていただきたい。	→令和8(2026)年度～令和17(2035)年度である。「7章計画の実現に向けて」の「2計画の進行管理」に記載した。
21		現在、内間木公園は朝霞市文化スポーツ振興公社が管理を行っているが、公社はPark-PFIに入らないのか。	→公社が管理をしているのは指定管理制度を活用しているからであり、Park-PFIとは別の制度である。 →Park-PFIは、整備を行う工事と整備後の管理を含めたものである。該当する事業者が工事等を行うか、工事を行う事業者と手を組むということになる。
22	資料4 地域別計画（案） について	内間木地域のみどりの方針においても、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討します」と書いてあるが、どのようなことを考えてグリーンインフラという言葉を使っているのか。 この土地が持っている自然環境の良さを道路事業ができるだけ失うことがないような提案や仕組みがグリーンインフラという言葉に含まれているのかと思い、質問をした。	→「バイパス整備が行われる際には、豊かな自然環境が失われることがないよう」を加えさせていただいた。また「グリーンインフラ（自然が持つ多様な機能）を生かし、環境や景観に配慮した取り組みが進むよう検討します。」と記述させていただいた。
23		朝霞水門や朝霞調整池付近に、元々朝霞調整池とすることを予定していた遊休地がある。そこに内水用の貯留施設を作るのであれば、グラウンドを作り、自然とふれあう拠点、コミュニティの場とするというようなことを考えていただきたい。要望である。	→荒川や調節地と連続しポテンシャルが高い場所である。要望として承った。
24	資料5 みどりの将来像	みどりの将来像図は、地域別の絵を全て合わせたら、同じようになるか。	→概ね同じであるが、地域別方針図の要素をすべて入れ込むと細かすぎるため、全市レベルの構造的な要

	図(案)について	素を優先して表示している。
25	みどりの将来像図は、現状の図と比較するようなものではないのか。	→朝霞市の場合、都市化が進み市内に残されているみどりは限られたものとなる。そのため、みどりの大きな構造を表現する場合、現状の図と将来像図は結果として似通つてくる。現在残されているみどりが本市のみどりの構造を作っている。
26	とてもわかりやすくなっている。見た感じは現状と将来像図と同じである。変わっていくものは質だと思う。生物多様性でも質が大事である。そのあたりを表現できると良い。市民も含めて関わっていかないと質を担保できないということを書いてもらいたい。	→みどりの将来像図（素案では「みどりの配置方針図」）はみどりの構造を分かりやすく説明したい。素案では朝霞市のみどりの構造を「大樹」に例えて解説させていただいた。エコロジカルネットワークの概念を朝霞にあてはめて解説している。
27	いかに朝霞らしいみどりを残すかということが一番重要である。どのように質を表現していくのか、というところが他の市と違うところである。朝霞市は崖線があり、緑地があり、農地がある良い土地だと思う。都市化することでなくなつたみどりをどのように質を上げて、良いものにしていくのか。上手に表現していただきたい。	
28 全体を振り返つて	最近では倒木が多く気になっている。樹木の管理について、公園や公共施設、街路樹と分かれている。統括して朝霞市の樹木を管理するような仕組みはないのか。課を跨ぐと漏れが出てくる懸念がある。	→大きな課題であり重点施策に位置付けている。「維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定」とあるが、公園に限らず、朝霞市の公共施設や民地の剪定にも生かせるような朝霞市の指針を作りたいと考えている。
29	屋敷林や樹林を持つということは、住民は非常に大変な状況である。保険もかけることができない個人の屋敷林は、補助金などを手厚くしていかないといけない。屋敷林がなくなっていくが、所有者が悪いということではない。屋敷林は、市民が共有して守っていかないと絶対に残らないと思う。	→今残る樹林地は、市にとって貴重なみどりがあるので、制度を駆使して保全に取り組んでいきたい。
30	現在ボランティア団体に参加している人は人数が限られている。里山は3か所で手一杯である。他の場所の管理もとなると、朝霞市全体で、みんなでやっていこうという広報が必要である。	→大きな課題であり、担い手の育成や連携に係る取組や普及啓発の強化が必要であると考えている。
31	公園台帳のDX化というのは、市民が見られるものなのか。倒木しそうな樹木の情報も見られるもののか教えていただきたい。	→公園台帳をDX化した際には、市民の方が見られるようなオープン型のものを検討している。また、イベント情報の他、倒木情報についても検討したい。

32		<p>民有地の樹林管理では、剪定した後のゴミの処分が大変である。切った枝などを資源として活用できる仕組みを考えてももらいたい。無料で引き取ってもらう等、処分に関して補助してもらえるのであれば、木の剪定にお金を出してよいと思う。</p>	<p>→樹林地の保全管理や公園維持管理、加えて住宅等の庭木管理など、都市緑化全般に係る重要な課題であり、「みどりのリサイクルの推進」において、引き続き検討ていきたい。</p>
33		<p>朝霞の森や斜面林で切り倒した木を薪割りして、キャンプファイヤーやイベントで薪として売るということも考えている。木のチップを遊歩道に使うなども検討してもらえると良いと思う。</p>	<p>→薪やウッドチップとしての活用は良いアイデアではあるが、市としての事業としての連携も検討したい。</p>
34		<p>目標はプライオリティをつけて取り組む、定量的評価ができる目標とする等が必要だと思う。民間企業では、数値化された目標で評価される。「検討します」、「目指します」という文言が多いことが気になる。</p>	<p>→定量的評価は総合計画の実施計画で行っており内容が重複するため、本計画の目標は今後達成したい大きな目標を掲げています。</p>

第3回 朝霞市緑化推進会議 議事録 要点記録

日 時：令和7年11月6日（木） 14時00分～16時00分

場 所：朝霞市役所 5階 大会議室

出席者：古賀会長、堂本副会長、増田委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員、大橋委員、渡辺(貴)委員、藤井委員

欠席：高堀委員、本多委員、渡辺(淳史)委員、鈴木委員、高橋委員

1 開 会

事務局 (開会の言葉、連絡事項)

- ただいまより、令和7年度第3回朝霞市緑化推進会議を開催する。
- 本日の出席委員は、16名中11名であり、朝霞市緑化推進施行規則第12条に定める開催定足数に満たしている。
- 高堀様、本多様、渡辺（淳史）様、鈴木様、高橋様は欠席の連絡をいただいている。

2 挨 捶

古賀会長

- (挨拶) 急に秋めいてきたが、すぐに冬になりそうな雰囲気である。シンボルロードは紅葉がはじまっている。一方で、全国的に熊やイノシシの被害が出てきて、地球温暖化の影響により、様々なことが狂い始めている。生活にも影響が出るようになってきている。朝霞のみどりということだけでなく、生活にも関係しているということを考えながら、活発な意見をお願いする。

古賀会長

- この会議は原則公開の立場を取っているため、傍聴希望者がいる場合は、傍聴可能としている。事務局の方、傍聴者の確認をお願いする。

事務局

- 本日の傍聴希望者はいない。

古賀会長

- 途中で傍聴希望者が現れた場合は、委員の了承なく傍聴していただく。

古賀会長

- 資料の確認を事務局よりお願いする。

事務局

(事務局より、資料の確認)

- 資料の送付についてであるが、先週木曜日に発送をしたが、多くの方に届いたのが今週火曜日となってしまった。遅くなってしまったことをお詫びする。
- 事前配布の資料は9点ある。
- 本日の次第
- 資料1-1 花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業推進状況報告書
- 資料1-2 花とみどりのまちづくり構想（第6期）における重点的取組の実績の概要について
- 資料2 計画構成（案）
- 資料3 重点施策及びみどりの目標（案）
- 資料4 地域別計画（案）
- 資料5 みどりの将来像図（案）
- 参考資料1 令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針
- 参考資料2 朝霞市みどりの基本計画策定支援業務 工程表

3 議 題

古賀会長

- ・ 次第に従い、会議を進める。
- ・ 本日の議題は 5 件あり、かなり多くなっている。いずれの議題に関しても大変重要な内容となっている。活発な意見をお願いする。
- ・ それでは、議題 1 花とみどりのまちづくり構想（第 6 期）令和 6 年度事業進捗状況報告書（案）についての説明を事務局からお願いする。

事務局

- (1) 花とみどりのまちづくり構想（第 6 期）令和 6 年度事業進捗状況報告書（案）について 説明する。
- ・ それでは、議題（1）花とみどりのまちづくり構想（第 6 期）令和 6 年度事業進捗状況報告書について説明する。
 - ・ まず始めに「花とみどりのまちづくり構想」は、現行のみどりの基本計画の実効性ある推進を図るとともに具体的な方向性を提示するための実施計画として、第 6 期は令和 4 年度から令和 7 年度までの重点的な取組を、みどりの基本計画における「みどりの目標」等の位置付けとひも付けながらまとめたものである。
 - ・ 資料 1－1 は、「花とみどりのまちづくり構想（第 6 期）令和 6 年度事業進捗状況報告書（案）」となっている。こちらは、1 2 の重点的取組に関する実績の報告書であり、それぞれの取組の「各年度の実績」欄の令和 6 年度の欄に今回新たに追記したものとなっている。
 - ・ 資料 1－2 は、花とみどりのまちづくり構想（第 6 期）における重点的取組の実績概要として、令和 6 年度事業進捗状況についてまとめたのでこちらで説明する。
 - ・ まず、重点的取組の 1 点目、「【1】自然との共生に向けた理解の醸成」については、生き物調査 2024 を実施するとともに、令和 5 年度末に作成した生き物マップをホームページや窓口での普及啓発に努めた。
 - ・ 次に、重点的取組の 2 点目、「【2】水辺環境保全の啓発」については、朝霞の環境令和 5 年度年次報告書を発行した。また、きれいなまちづくり運動や荒川河川敷不法投棄物一斉撤去を実施した。
 - ・ 次に、重点的取組の 3 点目、「【3】緑比率調査等の実施・分析を踏まえたみどりの基本計画の改訂」については、生物多様性市民懇談会を開催し、現在進めているみどりの基本計画の策定にあたり、グリーンインフラの多面的効用について生物多様性の観点から意見交換を実施した。
 - ・ 次に、重点的取組の 4 点目、「【4】朝霞市みどりのまちづくり基金による緑化等の支援」については、市民や団体による緑地の保全・緑化活動の支援として、令和 4 年 3 月 28 日に公益財団法人都市緑化機構と「みどり豊かなまちづくりのための包括連携協定」を締結し、都市緑化やみどり豊かなまちづくりを相互協力のもとに進めてきた。これまでの取組としては、シンボルロード内にみどりを活かしたベンチ等を設置した実績がある。また、令和 4 年度にはこの協定に基づき、みどり豊かなまちづくりに資する寄附型自動販売機を市内公共施設 6 箇所に設置し、令和 6 年度末時点では 7 箇所に増えている。右の写真は朝霞駅南口広場の写真になる。これらの自動販売機で飲み物を購入すると、その売上の一部が「朝霞市みどりのまちづくり基金」に寄附されるという社会型の自動販売機となっており、購入する行為が直接、社会貢献活動に繋がる。その他、新電元工業㈱よりみどりのまちづくり基金へ 10 万円の寄附があった。
 - ・ 重点的取組の 5 点目「【5】休耕期間の緑肥対策事業」に関しては、農地の保全や耕土の流出防止のために、緑肥作物や景観作物の種子の配布を毎年 5 月と 10 月に継続して実施している。
 - ・ 重点的取組の 6 点目、「【6】農業体験の実施」ということで、都市農業に対す

る理解醸成のために、毎年季節に応じた作物の収穫体験等の機会を設けている。右の写真はジャガイモ掘りの写真になる。

- ・ 重点的取組の 7 点目、「【7】街路樹管理計画の策定等による公共空間における花や緑の適正管理」については、令和 6 年度から公園・緑地等の樹木定期点検を実施し、枯損木や敷地外に越境している樹木を把握し、優先的に伐採や剪定を実施している。市民等の協働による身近な花や緑の維持管理としては、ボランティア団体数が、前年度と比較すると道路美化活動団体が 1 団体減少、公園管理団体が増減なしとなっている。
- ・ 重点的取組の 8 点目、「【8】基地跡地公園の整備・シンボルロードの管理」については、緑化重点地区の緑化推進として、市による植栽の剪定・ゴミ拾い等の維持管理のほか、イベントを実施した後は主催者側で清掃活動なども行われた。また、にぎわいづくりの拠点としての機能の発揮については、彩夏祭やアサカストリートテラスが開催された。また、冬のイベントとして、イルミネーション「あさか冬のあかりテラス」を開催した。右の写真はイルミネーションの写真となる。また、朝霞駅周辺地区の官民連携エリアプラットフォーム「あさかエリアデザイン会議」によってちいさなテラスが年 2 回開催されるとともに、実証実験「公共空間にフード トラックが時々来る風景」として市役所前広場でキッチンカーが出店された。市民参加の公園づくりとしては、シンボルロード管理運営を考える会議を開催し、シンボルロードの緑地管理をテーマに今後の管理方針などについて話し合った。
- ・ 続きまして、重点的取組の 9 点目、「【9】学校の壁面・屋上緑化及び校庭芝生化の維持管理事業」については、暑さ対策や砂埃、砂塵対策、怪我防止のために、学校の施設の壁面緑化や屋上緑化、芝生化した校庭の維持管理を、それぞれの小中学校が継続的に実施している。
- ・ 次に、重点的取組の 10 点目、「【10】まぼりみなみ公園・まぼりひがし公園・(仮称) 宮戸 2 丁目公園の利用ルールづくり及び施設整備」については、地域のニーズにあった公園を地域住民と共につくる内容となっており、令和 6 年度は地域の方々と新しい公園の利用ルールを考えるワークショップを開催し、ボール遊びコートの開閉時間やペットの立入りなどについて意見が出された。
- ・ 次に、重点的取組の 11 点目、「【11】みどり空間の魅力向上施策の検討」については、市民がお互いに目配りできる「地域の庭」として、従来の画一(かくいつ)的な禁止看板ではなく利用者のモラルに働きかけられるサインの再整備を実施する公園の検討として、重点的取り組み「【10】まぼりみなみ公園・まぼりひがし公園・(仮称) 宮戸二丁目公園」を候補として検討し、ワークショップでも意見を募った結果、園内に設置する注意看板に QR コードを印刷し、詳細な利用ルールについてはスマートフォンで確認できるようにした。こどもの外遊び場の創出としては、移動式プレーパーク「プレーパークキャラバン」を実施し、「北割公園、北朝霞公園、島の上公園、城山公園、泉水公園、根岸台自然公園、弁財公園、宮台公園、宮戸ハケタ公園、向原公園」の 10 公園で合計 30 回開催した。
- ・ 次に、重点的取組の 12 点目、「【12】公園施設長寿命化計画に基づく施設の補修・更新及び計画の改訂」については、老朽化が進んでいる公園の施設を市民が安全に安心して利用できるようにするという取組で、これまで多くの都市公園においてブランコ、シーソーなどの遊具の更新工事を実施した。令和 6 年度については、滝の根公園の木製アスレチック遊具を一部更新した。右の写真は工事完了後の新しい遊具になる。
- ・ 資料の 1-1 を昨年度の事業進捗状況報告書として発刊するに当たり、修正が必要な箇所等があれば、意見を頂ければ幸いである。
- ・ 説明は以上である。
- ・ ご意見、ご質問等があれば举手にてお願いする。

- 田島委員
- ・ 冒頭で資料の送付が遅れたと話があったが、これだけの量の資料を2日間で理解するのは難しいことなので、今後改善をお願いしたい。
 - ・ 資料1-1と資料1-2は一緒にできないのか。その方がわかりやすい。
 - ・ 資料1-1 P5 施策の方針ということで数字があるが、この数字はどのような意味か。
 - ・ P6 (5)休耕期間に種子を配布するとあるが、どのように配布しているのか教えてもらいたい。
 - ・ (6)収穫体験であるが、こどもたちに多く体験してもらいたいと思う。写真ではこどもが参加されているようなので良いと思う。
 - ・ 資料1-2の(2)「きれいなまちづくり運動」の参加者が3万5千人に対して「荒川河川敷不法投棄物一斉撤去」の活動への参加者は14人となっている。差が大きすぎる。告知の方法など検討をした方がよい。
 - ・ イルミネーションの場所を教えていただきたい。率直な感想として、朝霞駅周辺の方が、朝霞台駅より色々と取り組んでいる気がする。利用者は朝霞台の方がが多いと思うので、同じような対応をお願いしたい。
- 事務局
- ・ 資料1-1 P5 施策の方針の数字の話があったが、これは、現行のみどりの基本計画の施策の体系として、みどりの目標が3つあり、その目標に対して、施策の方針があるということである。
 - ・ 1-1と1-2をまとめた方がよいというご意見であるが、内部で検討させていただく。
- 事務局
- ・ 1-1と1-2については、体系が付いていないのでわかりにくいということで、次回は付けることにする。
- 事務局
- ・ 緑肥作物や景観形成作物については、農業者に対して配布している。市役所に種を用意しているので、希望する方が取りに来るという形であったと思うが、担当に確認をする。
 - ・ 「きれいなまちづくり運動」は、広報で声をかける他、自治会長の方にも参加者をまとめてもらっている。軍手やごみ袋も配布しているため参加者を集めやすい。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去の活動の方は、居住地域ではないということや、以前は野球のチームやボランティア団体の方が参加していたが、今は参加していないということも影響していると思う。まだゴミはある状況であるが、以前よりはゴミの量が減っていること、それに伴い参加者も減っているという状況である。
 - ・ イルミネーションの写真はシンボルロードの写真である。朝霞台駅周辺については、今後検討したい。
 - ・ 収穫体験は、広報で呼びかけている。ご家族での参加が多い。産業振興課にご意見を伝えておく。
- 古賀会長
- 事務局
- ・ 議題(2)計画構成(案)について事務局より説明をお願いする。
 - ・ それでは、議題(2)計画の構成(案)について説明する。
 - ・ 現在、年始の市民コメント実施に向け、計画書の素案作成を進めているところである。
 - ・ 計画書は、昨年度の現況調査から今年度の施策の方針、地域別計画などの緑化推進会議のなかで検討してきた内容について、公表用資料としてとりまとめるものである
 - ・ 計画書の構成は、資料2に示す内容で検討しており、国交省が監修している日本公園緑地協会が発行している、「緑の基本計画ハンドブック」に示される構成に準じた構成としている。
 - ・ 第1章は、「計画の基本的事項」として、計画の目的、位置づけ、計画の構成と

- している。
- ・ 第2章は、「みどりの現状と課題」として、朝霞市のみどりの推移、これまでの取り組みの成果、みどりに対する意識・意向、みどりのはたらきから見た朝霞市、そしてこれらを総括するみどりの課題、としている。
 - ・ 第3章は、緑の将来像と基本方針としている。
 - ・ 第4章は、「みどりの指針」としており、緑の将来像の実現に向け、あとに示す施策の展開において、みどりの指針に位置付けられるみどりの力を理解し、その効果の発現を目指すガイドラインの役割を担う項目とするように検討している。
 - ・ 第5章は、「みどりの取組」として、取組の方針、およびその重点施策を取りまとめる。
 - ・ 第6章は、地域別計画とし、第7章は、「計画の実現に向けて」とし、計画の推進体制や進行管理の考え方を位置付けるように検討している。
 - ・ また、資料編を設け、これまで検討してきた内容で、本編を補足する上で掲載した方が良いと考えるものを取りまとめる予定である。計画の構成案は以上のように検討している。
 - ・ 説明は以上である。
- 古賀会長
- ・ 何かご質問、ご意見があれば挙手にてお願ひする。
- 堂本副会長
- ・ 第1章の計画の位置づけや背景は、これまで整理された中で議論したということでおいか。どのように整理されているか。
 - ・ 再確認であるが、第4章の指針に「生き物の生息空間になるみどり」と出てくるが、昨年国がみどりの基本計画に提唱した「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する都市」などの背景とスムースに繋がっているのか。その繋がりを確認したい。
- 事務局
- ・ 昨年の緑化推進会議の最初の方で、政策動向については、説明させていただいた。この1年でも、環境省で新しい法律ができた。そのように政策動向がめまぐるしく変化しているので、近年の政策動向も更新しないといけないと考えている。自然共生サイト、OECM、ネイチャーポジティブ等の政策動向については、計画策定の背景として押さえないと考えているので、記述したいと考えている。
- 大貫委員
- ・ 細かい表現であるが、「ウォーカブル」というカタカナを他の用語に変えることが可能であれば、変えてもらいたい。変えないでこのまま使う場合は、注釈を付けてもらいたい。
- 古賀会長
- ・ ウォーカブルや公園DXなどか。事務局に検討をお願いする。
- 古賀会長
- ・ (3) 重点施策及びみどりの目標・将来像（案）について事務局より説明をお願いする。
- 事務局
- ・ それでは、資料3 議題(3) 重点施策及びみどりの目標（案）について、説明する。
 - ・ 重点施策については、前回会議でご提示した施策メニューの中で、本市のみどりが抱える課題への対応として特に重要なものを、「重点施策」として位置づけている。
 - ・ 2ページ3ページは、施策の体系を示している。
 - ・ 最初に、前回会議で提示した施策について、修正点があるので説明する。
 - ・ みどりの将来像の実現に向けた、3つの基本方針に基づく施策の柱、基本施策、具体的な取り組みとなる個別施策を体系として示している。
 - ・ 基本施策の一番下、「みどりの交流の拡大」は、元の「みどり空間の公開」からタイトルを修正し、個別施策を包括するタイトルにしている。

- ・ 個別施策は、前回資料においては施策メニューを再掲するものがあったが、「再掲」を無くし、青文字で示す位置に集約している。
- ・ また、中央部分の、植栽管理指針の策定については、赤字で示したように対象空間を追記する修正を行なっている。
- ・ また、施策の方針については、前回の会議資料においては、個票型式で内容を整理していたが、計画書としてはその概要を掲載し、個票型式でとりまとめたものは資料編に掲載する方向で検討している。
- ・ 次に重点施策についてである。
- ・ 基本施策のメニューで、緑色の星印で示したもの为重点施策とするように検討している。
- ・ 「重点施策」は、重要な取組みとして「目標」を位置づけており、進捗状況をチェックし、着実な進行管理を図る施策として位置付けている。
- ・ 次ページ以降、重点施策について、説明する。
- ・ 4ページから22ページは、施策の方針をまとめている。
- ・ 重点施策とした基本施策を赤文字で示している。また、個別施策の内容の加筆修正箇所も赤文字で示している。ここで資料の修正が3箇所ある。
- ・ 1つめが18ページの基本施策（2）「みどりの普及啓発の推進」に赤字で重点施策と記載があるが誤りであるため削除をお願いする。
- ・ 2つめが20ページの基本施策（2）「情報発信の強化と充実」を重点施策に位置づけているが記載が漏れているので追記をお願いする。
- ・ 3つめが22ページの基本施策（3）「みどりの交流の拡大」に重点施策と記載があるが誤りであるため削除をお願いする
- ・ 重点施策の内容を一覧としてまとめたものを23ページに示している。
- ・ 一覧には、計画目標と将来目標を記している。計画目標は10年間の計画期間内で着実な実行を図るもの、将来目標は計画期間内に実行に努め、その後実現したい大きなものを掲げている。
- ・ 最初に、表の一番上、1-1（1）樹林地・樹木の担保性の向上を重点施策に位置付けている。
- ・ 本市の樹林地は減少傾向にあり、市域に占める民有地の樹林地の割合は、1973年（昭和48年）の5.71%から2023年（令和5年）の1.60%へと減り続けている。
- ・ 市民の暮らしを支え豊かにする樹林地を保全するため、現在残されている樹林地について、都市緑地法や朝霞市緑化推進条例などの法令に基づく保全制度を活用し、樹林地の担保性を向上させることで将来にわたって樹林地が残されることを目指している。
- ・ 具体的な計画目標としては、特別緑地保全地区について現況の約2.1haに約0.6haの上乗せを目指しており、具体的には、宮戸緑地に隣接する田んぼを新たに特別緑地保全地区に指定拡大するなど、既存の特別緑地保全地区と一体となっている良好な樹林地でありながら指定されていない区域の指定を検討している。
- ・ 次に、1-1（2）里山保全活動の推進を重点施策に位置付けている。
- ・ 市内には斜面林が残存しており、その一部は、特別緑地保全地区や保護地区に指定され、市民グループによる里山保全活動が進められている。
- ・ しかしながら、大きくなったり木の間伐が行われていないため、近年は樹林の老木化、過密化などが進み、その結果、ナラ枯れなどの被害が発生している。さらに明るい落葉の森から常緑の森へと姿を変えつつあり、暗く利用しづらくなることや、動植物の生息生育空間の多様性の低下などが進んでいる。

- ・これらの課題に対応するため、国では樹林更新のための機能維持増進事業制度が創設されたところである。
- ・今後の樹林地管理では、公共事業による間伐と、里山ボランティア活動が連携して進められる必要がある。どのように森づくりを進めていくか、共有するビジョンと具体的な行動計画が必要になることから、計画目標は、里山管理ガイドラインの策定とその運用を位置づけている。
- ・次に 1-2 (1) 湧水の保全を重点施策に位置付けている。
- ・湧水の保全、及び都市型水害の防止を図るために、地域の健全な水循環を保全再生する必要がある。この課題に対応するため、雨水貯留浸透施設の設置を推進し、地下水涵養を促し湧水を保全するとともに、都市水害を防ぐ、健全な水循環の実現を目指す内容としている。目標内容は、地域の水循環の保全再生を先導する役割として、公共空間における雨水貯留浸透施設等の設置推進を位置づけている。
- ・次に 1-3 (1) 公園の整備推進を重点施策に位置付けている。
- ・本市は、都市公園の整備水準が低く課題となっており、身近な公園と拠点となる公園の整備推進が必要とされている。
- ・目標内容は、身近な公園の整備として、整備が予定されている「まほりみなみ公園の整備」、国道 254 号バイパスの延伸と連動して拡張整備が検討されている「内間木公園の再整備」を位置づけている。
- ・また、基地跡地公園については、事業化に向けて大きなハードルがあるが、計画決定されていることや、公園緑地分野のマスタープランである本計画において、その実現に向けた方針を謳う必要があるものと考え位置づけている。
- ・次に 1-3 (3) 公園の維持管理の充実を重点施策に位置付けている。
- ・都市公園では、整備から長い時間が経過した公園が多くあり、施設の老朽化とともに、植栽樹の倒木や落枝による危険性が高まっている。
- ・いままでは、植栽したものはできるだけ伐採しない考えが基本だったが、これからは、樹木の健康を保つ植栽密度の調整や剪定を行う必要がある。また、新規の植栽時には、維持管理性を踏まえた樹種選定も必要になる。
- ・持続性のある植栽管理が必要であることから、目標内容として、公園等植栽管理指針の策定とその運用を位置づけている。
- ・1-4 (2) ウオーカブルな空間整備を重点施策に位置付けている。
- ・これまでのまちづくりは自動車中心に考えられてきた傾向があり、高齢の方や誰もが安全に快適に移動し、気軽に休める場所が不足していた。
- ・今後のまちづくりにおいては、「ひと中心」の視点に立ち返り、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる「歩きたくなるまち」を目指し、ウォーカブルな空間づくりを進める内容を位置づけている。
- ・目標内容は、今後予定している駅西口富士見通線などのウォーカブル空間の整備を位置づけている。
- ・2-1 (2) 担い手の連携の拡充を重点施策に位置付けている。
- ・都市のみどりを維持し、その機能を十分に発揮し続けるためには、行政の力だけでなく、市民、民間事業者、農業者など、多様な主体が協力し、それぞれの持つ知識と経験、意欲や創造性を活かすことが必要である。
- ・この課題に対応するため、市では活動団体と管理に困る緑地との「マッチング」や、ボランティア団体間の交流の促進、公募設置管理制度 (Park-PFI) などの活用といった民間事業者の参画の促進を位置づけている。
- ・計画目標としては、Park-PFI 事業者による内間木公園の運営を位置づけている。また長期的には、基地跡地公園の運営における民間活力の導入について位

置づけている。

- ・ 2－4（1）財源の確保と活用を重点施策に位置付けている。
- ・ 快適で安全なまちづくりに、公園整備や緑地の保全は欠かせない。しかし、限られた財源の中で、みどりへの投資を継続するのは大きな課題である。
- ・ 本市では、将来にわたり豊かなみどりを守り育てるため、地域防災力の向上や、みどりの量的・質的保全に繋がる国の支援（補助金）を活用するとともに、「みどりのまちづくり基金」の運用を継続・強化し、多様な財源を確保することを目指していく。
- ・ 計画目標としては、樹林地管理における新たな国（機能維持増進事業）の活用を考えており、この補助金の活用により里山再生を推進したいと考えている。
- ・ 2－4（2）みどり・公園DXの推進を重点施策に位置づけている。
- ・ 近年、公園管理の業務負担が増加し、従来のやり方ではみどりの質を維持し続けることが難しくなっている。これらの課題に対応するため、本市では、暮らしに欠かせない公園や緑地を未来にわたって守り、快適さを維持していくために、デジタル技術を活用した維持管理業務の効率化やみどりの普及啓発などの検討を進めている。
- ・ 計画目標としては、公園台帳のデジタル化、長期的にはデジタル技術の活用により効率的なみどり・公園管理を実現する内容を位置づけている。
- ・ 3－1（2）情報発信の強化と充実を重点施策に位置づけている。
- ・ 市内の豊かなみどりや水辺、そして地域に根差した市民活動こそが、朝霞らしい豊かな暮らしをつくり出す大切な土台であると捉えている。しかし、せっかくの素晴らしいイベントやみどりの魅力が、市民の皆さんに十分に届いていない現状がある。情報が届かなければ、緑化活動への参加や、地域の楽しみを見つけるきっかけも生まれない。
- ・ そこで市は、市民とみどりをより強くつなぐため、情報発信の強化を重点施策として検討している。
- ・ 計画目標としては、自ら情報発信できるオンラインプラットフォームの導入を検討している。
- ・ 3－2（1）みどりを楽しむを重点施策に位置づけている。
- ・ 現代の都市生活において、みどりは単なる癒しではなく、暮らしを支える基盤として考えられている。ヒートアイランド現象の緩和や災害への備え、そして市民一人ひとりの心身の健康と、地域のつながりを再生する役割を果たす。
- ・ 本市は、このみどりが持つ多面的な価値が活かされる暮らしの実現に向け、市内に様々ななかたちで存在するみどりに触れ、楽しむ場や機会を充実していくことを目指している。
- ・ 家庭菜園や地産地消、みどりのイベントへの参加などのメニューを検討しているが、計画目標としては、グリーントレイルマップの更新により、黒目川をはじめとする市内のみどり資源を活用した健康づくりを推進する内容を検討している。
- ・ 重点施策の説明については以上となる。
- ・ また、資料の次頁以降は参考資料に掲載予定の施策の方針の個票となる。前回会議からの修正箇所を赤文字で記している。
- ・ 説明は以上である。
- ・ 何かご質問ご意見があれば挙手にてお願いする。
- ・ P23 重点施策と目標 2-1 みどりの担い手の育成と連携のところで、「Park-PFI 事業者による打間木公園の運営」とあるが、今まで朝霞市内で実施した例

- 事務局 はあるのか。
- 大橋委員 • 朝霞市での事例としてはまだない。
 - 古賀会長 • 今後、計画をしているということで良いか。
 - 大橋委員 • 入間市、さいたま市、江戸川区などでも実施している。最近は、公共団体で民間活力を使った取組は結構増えている。福岡市が一番多く実施している。
 - 事務局 • 自動販売機の寄付金付きについてお聞きしたい。朝霞市で自動販売機を買って設置しているということで良いか。
 - 堂本委員 • 寄付金型自販機は、飲料メーカーが、青葉台公園、北朝霞公園、野球場に設置している。
 - P4 基本施策 (1) 樹林地・樹木の担保性の向上に関して、内容としては、宮戸の斜面林の隣の田んぼだと思うので、樹林地・樹林に「等」を付けた方がよいのではないか。施策については、良い取組だと思う。
 - P8 基本施策 (1)公園の整備推進の中の②基地跡地公園の整備推進は、とても気になる。みどりの基本計画の背景について聞いたが、国では、ネイチャーポジティブや 30by30 や自然共生サイトを増やそうという取組を進めているので、「国と協力して自然共生サイトを目指す」ということや「朝霞市をネイチャーポジティブの拠点とする」など記載があった方がよいと思う。日本全体の 30%を保全の対象として確保しないといけない。市街地ができる貢献もある。「国の取組にあった取組をします」というようなことを提案するような書き方でも良いのではないかと思う。自然共生サイトで、都市公園的な利用ができないわけではない。埼玉県上尾市の丸山公園は総合公園であるが、自然共生サイトに指定された。人工的な池をつくり、成果が出ている。そのようなことも目指すことができるという可能性がある含みのある表現がよい。
 - P9 基本施策 (3) 公園の維持管理の充実については、国の方で、みどりの基本計画の中で、生物多様性の確保に関する技術的な配慮事項や指針が出ている。その辺を意識した書きぶりがあってもよいと思う。
 - P14 基本施策 (2) 担い手の連携の拡充は、とても大事だと思う。マッチングはどこの自治体も苦労している。コーディネート役をどう確保するのかということがポイントである。現状で、どう考えているのか。色々な企業や団体に声をかけないといけない。失敗も多い。フットワーク軽く動かないといけない。行政だけでは難しいと思う。今後どういう仕組みにするか。それを記載してもよいと思う。
 - 大貫委員 • P20 3-1 みどりのシティプロモーションの展開の基本施策(2)情報発信の強化と充実については、大変重要と思っている。先ほど、荒川河川敷のボランティアの話が出たが、自分は認知していなかった。今は紙の新聞を取らず、電子的な情報を取ることが多くなってきている。以前は新聞の中に広報が入っていたが、それを見る機会がない。市としても紙ベースの広報を補完するための情報発信ではなく、電子データのみの情報発信とする形で実施してもらいたい。
 - 田島委員 • P4 基本施策 (1) 樹林地・樹木の担保性の向上に、⑤景観重要樹木の指定があるが、コナラの保存樹木が多いと思う。樹種の偏りがあると思う。バランスが必要ではないか。
 - P5 基本施策 (2) 里山保全活動の推進であるが、赤文字のところは良いことが書いてあると思う。自分も農家の出なので、森は収入源になりにくいことは実感している。森を持っている人は現金収入に困っている。下草を刈る、所有者への教育が必要だと思う。
 - P11 基本施策 (2) ウォーカブルな空間整備の赤文字の真ん中あたりに「人を中心」と書いてあるが、こどもとお年寄りを対象にまちづくりを考えてほしい。これから担っていくのはこどもである。その視点で考えていただきたい。
 - P19 基本施策 (1) 財源の確保と活用の赤文字ところに「国の支援（補助金）

- を活用するとともに、「みどりのまちづくり基金」やふるさと納税等の運用」と記載されているが、国は借金を持っているので、国の支援に期待するより、企業にスポンサーになってもらうような財源の確保を考えて行く必要がある。国の支援からは脱皮した方がよい。
- P20 基本施策 (1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催の中で、①みどり空間を活用したイベントの開催のところで、彩夏祭と記載されているが、彩夏祭は踊っている人は楽しいが、見ている人はどうなのかと思っている。昔ながらの地域の盆踊りで地域を盛り上げてもらいたい。
 - P23 「重点施策と目標」のところに「計画目標」とあるが、この10年間の期間を教えていただきたい。
- 事務局
- 昨年度からみどりの基本計画のご意見をいただいているところであるが、この計画は、令和8年度から10年間の計画として策定する予定である。
- 柴野委員
- P23 2-1 みどりの担い手の育成と連携のところで、「Park-PFI事業者による内間木公園の運営」と記載されているが、現在、内間木公園は朝霞市文化スポーツ振興公社が管理を行っていると思う。公社はPark-PFIに入らないのか。また、内間木公園の運営については、担い手を増やして運営していくという方針ということでしょうか。
- 事務局
- 内間木公園の考え方は、令和5年から内間木公園の拡張整備に向けた基本構想を策定中である。254号バイパスの整備の進捗に合わせて、Park-PFI事業も進める予定である。
- 古賀会長
- 今の管理はどのように行っているか。
- 事務局
- 現在は、朝霞市文化スポーツ振興公社に、内間木公園、朝霞中央公園、青葉台公園について指定管理で委託している。指定管理の制度としては、5年の指定管理の期間があり更新を続けているところである。今後 Park-PFI の事業者選定で事業者を公募した際には、公社も Park-PFI に手を挙げていただくことも可能である。
- 柴野委員
- 公社も事業者の位置づけか
- 事務局
- 今後事業者を選定する際には、公社も一事業者として手を挙げていただくことは可能である。
- 古賀会長
- 指定管理は、基本管理のみを行う。Park-PFIは、整備を行う工事や設計と10年や20年の管理を含めたものである。公社さんが Park-PFI に手を挙げるということは、工事等も自分でやるか業者と手を組むかということになる。
- 古賀会長
- 議題4 (4) 地域別計画(案)について事務局より説明をお願いする。
- 事務局
- 議題4 地域別計画(案)について、説明する。
 - 地域別計画の地域割は、市が定めている都市マスに準じて、内間木地域、北部地域、東部地域、西部地域、南部地域としている。
 - 地域別計画は、地域別の「みどりのカルテ」と「みどりの方針」から構成される。
 - 2ページ3ページは、内間木地域のみどりのカルテとなる。
 - 「みどりのカルテ」は、市民アンケート調査によるみどりへの意識や評価を取りまとめているほか、多面的なみどりのはたらきの視点による地域のみどりの特色を取りまとめている。前回の検討委員会でご提示した内容をもとに再構成している。
 - 4ページ「地域別のみどりの方針」は、各地域における主要な課題を整理するとともに主な取組みをとりまとめている。こちらも前回委員会で提示した内容をもとに作成している。

- ・ 5ページは、みどりの方針図を配置しており、みどりの現況をベースに示し、みどりの拠点と軸、みどりの取り組みを示している。
 - ・ 内間木地域のみどりの拠点としては、荒川、朝霞調整池周辺、内間木公園を位置付け、みどりの軸は河川の軸と今後国道254号バイパスの整備に伴い道路緑化によるみどりのネットワークが形成されると見込まれる区間を図示している。
 - ・ 緑の取り組みとしては、施設緑地と地域性緑地の現況を示しているが、計画が示せるものは、内間木地域では内間木公園の拡大整備を図示している。
 - ・ また、面的取り組みとして、内間木地域の全域において、農地の保全、雨水貯留や緑化の誘導を位置付け、また、国道254号バイパスの沿道における都市補完機能の整備に連動してグリーンインフラの充実を目指す内容を位置付けている。
 - ・ 地域別計画は、以上のような構成で、他の地域もまとめている。
 - ・ 9ページの北部地域の方針図では、北朝霞駅周辺のウォーカブル空間の整備、朝志ヶ丘付近での公園不足域の解消検討などを位置づけている。
 - ・ 低地面では、新河岸川や黒目川の水辺環境の保全と活用のほか、農とのふれあい空間の保全などを位置づけている。
 - ・ 新規の取り組みとしては、宮戸特別緑地保全地区の指定範囲の拡大を位置づけている。
 - ・ 現況指定範囲の樹林地の北側に位置する水田について拡大する方針である。
 - ・ 13ページの東部地域の方針図においては、駅周辺では、ウォーカブル空間の整備、根岸台などの生産緑地が分布する場所では身近な都市農地の保全を位置づけている。
 - ・ 崖線部では、斜面林の保全や湧水の保全を位置づけており、低地面では、国道254号バイパス沿道における都市機能の充実に合わせたグリーンインフラの整備促進などを位置づけている。
 - ・ 17ページの西部地域の方針図においては、本地域は公園が特に不足しているため、公園不足域の解消に向けた検討のほか、農とのふれあい空間の保全、黒目川の水辺環境の保全と活用などを位置づけている。
 - ・ 21ページの南部地域の方針図においては、基地跡地公園の整備推進のほか、シンボルロードの緑地管理の推進、駅周辺のウォーカブル空間の整備などを位置づけている。また、市南部周辺の緑地群としてみどりの拠点を位置づけている。自衛隊基地は、その敷地にみどりを多く抱えている。
 - ・ また、和光市の県営樹林公園や理化学研究所、練馬区の大泉中央公園、新座市市営墓苑などと連なって、大きな緑地を形成している。これらの緑地群は、ヒートアイランド現象の緩和や一帯の水文環境の保全、広域的なエコロジカルネットワークの形成を図る上で重要な役割を果たしており、市内においては自衛隊基地の敷地であることから、みどりの利用効果というより存在効果として重要なはたらきがあると考えられることから、市域を跨ぐみどりの拠点として位置づけている。
 - ・ 説明は以上である。
- 古賀会長
- ・ 前回まで皆さんで検討してきたこと、山下さんが作成してきたカルテが絵となって出てきて、わかりやすくなつたと思う。お質問ご意見があればお願ひする。
- 堂本副会長
- ・ グリーンインフラという言葉がよく使われている。P4内間木地域のみどりの方針においても、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討します」と書いてあるが、具体的なイメージはどのようなことを考えてグリーンインフラという言葉を使っているのか。市民の方がこの文章を見て理解できるか。
- 事務局
- ・ P4 ③b の文章となると思うが、バイパス等が整備された後、254号バイパス

の沿道の土地利用について、都市計画の制度の一つとして、住民や地権者と話し合う手法があるという提案をしている。まだ素案であり、これから地元の人と話をしていく予定である。グリーンインフラにも様々な意味があると思うが、この地域は雨水が溜まってしまう地域なので、市街化調整区域に建物を建築する際には、雨水を貯留する施設の設置を率先してお願いしていくことを考えている。開発の規模により技術基準などもあり、義務の場合もあるが、お願いはしていく。254号バイパスの沿道の緑化を埼玉県がどう進めるかはわからないが、草が繁茂してしまうというご意見もいただいているので、維持管理できる沿道の緑化や土地の緑化も助言指導をしていくことを考えている。今具体的に言える内容はそのくらいである。

堂本副会長

- ・ 今後土地利用が進んでいく中で、内間木地区の地域に住んでいる方の利便性も大切だが、この土地が持っている自然環境の良さを道路事業でできるだけ失うことがないような提案や仕組みがグリーンインフラという言葉に含まれているのかと思い、質問をした。このバイパスが通れば、荒川の自然環境と斜面林や黒目川を分断してしまうと思う。埼玉県の道路事業となると思うが、計画の背景を踏まえて、自然環境が分断しないような工夫をしていくことを埼玉県と話し合うことをお願いしたい。

事務局

- ・ 「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては」と書かれてしまっているので、副会長のご指摘を受けて、バイパスで分断してしまう道路事業については、埼玉県と話ながら、なんとかネットワークとしてつくるよう一緒に考えていくことを検討できるように文章を修正する。

大貫委員

- ・ 内間木地区に住んでいる。内間木地区の特徴は、内水氾濫に対する対応と記載されているが、一方でふれあいの拠点としては、内間木公園や荒川河川敷、朝霞調整池などがある。朝霞水門や朝霞調整池付近に、元々朝霞調整池とすることを予定していた遊休地がある。国交省が管理していた。そこに内水氾濫用の貯留施設をそこに作るという報告があつたと思う。その内水用の貯留施設を作るのであれば、秋ヶ瀬のサッカー場や野球場をこちらに持ってきて、グラウンドを作り、自然とふれあう拠点、コミュニティの場とするというようなことを考えていただきたい。要望である。

古賀会長

- ・ 議題5 (5)みどりの将来像図(案)について事務局より説明をお願いする。
- ・ 資料5 みどりの将来像図 (案)について、説明する。
- ・ 「みどりの将来像図」とは、みどりの基本計画などの都市計画や地域の緑化計画において、将来的に目指す緑地のあり方を具体的に示すための概念図や計画図のことである。
- ・ 都市に住む人々がみどりと共生し、健康で快適、安全、かつ持続可能な生活を送れるよう、みどりが都市環境や市民生活に深く関わり、積極的に活用されている理想的な姿を描くものある。
- ・ 2ページ3ページのみどりの将来像図を見ていただくと、みどりの拠点は、みどりのグラデーションで囲んだ箇所を位置づけている。
- ・ 朝霞の森（基地跡地）などの拠点は、本市における重要な緑のストック（資源）であり、その特色を生かした保全整備・管理運営を行い、次世代に継承する内容を位置づけている。
- ・ 荒川、そして市南部周辺の緑地群は、広域的なみどりのネットワークを構成する重要なみどりとして位置付けている。
- ・ みどりの軸としては、河川軸と道路軸を位置づけている。
- ・ 朝霞市のみどりの取組みは、自然立地に即してその性質が異なると考えられるため、武蔵野台地面、荒川低地面、これらの境界部に位置する地形のひだを位置づけている。
- ・ 武蔵野台地面では武蔵野の面影をキーワードに、畠地や樹林の保全を位置づけ

- ているほか、概ね市街化区域に当てはまることからまちづくりにおけるグリーンインフラの充実に係る内容を位置づけている。
- ・ 荒川低地面では、農地の多面的はたらきに着目した地域環境の保全のほか、国道 254 号バイパス整備に連動した沿道エリアのみどりの拡充を位置づけている。
 - ・ 地形のひだでは、本市の自然資源や歴史文化資源がおおむねこの位置にあることから、これらの保全を位置づけている。
 - ・ この他、都市公園などの位置を示しながら、公園不足域の位置を示し、公園不足域の解消検討を位置づけている。
 - ・ 駅周辺エリアでは、みどりと調和したウォーカブル空間の整備を位置づけている。
 - ・ また、みどりの将来像図において、緑化重点地区を市全域に設定することを示している。本市においては、都市公園の量が不足していることや、農地や樹林地が減少傾向にあることから、市全域を緑化の推進に配慮を加えるべき緑化重点地区に位置づけ、みどりの保全・整備と質の向上を図る位置づけとしている。
 - ・ 説明は以上となる。
- 古賀会長
- ・ ご意見ご質問があれば挙手にてお願いする
- 古賀会長
- ・ このみどりの将来像図は、地域別の絵を全て合わせたら、同じようになるか。
- 事務局
- ・ 地域別計画の全てを載せると細かくなりすぎ、わかりにくくなるので、朝霞市全体のものにフォーカスして載せている。
- 田島委員
- ・ みどりの将来像図というものは、現状の図と将来像図を比較するようなものではないのか。
- 事務局
- ・ 朝霞市の場合、都市化が進み市内に残されているみどりは限られたものである。そのため、みどりの大きな構造を表現する場合、現状の図と将来像図は結果として似通ってくると考えている。現状のみどりを拠点と位置づけて示していく。一般的には、みどりのみ将来像図に表現するが、朝霞市のみどりの基本計画においては、市街地面においても雨水の浸透に配慮することなど細かなことを入れて行こうと考えているため、みどり以外の部分も表現している。
- 堂本副会長
- ・ とてもわかりやすくなっている。見た感じは現状と将来像図と同じである。変わっていくものは質だと思う。手を加えればよくなるものだと思う。生物多様性でも質が大事である。そのあたりを表現できると良い。市民も含めて関わっていかないと質を担保できないということを書いてもらいたい。
- 事務局
- ・ これまでの量的なみどりの確保の時代から、みどりの質を高めていかないといけない時代となってきている。そのような中で、緑地政策、ネイチャーポジティブなどの背景を踏まえて、とりまとめていきたい。過去の委員会で示した基本方針や基本指針では、みどりの質について記述している。次回は最終形に近い内容を提示できると思う。今後も皆さんにご意見いただければと思う。
- 古賀会長
- ・ これまで緑化推進会議で話をしてきたが、みどりの量が減るのはしょうがなく、いかに朝霞らしいみどりを残すかということが一番重要である。どのように質を表現していくのか、というところが他の市と違うところである。特色が出る。朝霞市は崖線があり、緑地があり、農地がある良い土地だと思う。都市化することでなくなったみどりをどのように質を上げて、良いものにしていくのか。上手に表現していただきたい。
- 古賀会長
- ・ 全体を通してご意見やご質問があれば挙手にてお願いする。これまで話した議題で言い忘れたこと等あれば、それについてもお願ひする。
- 田島委員
- ・ 資料 3 参考資料編 P3 1-1 樹林地と農地の保全について、右下に金額があるが、費用対効果はどうなのか。自分が住んでいるところにも保護樹木があるが、このお金は本当に必要なのか。木があるだけで補助金を出すということは

- 本当に必要なのか。見直すことも必要ではないかと個人的には思っている。
- 増田委員
- ・ 資料3 重点施策およびみどりの目標のところであるが、最近では倒木が多く、朝霞市でもサクラやケヤキ等、公園や一般家庭の大きい木の管理はどうになっているのかと気になっている。市民から相談を受けることが多く、管理者について学校や個人宅等と答えることが多い。施策の中で、樹木の管理について、公園や公共施設、街路樹と分かれている。それぞれで管理しているという認識ではあるが、そこを統括して朝霞市の樹木を管理するような仕組みはないのか。課を跨ぐと漏れが出てくる懸念がある。実際に朝霞市内でも小学校のサクラの木が倒木したことがあるが、学校が樹木の管理を責任持って行っているのか。それはどこの課が管理していたのか。市として、木の管理にどれくらいお金を使う気があるのか。植えればよいということではなく、命に関する倒木などもあるので、朝霞市としての木の管理をどのように考えているのかご意見をお聞きしたい。
- 事務局
- ・ 庁内で話を聞いていても、学校の樹木や施設の樹木が大きくなりすぎて、どのように管理したらよいかわからないという所管の話はよく聞く。みどり公園課でもコンサルの方と検討を進めている。参考資料P15 1-3 公園の整備・管理「②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定」とある。公園に限らず、朝霞市の公共施設や民地の剪定にも生かせるような朝霞市の指針を作りたいと書いている。公園等と書いていることで、公園のみと思われてしまうので、書き方は工夫する。朝霞市のみどり全般に対する管理指針を策定したいと考えている。公園や学校の担当者や民間の人も使えるような管理指針を考えている。コストを抑えて、大きな木を切る、補植をする等ということを考えている。
- 堂本副会長
- ・ この計画の議論というより、町の中で屋敷林や樹林を持つということは、住民は非常に大変な状況である。台風や熱帯低気圧や強風の度に気にしている。組織で管理をしている公園は保険をかけているが、価値がないと保険は下りない。保険もかけることができない個人の屋敷林は、補助金などを手厚くしていくしかないといけない。屋敷林がなくなっていくが、所有者が悪いということではない。屋敷林は、市民が共有して守っていかないと絶対に残らないと思う。
- 藤井委員
- ・ 公園と公園以外の樹木も育ち過ぎていて危険という話で、P15 の基本施策(1)公園等を生かしたまちづくり①公園サポーターの推進とあるが、市民の団体による管理運営、例えば朝霞の森は朝霞の森でボランティアをしている人たち、里山では里山のボランティアの方たちが活動をしているが、他の民有地に関しては手を付けられていない。そのような場所の管理を、もう少し市で広く募集できたら参加する人が増えるのではないか。森林をみんなで守ろうというようになるのではないか。現在ボランティア団体に参加している人は人数が限られている。里山は3か所で手一杯である。他の場所の管理もとなると、朝霞市全体で、みんなでやっていこうという広報が必要である。
 - ・ 資料3 2-4 みどりの支援体制の強化 基本施策(2)みどり・公園DXの推進について、公園台帳のDX化というのは、市役所の中での管理として見れる公園台帳なのか、市民が自由に見れるものなのか。管理の具体的な内容を知りたい。倒木しそうな樹木の情報も見れるものなのか教えていただきたい。
- 事務局
- ・ 公園DXの公園台帳のDX化は、今は実施していない。今は紙の公園台帳となっている。今後、公園台帳をDX化した際には、市民の方が見れるようなオープン型のものを検討している。また、イベント情報の他、倒木情報についても検討したいと思う。
- 大貫委員
- ・ 民有地の樹木の管理や支援に関して、やはり最もお金がかかるのは、剪定した後のゴミの処分である。剪定することをためらう理由になっている。切った枝などを資源として活用できる仕組みを考えてももらいたい。無料で引き取ってもらう等、処分に関して補助してもらえるのであれば、木の剪定にお金を出してもよいと考えられると思う。

- 事務局 • 民有地にある樹木の剪定材に関する取り組みは、他の行政の情報を収集し、対応していきたい。
- 事務局 • 参考資料編 P26 2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり 基本施策 (1)公園等を生かしたまちづくり③みどりのリサイクルの推進 の中で、「落葉や剪定枝はについて資源として活用することを検討します」と記載している。
- 藤井委員 • 朝霞の森や斜面林で切り倒した木を薪割りして、キャンプファイヤーやイベントで薪として売るなどと考えている。薪を使いたいという人が増えてきている。人手は必要という課題はあるが、民有地の木もそのように活用できたら良いと思う。木のチップを遊歩道に使うなども検討してもらえたと良いと思う。
- 田島委員 • 保護樹木への補助金の交付は不要ではないかという発言をしたが、団地内やマンションの中にあるという認識であった。民有地の中にも保護樹木もあるとのことなので、先ほどの発言は訂正したい。
- 資料 1-1 朝霞の環境基本計画とあるが、どこに配布されているのか教えてほしい
- このみどりの基本計画の目標を達成するには、多くの人とお金がかかると思う。プライオリティをつけて取り組む、定量的評価ができる目標とする等が必要だと思う。民間企業では、数値化された目標で評価される。「検討します」、「目指します」、という文言が多いことが気になる。
- 事務局 • 環境基本計画は、環境推進課が環境基本計画に基づいて、数値目標を定めたものを書いている。ホームページで「朝霞の環境」と検索していただくと直近令和5年度の環境基本計画を見る事ができる。
- 今改訂しているみどりの基本計画の目標の数値化の話については、努力したいと思う。実施計画でできる範囲で検討していきたい。
- 古賀会長 • 議題が1~5まで終わり、振り返りもでき、意義のある議論ができたと思う。会議終了後に言いたいことがあれば、質問票を事務局の方に提出して頂ければと思う。伝えていただければと思う。

その他 連絡事項について

- 古賀委員長 • 連絡事項があればお願いする。
- 今回、参考資料をふたつ配布している。参考資料1は、令和7年度 第2回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針、参考資料2は、朝霞市みどりの基本計画策定支援業務工程表である。
- 次回の緑化推進会議は、1月を予定している。開催日が確定した際に連絡する。

5 閉 会

- 事務局 • 以上を持って、令和7年度第3回朝霞市緑化推進会議を閉会する。
 (閉会)

令和7年度 生物多様性市民懇談会の主な意見と対応方針

令和7年度生物多様性市民懇談会（令和7年11月25日開催）の審議において意見をいただいた。意見とその対応方針を一覧として整理した。

- (1) 計画の構成(案)について (資料1)
- (2) みどりの将来像 (案) について (資料2)
- (3) みどりの指針 (案) について (資料3)
- (4) 施策の方針及び重点施策 (案) について (資料4)
- (5) シンボルロードの緑地管理に関する基本方針(案) (資料5)

	意 見	対応方針等
1	資料1 計画の構成(案)について 第4章みどりの指針において、(3) 地球温暖化防止に貢献するみどりとあるが、「防止」を「緩和」にしていただきたい。地球温暖化防止ではなく、「都市温暖化の緩和」としてもらいたい。	→「地球温暖化の緩和に貢献するみどり」に修正しました。
2	(3) 地球温暖化防止に貢献するみどりの内容は、ゼロカーボンの話と合わせて考えていただきたい。	
3	第4章みどりの指針(5)まちの美観・郷土の風景を形成するみどりにおいて、「美観」は、「景観」の方が良いと思う。	→「まちの景観・郷土の風景を形成するみどり」に修正しました。
4	第5章に重点的取組「ウォーカブルな空間整備」とあるが、括弧書きで、(快適な歩行空間)と入れていただきたい。	→脚注および用語解説を加えました。
5	第5章に重点的取組「みどり公園DXの推進」とあるが、「みどり公園のDX活用」としていただきたい。	→「みどり・公園分野におけるDXの推進」に修正しました。
6	第5章みどりの取組3-1みどりのシティプロモーションの展開とあるが、「まちの活性化戦略の展開」という方がよい。	→朝霞市にはシティ・プロモーション課という部署もあり要所でしょくしている言葉であるため、意味を浸透させる目的でそのままにしています。
7	第5章に重点的取組「情報発信の強化と充実」とあるが、「充実」は良いが、「強化」という言葉はわかりにくい。	→「情報発信の手段を増やし(強化)、かつ中身も良くする(充実)」としています。
8	資料2 みどりの将来像 (案) について P1 課題の整理 「オ.みどり空間をネットワークさせ～」とあるが、「ネットワーク化」としていただきたい。	→「ネットワーク化」に修正しました。
9	「キ.エコアップや都市気象の緩和～」の「エコアップ」も日本語になっていないので、括弧で(環境整備)と入れてもらいたい。	→脚注および用語解説を加えました。
10	「都市気象」も「都市気候」とし、括弧で、(ヒートアイランド)と入れてもらい	→検討した結果、都市気象のほうがより適切であると判断し、そのま

		たい。	まにしています。
11		P2 2 みどりの将来像図の検討のところで、都市特性「朝霞らしい郷土の風景」とあるが、「景観」の方が良いと思う。	→情緒や愛着のある対象として「風景」を用いています。
12		3. みどりの将来像の3行目に「田園景観」とあるが、「田園風景」が良い。(委員)	→再構成により該当部分が無くなりました。計画書では「田園風景」に統一しました。
13		7行目に、「みどりのストック」(資源)という言葉にした理由を知りたい。また、(資源)より(社会蓄積)が良い。この言葉は再度検討してもらいたい。	→再構成により該当部分が無になりました。計画書では、「みどりの空間」としました。
14		凡例 武蔵野台地面のところで、「緑化や雨水の~」とあるが、「またコンクリートやアスファルトの使用を減らすこと」という文言を一言入れてほしい。	→指針「健全な水循環を支えるみどり」に記述しました。
15		凡例 武蔵野台地面のところで、「地域の水循環の健全化」とあるが、「豊かな水環境の保全」も加えてほしい。	→凡例「みどりの回廊（河川軸）」では「豊かな自然環境を保全する」を記述しており、凡例「湧水」では「湧水の保全」を記述しております。
16		凡例 居心地の良いウォーカブル空間の整備推進エリアについては、ウォーカブル（快適な歩行空間）としてほしい。	→「居心地の良い快適な歩行空間の整備推進エリア」に修正しました。
17		みどりの将来像図に、他の自治体との広域の連携を記載してほしい。猛禽類（オオタカやノスリ）の保全には広いエリアが必要である。朝霞調節地周辺や荒川に加え、さいたま市や彩湖も貴重である。	→「みどりの配置方針」を新たに設け、「まち全体でみどりをつなぐ配置方針（エコロジカルネットワーク）」の視点を盛り込みました。
18		みどりの将来像図について、生き物の居場所を確保するという視点での検討を期待したい。	→「3計画の見直しの背景」にネイチャーポジティブ、30by30、地域生物多様性増進法、自然共生サイトなどの社会潮流、政策動向を記述しました。
19		みどりの基本計画に、ネイチャーポジティブや30by30の言葉を入れてもらいたい。国も30by30を推進している。生物多様性を維持するための計画をみどりの基本計画に入れていくべきだと思う。	→指針「生き物の生息空間となるみどり」において、「生息環境をつなげる（エコロジカルネットワークの形成）」、「生息環境の質を高める」内容を記載しました。
20		ネイチャーポジティブの観点から、グリーンインフラの拠点（河川敷、わくわく広場、基地跡地など）を質の高いものとする施策を記載して欲しい。	
21		温暖化の緩和や二酸化炭素の削減に対して、バックアップ（適正な場所に戻す）という考え方を記載してほしい。	→現実的な施策に止まらず、あるべき姿を目指す羅針盤の役割として、本計画では「みどりの指針」を章立てしているところが特徴としています。
22		現行のみどりの基本計画の具体的な施策の実施状況を確認した上で、新しいみどりの基本計画を策定してほしい。	→「2章朝霞市のみどりの現状と課題」に「3これまでの取組の成果」を掲載しました。

23	資料3 みどりの指針 (案)について	P1 「防止」を「緩和」、「美観」を「景観」としていただきたい。	→修正しました。
24		P2、「健全な水循環を支えるみどり」を「健全な水循環と豊かな水環境を支えるみどり」としてもらいたい。	→タイトルは「健全な水循環を支えるみどり」とさせていただきました。内容として、水質がきれいになることや生き物の生息環境が整うことにつながる内容を記述しております。
25		P2 期待される効果の文章の「雨水の浸透貯留～」の前に、可能であればコンクリートの話を入れてもらいたい。	→「取組」に記述しております。
26		P6 「美観」よりも「景観」の方がよい。	→修正しました。
27		P8 9) 健康づくりの場となるみどりについて、「歩道の連続化」という記載がある。自転車道の整備に関して記載してほしい。	→関係課に共有します。
28		とてもわかりやすい内容なので、小学校の授業で使用してもらいたい。	→分かりやすい計画書になるように引き続き精査したい。
29		みどりの指針(案)の1)健全な水循環を支えるみどり(P2)において、「雨水を地下に浸透させる」というところに雨庭を記載しているが、10)防災拠点となるみどりの方に記載してほしい。 雨庭は、防災施設である。防災の視点で考え、防災対策として雨庭の設置に対する補助金を出してほしい。	→ご指摘のとおり雨庭は防災機能として役割を果たしています。指針の「防災拠点となるみどり」ではみどりの持つ利用効果にフォーカスし、存在効果は「健全な水循環を支えるみどり」「暮らしに息づく農業活動の場となるみどり」に記述するように構成しています。 →補助金に関しては、今後の検討課題として、参考資料集の「4みどりの取組」の「1-5①緑化支援制度の運用」に記載しました。
30		公共の駐車場では、コンクリートを止めるだけで雨庭の代わりになる。	→指針「健全な水循環を支えるみどり」に記載しました。
31		資料3の 1)健全な水循環を支えるみどりにおいて、湧水の涵養起源が記載されている。28年前に朝霞駅周辺の地下水を調べた。そのデータを共有する。	→地下水シミュレーションの検証に利用させていただきました。
32	資料4 施策の方針及び 重点施策(案)について	朝霞調整池とあるが、朝霞調節地ではないか。	→修正しました。
33		P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、特別緑地保全地区や農地について記載されているが、考え方として30by30等の言葉を入れてほしい。	→「5章みどりの取組」の「基本施策 2多様なニーズに対応するみどりの確保」における個別施策「市民緑地制度等の活用」では、「自然共生サイト」をはじめとするメニューを記述しました。また、参考資料集の同項目においても制度解説を加えております。
34		P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、樹林地の保全の中で、川沿いの樹林の保全について、田島緑地などの具体的	→地域別計画に記述することを検討しています。

	な保全場所の名称を記載してほしい。	
35	P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、東圓寺の大きな縁など、今後寺社林を保全していく方向性はないのか。	→既に東圓寺の樹林地を保護地区に指定し、適切な維持管理を図るための奨励金を交付しています。
36	P4 1-1 樹林地と農地の保全について、屋敷林や農地は相続の時になくなる。農地を宅地にできない条例や相続税の優遇措置が必要である。	→本市において樹林地の保全については重要事項であり、重点施策にも位置づけています。「特別緑地保全地区の指定」「保護地区・保護樹木制度の運用」等において、方針を記述しています。 →農地の保全は、「生産緑地・特定生産緑地制度の運用」が主要な取組となります。農業振興策に関しては関係課と共有します。
37	P5 【基本施策】(2) 里山保全活動の推進の内容は良いが、「②里山管理ガイドラインの策定」で、どのような計画を誰が作るのか知りたい。	→関係者が共有する樹林環境等の目標像、行動計画を想定しています。 (参考資料集に掲載)
38	P6 「シンボルロードの緑地管理計画の検討を含め」と記載がある。樹木について長期的な維持管理を検討することや、②街路樹の適正な維持管理の内容も大賛成である。しかし、「専門家の協議会を設置する」ということについては、既に存在している「シンボルロード管理運営を考える会」の在り方や今後設置する協議会との関係性を明確にした方が、市民もわかりやすいと思う。	→引き続き「シンボルロード管理運営を考える会」が中心的な役割を果たす考えですが、具体的には関係者のご意見を伺いながら進めたいと考えています。
39	P8 1-3 公園の整備と管理 基本施策(1)公園の整備推進②基地跡地公園の整備推進のところに、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に基づき」という記載があるが、今年度、第2期整備工事が完成予定であったが計画通りに進んでいない。その状況で「公園整備計画に基づいて実施していく」と記載しているのはなぜか。 更に、計画には「第2期整備工事が終わった後、方向性を示す」と書いてある。審議会などを設置して、方向性を具体的に検討してほしい。公園づくりをやめるのか、資金を用意して市が買うのか、無償での利用方法を探るのか。これまでの総括、方向性を検討してから、この先の計画を立ててほしい。「朝霞のための憩いと交流の拠点となる公園づくりを目指します。」とするのではなく、「審議会を設けて、市民や有識者と既に頓挫している計画をどう進めるか方向性について検討をする」と記載してほしい。	→整備基本計画書に記載されている工程が遅れていますが、今後の整備に際しては計画に記載されている方向性を基に実施するという考え方で記載しています。 引き続き国と緊密な関係を築きながら用地取得を含めた検討を行いつつ、最終的な目標は公園の整備であるため、そのままにしています。

		実績に「シンボルロード管理運営を考える会議を開催 計 12 回」と記載されているが、ルール作りが完了しなかったことを書くべきである。12回の会議の総括、現行の緑の基本計画の 10 年間の総括を行い、それを踏まえて、次の 10 年間の計画を書くべきである。	→実績欄はページ数の関係で削除しました。現行計画の総括は 2 章に記載しており、会議の総括は具体的すぎるため基本計画への記載は見送りました。管理計画については引き続き策定に向けて検討するという記載にしています。
40		P23 の重点施策と目標のところで、「特別緑地保全地区の指定面積拡大 約 2.7ha (現況 +0.6ha)」と記載されている。計画及び支援体制について知りたい。	→現在、指定されておらず開発のおそれがある樹林地等について、市では指定を進めていきたいと検討しています。
41		参考資料 P9 1-2 水辺の保全とある。基本施策①遊水地及び周辺環境の保全において、「広沢の池や代官水などの湧水」と記載しているが、わくわく田島緑地も湧水があるので記載してほしい。	→水循環に係る図で、わくわく田島緑地の湧水を記載しています。
42		朝霞の水辺は子どもたちが水遊びできる、埼玉県内でも貴重な場所である。そのことを記載してもらいたい	→指針「身近な遊び場となるみどり」において、川の空間が貴重な遊び場であることを記述しました。
43		資料 3 みどりの指針(案) 4)生き物の生息空間となるみどりの中で、生き物の生息空間について記載されている。重点施策の内容に生物多様性の視点を入れて記載してほしい。	→緑地保全や都市緑化のすべての取組において、生物多様性の視点は配慮すべき事項です。本計画では、指針の 1 項目として記述しています。
44		土を表に出す大切さを記載してほしい。恒常性(環境のバックグラウンド:生物多様性、水循環、豊かな水環境、土壤)を失わないようにすることが必要である。	→重要な視点であり、本計画では、これまで対象としてこなかった都市の基質に言及しています。
45		バイパスの開発で生き物の生息空間が分断する懸念があり、影響を軽減してほしいという意見が出たことを緑化推進会議で共有してもらいたい。	→記録を共有します。
46		資料5 シンボルロードの緑地管理に関する基本方針(案)	→今後検討してまいります。
47		P1 表 シンボルロードの緑地管理に関する計画フレームにおいて、「役割分担と協議体制の検討」とあるが、その中で「活動時には、定例の協議会を開催し」と記載されている。また、その下の「見直し体制の検討」には、「市民団体と市、専門家等から構成される協議体制の検討を行う」と記載されている。「シンボルロードの管理運営を考える会」とは別に	→引き続き「シンボルロード管理運営を考える会」が中心的な役割を果たす考えですが、具体的には関係者のご意見を伺いながら進めたいと考えています。
48			

		緑地管理のみを考える協議会を新たに作るのか。	
49		シンボルロードの管理運営のルールを策定して、それに基づいて緑地管理を検討するべきである。ルールがない状況で、どのような形で緑地管理を考えて行くのか。どこの団体が関わっていくのか。この5年間の総括をしっかりと実施してから、今後の組織の体制を作っていくのが一番効果的でよいと思う。	
50		「市民と行政が協働して物を作っていくという精神」をみどりの基本計画に入れていただきたい。行政の方が、実際に市民の活動に参加し、一緒に問題を整理し、次のステップを見据えていくということがないと、みどりの基本計画が生きてこない。	→重要なご指摘であり、「7章計画の実現に向けて」において、計画の推進体制を記述しました。
51		実際に一本一本の木を確認しながら方向性を決めて行くというのは、本当に大切である。	→いただいたご意見を反映させたいと考えています。
52		毎年朝霞の森では、市、朝霞の森運営委員会、業者の3者で危険木の調査をし、合意して方向性を決めている。シンボルロードも同じ方法で進めてほしい。	
53		黒目川でも同じ方法で危険木の調査を実施している。県の担当者と市民団体が一緒に歩いている。樹木の管理は、市役所の人だけの仕事でなく、市民ひとりひとりの仕事と捉えることが大事である。	
54		貴重種の管理運営について市と相談できる仕組みが必要である。サイハイラン・タシロランは埼玉県のレッドデータブックにも載っている貴重な植物であるが守れなかった。	
55	連絡事項	市民説明会は、市民コメントの前にやつていただけると良いと思う。	→都市計画マスタープラン、地域公共交通公共交通計画と合同で実施することから、市民コメント期間中の開催となります。
56		担い手不足という問題がある。わくわく新河岸川みどりの会のメンバーは80歳前後となり、今の状況は維持できない懸念がある。わくわく田島緑地、田島公園、河川敷一体の緑地公園としての整備を市に提案している。	→とても大規模な話であるため具体的なことは言えませんが、貴重なご意見として承ります。
57		みどりの基本計画は、今後市民コメントをお願いすると思うが、専門的な言葉が多く、市民がわからない言葉があると思う。解説は付けていただきたい。	→計画書は中学3年生が読み込める文章を基本として、わかりやすい計画書を作りたいと考えています。 →脚注や用語解説を加えています。

令和7年度第1回 生物多様性市民懇談会 要点整理

日 時：令和7年11月25日（火） 14時00分～16時00分

場 所：朝霞市役所 大会議室

出席者：堂本座長、あさか環境市民会議 松永様、朝霞基地跡地の自然を守る会 大野様、朝霞湿生植物保護の会 田ノ岡様、秋ヶ瀬野鳥クラブ 田中様、埼玉県生態系保護協会朝霞支部 富永様、わくわく新河岸川みどりの会 山本様、黒目川に親しむ会 小林様

（1）議題1 計画の構成(案)について および 議題2 みどりの将来像(案)について

- ・資料1 第4章みどりの指針において、（3）地球温暖化防止に貢献するみどりとあるが、「防止」ということは不可能なので、せめて「緩和」にしていただきたい。できれば「地球」と大きいことは言わないで、「都市」温暖化をしてもらいたい。地球温暖化防止ではなく、「都市温暖化の緩和」としてもらいたい。（委員）
 - みどりの基本計画における将来像について考えた時に「防止」に向けて動いていくことでそのような言葉を入れている。（事務局）
 - ゼロカーボンの話も市で動いているので、それを合わせて考えていただきたい。（委員）
 - 事務局内で検討する。（事務局）
 - 今日のご意見は、事務局で再度検討してもらう。その上で、緑化推進会議のメンバーに本日出た話は共有してもらいたい。後は事務局にお任せしたい。ご意見の中には納得のいくものもあるので、事務局は真摯に受け止めていただきたい。（座長）
 - 承知した。（事務局）
- ・資料1 第4章みどりの指針(5)まちの美観・郷土の風景を形成するみどりにおいて、「美観」は、「景観」の方が良いと思う。（委員）
- ・資料1 第5章みどりの取組の重点的取組に、「ウォーカブルな空間整備」とあるが、ウォーカブルはまだ完全には日本語になっていないので、括弧書きで、（快適な歩行空間）と入れていただきたい。（委員）
- ・重点的取組「みどり公園DXの推進」とあるが、せめて「みどり公園のDX活用」としていただきたい。（委員）
- ・3-1 みどりのシティプロモーションの展開とあるが、シティプロモーションは意味のわからない言葉なので、「まちの活性化戦略の展開」という方がよい。（委員）
- ・重点的取組「情報発信の強化と充実」の「充実」は良いが、「強化」という言葉もよくわからない。（委員）
- ・資料2 P1 課題の整理 「オ.みどり空間をネットワークさせ～」とあるが、「ネットワーク化」としていただきたい。（委員）
- ・「キ.エコアップや都市気象の緩和～」の「エコアップ」も日本語になっていないので、括弧で（環境整備）と入れてもらいたい。（委員）
- ・「都市気象」も「都市気候」とし、括弧で、（ヒートアイランド）と入れてもらいたい。（委員）
- ・資料2 P2 2みどりの将来像図の検討のところで、都市特性「朝霞らしい郷土の風景」とあるが、「朝霞らしい郷土の景観」の方が良いと思う。（委員）
- ・3.みどりの将来像の3行目に「田園景観」とあるが、「田園風景」が良い。（委員）
- ・7行目に、「みどりのストック」（資源）とあるが、資源ではなく、蓄積である。（社会蓄積）が良いと思う。積み重ねがあるので、みどりの蓄積ではないかと思う。ストックは経済用語である。（委員）
 - 「みどりのストック」という言葉に違和感がある。社会蓄積や資源ということばも違と思う。「みどりのストック」という言葉がどこから出て来たのか知りたい。（委員）

- ・凡例 武蔵野台地面のところで、「緑化や雨水の浸透貯留を推進することで」とあるが、「またコンクリートやアスファルトの使用を減らすことで」という文言を一言入れた方が良いと思う。コンクリートという言葉をどこかに入れてほしい。（委員）
- ・凡例 武蔵野台地面のところで、「地域の水循環の健全化」とあるが、「地域の水循環の健全化と適正な水環境の保全」と入れてもらいたい。循環だけでなく環境も重要である。（委員）
- ・凡例 居心地の良いウォーカブル空間の整備推進エリアについては、ウォーカブルに括弧で（快適な歩行空間）と入れてもらいたい。（委員）
- ・資料2 みどりの将来像図に、朝霞調節地周辺や荒川がみどりの拠点として描かれている。この周辺は、広い範囲で緑地を確保できるエリアだと思っている。オオタカやノスリ等の猛禽類がいる。それらを守るという以上、広いエリアを確保しないといけない。朝霞市の中でみどりの拠点の範囲を示しているが、さいたま市や彩湖など更に広い場所が必要である。他の自治体との協働で守る取り組みが必要と思っている。そのような広域の連携も将来像図の中に入れていただければと思う。（委員）
→ 資料2 みどりの将来像図について、生き物の居場所を守る、確保するという視点での検討を期待したい。猛禽類の生息を考えると、バイパスの開発により分断が起きてしまうと思う。彩湖は、荒川流域では珍しいサギのコロニーが残る、貴重な場所である。また、埼玉県ではコウノトリのねぐらを保全する動きもある。朝霞調節地や田島緑地に行くと、猛禽類のミサゴが魚を捕まえて飛んでいる姿などが見られる等、貴重なエリアである。カインズの横が空き地だった時は、コアジサシが卵を産んで営巣していた。川が近くでユリカモメも飛んできていた。開発により見ることができなくなってきた。（委員）
- ・みどりの基本計画に、30by30の言葉をぜひ入れてもらいたい。30by30は、自治体や企業がアライアンスを組むものである。埼玉県では所沢市と上尾市でエントリーしている。朝霞市はまだエントリーしていない。30by30に取り組むことで意思表示となるので、入れておいた方がよい。（委員）
→緑化推進会議で、30by30やネイチャーポジティブを入れてもらいたいと提案した。国が30by30を推進しているので、原案にこれらの言葉を入れてもらいたいと思っている。国の方針をうまく利用して自治体でも生物多様性の向上に取り組んでもらいたいと思っている。事務局で再度検討していただきたい。（座長）
→承知した。（事務局）
→グリーンインフラという言葉は記載されているが、ネイチャーポジティブや30by30に触れていない。これらの言葉も記載してほしい。温暖化を防止することではなく、自然を回復するため、生物多様性を維持するための計画をみどりの基本計画に入れていくべきだと思う。河川敷、わくわく広場、基地跡地など、朝霞市にはポテンシャルがたくさんある。ネイチャーポジティブの観点から、グリーンインフラの拠点を質の高いものにするために具体的にどうするのかを書いてほしい。高橋家住宅での施策など具体的な施策を載せられないか検討してもらいたい。（委員）
→具体的にという話もあるが、もっと抽象的に書いても良いと思った。温暖化を緩和しよう、二酸化炭素を削減しよう、ということに対して、適正な所に戻すようなバックアップという考え方方が大切ということを書いてほしい。その手法として30by30があると思う。（委員）
→みどりの基本計画の案というところでは、そのような考え方や方向性は、書くことが可能であり、既に記載する準備はしていると思う。（座長）
- ・現行のみどりの基本計画と今改訂しようとしているみどりの基本計画の案と、樹林地を守るなど同じようなことが書いてある。具体的に現行のみどりの基本計画でどのくらい実施してきたのか、今回の新しいみどりの基本計画を策定するにあたり、今後どのような施策をしていくのかを具体的に書くべきである。（委員）

(2)議題3 みどりの指針(案)について および 議題4 施策の方針及び重点施策(案)について

- ・資料3の1ページ目については、「防止」を「緩和」、「美観」を「景観」としていただきたい。（委員）
 - ・P2、「健全な水循環を支えるみどり」を「健全な水循環と豊かな水環境を支えるみどり」としてもらいたい。先ほどは「適正な水環境」が良いと発言したがこちらに修正する。（委員）
 - ・P2の期待される効果の文章の「雨水の浸透貯留～」の前に、可能であればコンクリートの話を入れてももらいたい。（委員）
 - ・P6 「美観」よりも「景観」の方がよい。景観の方が人の心を打つような言葉である。「朝霞らしい景観」という言葉も使っているので、文章の方でも「美観」でなく「景観」としてもらいたい。（委員）
 - ・P8 9) 健康づくりの場となるみどりについて、まちの中の「健康資産」の充実に「歩道の連續化」という記載があるが、自転車道の整備に関する記述をどこかに入れてもらいたい。快適な歩行空間の確保と関連する。例えば、「快適な歩行空間を確保すると共に、自転車との摩擦を減少する工夫が必要。そのために、自転車専用道路の整備を可能な場所から進める。」というような記載にしてほしい。道路空間を少し犠牲にしてでも自転車専用道路が欲しいと考えている。（委員）
 - 自転車道の整備については、朝霞市は道路の幅員が狭く、整備できる道路が少ないため、実際は難しい。可能なところから実行している状況である。（事務局）
 - 文言だけ入れていただきたい。（委員）
 - 道路法改正もあり、市の担当課の方でも自転車についても踏み込んだ話をしているところである。文言を入れて欲しいという要望については承知した。（事務局）
 - ・資料3はわかりやすい資料である。1)健全な水循環を支えるみどりにおいてもわかりやすく、小学校の授業で使用してもらいたい内容が書かれていると思う。（委員）
 - ・資料3 みどりの指針(案)の1)健全な水循環を支えるみどり(P2)において、「雨水を地下に浸透させる」というところに雨庭を記載しているが、10)防災拠点となるみどりの方に記載してほしい。雨庭は、雨水が川に流れていって溢れてしまうのを防ぐためなので、基本的に防災施設である。都市部の建物一軒一軒や公共施設が防災施設になる。道路の下に下水管を作るより、雨庭の方が効果的である。熊本県では、球磨川が溢れたことを反省して、雨庭を3000箇所つくるという取り組みを全県で実施している。それにより80mm/hでも対応できることがわかった。杉並区も「流域治水の取組に関する連携協定」を熊本県と結んでいる。雨庭は、わずかな土地でも雨水を浸透させる。その効果として、地下水涵養や気温を下げるということはおまけだと思っている。防災の視点で考えると、防災対策として、雨庭の設置に対して補助金を市でも出していくことができる。東京都でも雨庭を重要と考え、雨庭アンバサダーを作ると言っている。雨庭の扱いを変え、水循環から防災の方に持ってきてほしい。（委員）
 - 個人宅では雨庭であるが、公共の駐車場では、コンクリートを止めるだけで雨庭の代わりになる。公共の駐車場は舗装する必要はない。（委員）
 - 朝霞市の体育館の屋根の雨水は全て雨庭に浸透させ、溢れたものは下水管に入るということがよい。近年では雨量が多くなってきていて、100mm/hでも当たり前である。熊本はそれに気が付いたから雨庭に取り組んでいる。（委員）
 - 雨庭や湧水については整理してぜひ検討していただきたい。前回の緑化推進会議で出た意見と本日のご意見がだいぶ違う。事務局は検討をお願いしたい。（座長）
 - 承知した。（事務局）
 - ・資料3の1)健全な水循環を支えるみどりにおいて、湧水の涵養起源が記載されている。以前参加した生物多様性市民懇談会で28年前に朝霞駅周辺の地下水を調べたという話をしたが、その資料が見つかった。自衛隊の反対側の栄町や大泉学園の地下水の流れ、また妙音沢の台地の下流に朝霞市があるので、妙音沢の地下水の流れも調べた。本日そのデータを持ってきたので、お渡しする。（委員）

- ・資料4に朝霞調整池とあるが、朝霞調節地ではないか。（委員）
→ そうである。資料送付後に修正している。（事務局）
- ・資料4 P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、特別緑地保全地区や農地について記載されている。30by30等、どのような考え方でこのようないくつかの施設としているのかわかるような言葉を入れてほしい。30by30等、緑地保全の方向性に関する言葉をみどりの基本計画に載せることは可能かどうか教えてほしい。（委員）
- ・資料4 P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、樹林地の保全の中で、気になるのは川沿いの樹林の保全である。具体的に保全する場所を記載してもらいたい。例えば、「田島緑地」というような名称を記載できないか。（委員）
- ・資料4 P4 1-1 樹林地と農地の保全のところで、宅地化が進む中で屋敷林も減ってきている。屋敷林の保全は難しいが、寺社林は残っている。東圓寺さんは非常に大きな緑があるが、今後寺社林を保全していくという方向性はないのか。（委員）
→ 資料2 P2 3 3.みどりの将来像図の右ページに凡例がある。その「みどりの拠点」を見ていたら、城山公園・代官水周辺というところが囲われている。そこに東圓寺も含まれる。東圓寺もみどりの基本計画の中でみどりの拠点として考えている。計画の中に神社の固有名詞を出すことは難しいと考えたが、再調整したいと思う。（事務局）
- ・資料4 P4 1-1 樹林地と農地の保全についてだが、個人の屋敷林や農地は相続の時になくなる。なるべく農地を宅地にできない条例や相続税の優遇措置が必要である。農地や林を残すのであれば相続税を安くするなどの施策は必要だと思う。そのような優遇措置がないと資本理論に負けてしまう。自治体できることは相続税であると思う。（委員）
- ・資料4 P5 【基本施策】（2）里山保全活動の推進 に里山のことが色々と書かれているが、とても良い内容だと思う。「②里山管理ガイドラインの策定」とあるが、どのような計画を誰が作るのか知りたい。（委員）
- ・資料4 P6 1-4 道路・河川のみどりの育成 基本施策（1）街路樹・並木の整備と管理①持続的な植栽の在り方にに関する検討において、「シンボルロードの緑地管理計画の検討を含め」と記載がある。樹木について長期的な維持管理を検討することや、②街路樹の適正な維持管理の内容も大賛成である。しかし、シンボルロードについては、市民と協働した組織である「シンボルロード管理運営を考える会」があり、そこで検討をしてきた。その会の活用の仕方についてもっと触れていただきたい。「専門家の協議会を設置する」ということも記載されていると思うので、「シンボルロード管理運営を考える会」の在り方や今後設置する協議会との関係性を明確にした方が、市民もわかりやすいと思う。（委員）
- ・資料4 P8 1-3 公園の整備と管理 基本施策(1)公園の整備推進②基地跡地公園の整備推進 のところに、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に基づき」という記載があるが、現実的には改訂版の計画に基づいた整備が、頓挫している状況である。今年度、第2期整備工事が完成予定であったが、ストップしている。その状況について触れていない。既に計画どおりに進んでいないにも関わらず、「公園整備計画に基づいて実施していく」と記載している。更に、公園整備計画には、「第2期整備工事が終わった後、方向性を示す」と書いてある。審議会などを設置して、どういう方向性を示すのか具体的に検討してほしい。公園づくりをやめるのか、資金を用意して市が買うのか、無償での利用方法を探るのか。これまでの総括、方向性を検討してから、この先10年の計画を立ててほしい。この施策については、もう少し見直しをしていただきたい。「朝霞のための憩いと交流の拠点となる公園づくりを目指します。」と単に記載するのではなく、「審議会を設けて、市民や有識者と既に頓挫している計画をどのように進めるのかという方向性について検討をする」というような施策にした方がよいと思う。（委員）
→資料4 P23の次のページから参考資料となっている。参考資料P16にシンボルロードについて記載している。現場を歩いていただいた勉強会やワークショップで維持管理の方向性が示されたことについては、こちらに記載している。みどりの基本計画が完成した後も、毎年状況について把握し、再度検討を

進めていく予定である。(事務局)

→実績という形で、「シンボルロード管理運営を考える会議を開催 計12回」と記載されているが、その会議により、ルールづくりができたと記載されていない。実際にはルールづくりができなかった。本来的には、朝霞の森がオープンして5年経つが、その前にルールづくりを行い、緑地管理の方向性も決定していないといけなかった。12回の会議で何故ルールづくりが完了できなかっただのかという総括、これまでの緑の基本計画の10年間の総括が共にできていない。その総括を踏まえて、次の10年間の計画を書くべきである。過去に行ったことを書いているだけである(委員)

→すごく大事な意見だと思うので、事務局内部で整理していただけたらと思う。(座長)

・朝霞の水辺はこどもたちが水遊びできる、埼玉県内でも貴重な場所である。そのことを記載してもらいたい。(委員)

・資料4 P23の重点施策と目標のところで、1-1樹林地と農地の保全 (1)樹林地・樹木の担保性の向上の計画目標に「特別緑地保全地区の指定面積拡大 約2.7ha(現況+0.6ha)」と記載されている。計画及び支援体制について知りたい。(委員)

→特別緑地保全地区については、具体的な計画はなく目標の面積である。(事務局)

・資料4 参考資料P9 1-2水辺の保全とある。基本施策①遊水地及び周辺環境の保全において、「広沢の池や代官水などの遊水」と記載しているが、わくわく田島緑地も大量の水が流れているので、この施策に記載してもらいたい。かつては20か所以上の遊水があった。枯れた湧水もあるが、市も把握している湧水である。(委員)

・資料3 みどりの指針(案)4)生き物の生息空間となるみどりの中で、生き物の生息 空間にについて記載されている。しかし、重点施策の内容に生物多様性が入り切れていない。生き物のことを忘れているのではないか、と言われてしまう。みどりの指針でしっかりと記載しているので、施策になじむような書きぶりは必要だと思う。生物多様性の視点に物足りなさが残るということは、生物多様性市民懇談会ではご意見があると思っていた。(座長)

→植物やバクテリアも生き物である。土壤も生き物である。それらがねぐらにもなるような場所が大事である。コンクリートは全てそれを壊す。できるだけ土を表に出す必要がある。それが恒常性(環境のバックグランド)であり、失われている。生物多様性、水循環、豊かな水環境、土壤で環境を支えている。そういうものを失わないようにすることが必要である。(委員)

→新しいバイパスで生き物の生息空間が分断してしまうのではないかという話があったが、自分からも緑化推進会議で話をした。県の事業であるという話ではあったが、影響を軽減してほしいということは伝えた。この生物多様性市民懇談会でも意見が出ているということは市の中で改めて受け止めていただきたい。(座長)

→承知した。(事務局)

(3)議題5 シンボルロードの緑地管理に関する基本方針(案)

・表題のシンボルロードという名称は、仮称である。前の富岡市長が50m幅の道路を作る、それをシンボルロードとすると言ったことから始まっている。その後、市議会で補正がされて「みどりの小道構想」に代わり、今の形のシンボルロードになっている。シンボルロードの整備が完了した時点で愛称を募集するという話だった。基地跡地暫定広場も愛称を募集して「朝霞の森」になった。このシンボルロードという名称をこれから10年間使い続けるのか。それとも愛称を募集するのか。「朝霞の森シンボルロード」、「朝霞の森遊歩道」等、ワークショップでも名称が提案されている。愛称をどうするのか、方向性を決めるべきだと思っている。(委員)

・P1表 シンボルロードの緑地管理に関する計画フレームにおいて、「役割分担と協議体制の検討」とあるが、その中で「活動時には、定例の協議会を開催し」と記載されている。また、その下の「見直し体制の検討」には、「市民団体と市、専門家等から構成される協議体制の検討を行う」と記載されている。

「シンボルロードの管理運営を考える会」がこれまで市民参加で12回実施されている。この協議会とは、緑地管理のみを考える協議会を新たに作るのか。これまでの「シンボルロードの管理運営を考える

会」をどうするのか。基本計画改訂時には、「朝霞の森運営委員会のような、市民と行政で管理運営を考える協議会を開催する」と記載されているが、その協議会との関連性は整理されているのか。（委員）

- ・3つ目は進行表の在り方であるが、ルールづくりは昨年5月に松岡部長に確認したところ、その時点でほぼ素案が完成し、近い内にイラストで市民に示すと言っていた。しかしながら実施されていない。ルールづくりはどうなっているのか。そのルールに基づいて緑地管理を検討するべきと思っている。ルールがない状況で、どのような形で緑地管理を考えて行くのか。どこの団体が関わっていくのか。この5年間の総括をしっかりと実施してから、今後の組織の体制を作っていくのが一番効果的でよいと思う。（委員）

→現時点について事務局より説明していただきたい。（座長）

→資料5 P1の右側で示しているように、計画フレームの整理になる。具体的にどういうことを考えているのか、というご質問だったと思うが、明確には定まっていないというのが回答である。シンボルロードの愛称を決定するということもシンボルロードの計画の進捗状況を見ながら、検討をしていきたいと思う。（事務局）

→そのような状況の中で、どのように考えて記載されたのか。（座長）

→このワークショップを企画運営した。課題認識として、シンボルロードの緑地管理に関わる共有のプロセスが行政と市民組織の間で足りなかつたのではないかということがあった。例えば、緑地管理を進める上で、目標像や目標像を実現するための手法を共有するということを、1つ1つ積み上げて行く必要があるという課題認識を持った。今後、緑地管理計画を作るというプロセスをプラットフォームにして、合意形成しながら進めていくのが良いのではないかと考え、ワークショップを企画運営した。（事務局）

→決まっていないことが多い多々あると思うが、計画フレームの下から二つ目の「役割分担と協議体制の検討」の部分は改めて確認する必要があると考えている。また、一番下の「見直し体制の検討」についても、とても重要であり、緑地管理の計画は進めながら改善していくべきだと考えている。今後、緑地管理計画を市で進めていくと思うが、その内で決めていかないといけないこととして計画フレームにまとめたということである。（事務局）

- ・シンボルロードも全体としての基地跡地、朝霞の森の一部であるということを認識できるような名称にしてもらいたい。まだ国有地であるが、昔でいうと奥山が基地跡地であり、シンボルロードは里山である。その概念を考え、朝霞の森の一部であるという名称にしてもらいたい。シンボルロードの概念がわかる愛称とし、皆が認識できれば、緑地管理についても、人が利用できる、新しい里山としての管理が見えてくるのではないかと思う。（委員）

- ・最初は市民と行政と一緒にやっていたのが、途中で市民が置いて行かれているように感じている。朝霞の森のことを考えると、市民と行政が力を合わせて実施すると大きいものが生まれる、ということが証明されている。朝霞の森は、こどもたちが自由にのびのびと遊べるところになっている。「市民と行政が協働して物を作っていくという精神」を今後のみどりの基本計画に入れていただきたい。行政の方が、実際に市民が活動しているところに出てきて、一緒に問題を整理し、次のステップを見据えていくということがないと、みどりの基本計画が生きてこない。「市民と行政が協働して物を作っていくという精神」が盛り込まれたみどりの基本計画になって欲しいと思う。（委員）

→市民と行政が一緒に課題を解決していくことは一番大事だと思っている。樹木医の勉強会は、ウォークスルーという手法であった。樹木医と行政と市民が一緒のグループでひとつひとつ確認していく。あの形が目指す姿だと思っている。緑地管理計画を作っている際にも、ウォークスルーという手法、関係者一同が現場を歩きながら、一本一本の木を見ながら確認していく作業は大事だと思っている。（事務局）

→実際に一本一本の木を確認しながら方向性を決めて行くというのは、本当に大切ではないかと思っている。先日も岡の緑地で予想以上の伐採が行われた。そのようなやり方であれば、今回も問題にならなかつた。今後もそのようなやり方でお願いしたい。（委員）

→朝霞の森では毎年危険木の調査を行っている。市、朝霞の森運営委員会、業者の3者で調査し、合意して方向性を決めている。市民が関わっているので、市民も納得した形で進められる。シンボルロード

はまだその形に到達していない。ぜひ朝霞の森のやり方で進めていただきたい。（委員）

→黒目川の樹木は埼玉県からの予算で伐採を行っている。朝霞市では、県の担当者と市民団体が一緒に歩いて、全ての樹木を確認し、切る樹木を決めている。新座市は市民が関わっていないので、全ての木を切ってしまう。シンボルロードはカウンターパートとなる市民団体がいるので、同じように実施できると思う。樹木の管理は、市役所の人だけの仕事でなく、市民ひとりひとりの仕事と捉えることが大事である。（委員）

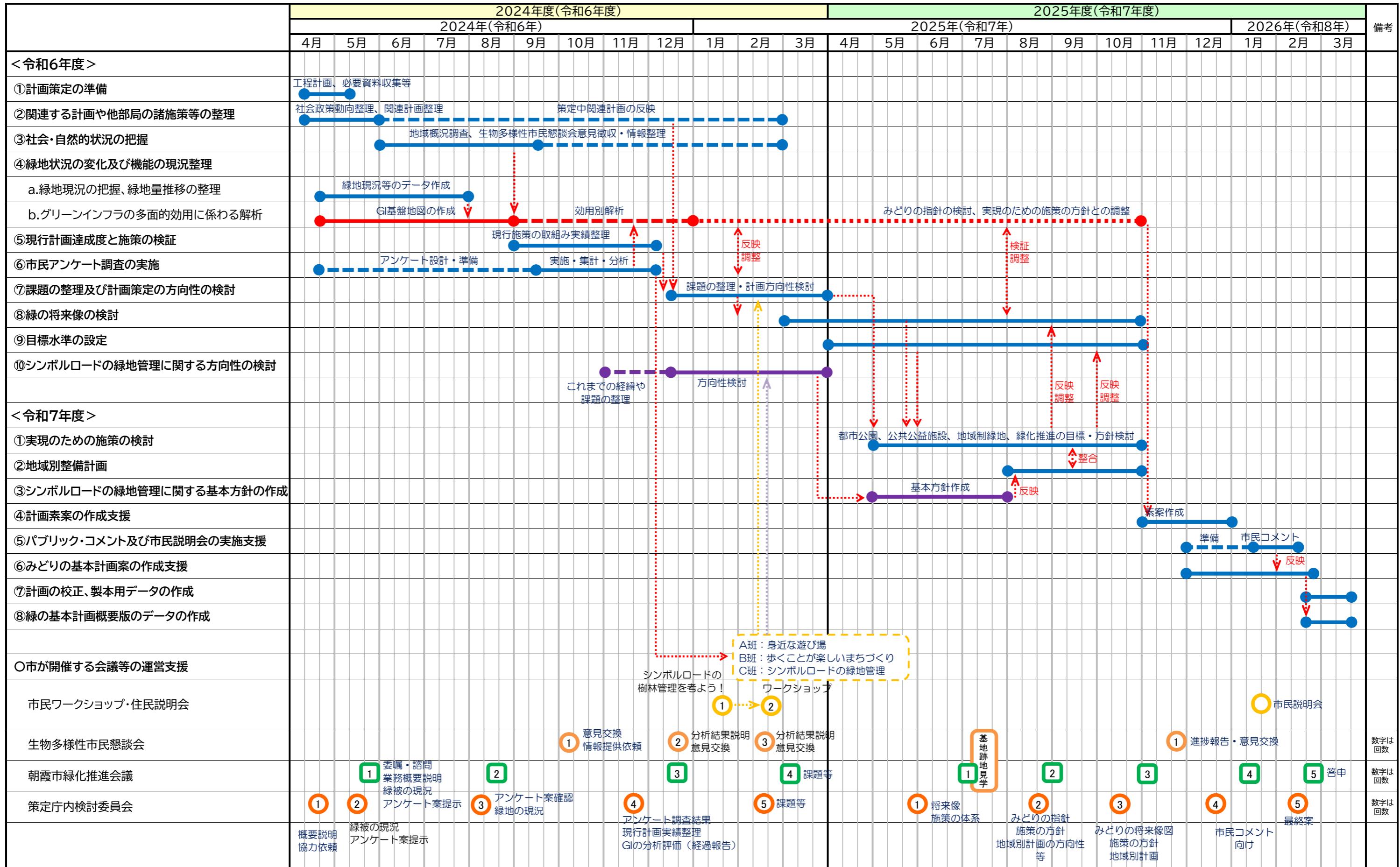
- ・樹木の話は、皆さんにぜひお願いしたい。里山の樹木は、街路樹や公園の樹木とまた異なることもあるので、市の方と一緒に話をさせていただいて、進めていけたらと思う。（委員）
- ・シンボルロードという名前については、決めないまま本日まで来てしまっている。彩夏祭りでは、「マイタウンロード」と言っていた。名前を売る際には、彩夏祭の時の命名権を売ります、というように広く広報してもらいたい。（委員）
- ・残念なのは、貴重種を守ることができなかつたことである。シンボルロードにあった、サイハイラン・タシロランはとても貴重である。道路だから囲うことができないと言っていた。埼玉県のレッドデータブックに載っているものを守れなかつたのは本当に残念である。（委員）
→道路構造やの道路の在り方そのものを変えないと難しい。多くの市民や市で合意しないといけない話である（座長）
→法律上は道路であるが、その中の運用は、権限のある所では、ある程度できるはずである。運用については市役所も全面的に手助けをしてほしい。（委員）
→シンボルロードの貴重種の管理運営について議題にしてほしいと市に要望を出していたが、議題に上がることもなかつた。（委員）
- ・本日のたくさんのご意見は、しっかり整理していただきたい。書き込めない理由を曖昧にすることや、意見を聞いただけで終わらせないでいただきたい。原案に反映できたのか、反映できないのか、反映できない場合はその理由をはっきりと回答していただきたい。

（4）連絡事項

- ・市民説明会は1月中旬以降であり、市民コメントは1月の上旬となっている。できれば市民説明会は、市民コメントの前にやっていただけると良いと思う。（委員）
→市民説明会を聞いた人の意見を入れ込めるようには考えているところである。（事務局）
- ・生物多様性ではないが、担い手不足という問題がある。わくわく新河岸川みどりの会のメンバーは80歳前後となっている。今後について話し合っているところである。この団体は、緑地ということで活動していた。公園と緑地では市の扱い方も違う。公園は市のサポートがある。緑地というと完全にボランティアに任せるということになっている。緑地だからこそ市民の意向で色々できることがある。これから先、今の状況は維持できないという懸念がある。今、わくわく田島緑地、田島公園、河川敷一体の緑地公園として市の方で整備してもらえないかという提案をしている。公園になってもできる限りのサポートはしていきたい。広いエリアで緑地公園として位置づけできればよいと思っている。（委員）
→本日の説明にあったみどりを支える指針の中で、そのようなことを検討する余地があるかどうか、検討をしていただきたい。担い手不足の問題は他の団体も同じである。これまで市民の力でなんとかなつたものが、なんとかならなくなるところもある。市も考えていただきたいと思う。（座長）
- ・このみどりの基本計画は、今後市民コメントをお願いすると思うが、専門的な言葉が多く、市民がわからない言葉があると思う。解説は付けていただきたい。（委員）
→解説を付けることは計画している。これから、今までの資料を素案の方に編集すると いう作業を予定している。文章に関しては、中学3年生くらいの日本語力で作成しようと考えている。より多くの人に読んでいただきたいのでチャレンジしたいと思っている。どうしても専門用語を理解していただく必要がある部分もあるので、その部分については用語集で説明したいと思っている。（事務局）

朝霞市みどりの基本計画策定支援業務 工程表

令和7年度 第4回 朝霞市緑化推進会議 参考資料3



計画の実現に向けて

1. 朝霞のみどりを一緒につくるチーム

目標の実現には、市民、ボランティア活動団体、民間事業者、学校、行政など、朝霞に関わるみんながチームになることが大切です。それぞれの強みを生かし、力を合わせて、朝霞らしいみどりを未来へ育んでいきましょう。

2. 進み具合の確認と改善

(1) 計画の進み具合を測るものさし

計画が着実に進んでいるか、客観的な目標（指標）で確認します。

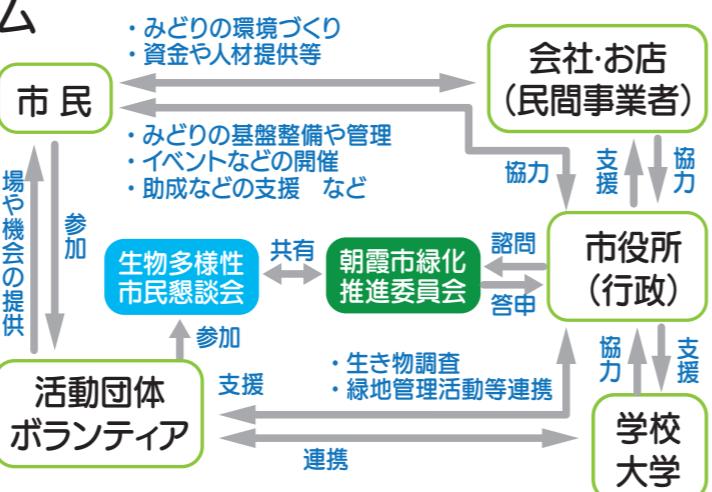
目標項目	現況値 令和7(2025)年度末	現況値 令和17(2035)年度末
みどりの満足度 「そう思う(1.0)」～「そう思わない(-1.0)」までの5段階評価の平均	0.29	0.30
市域に占める緑地の割合	21.5%	22.4%
一人当たりの都市公園の面積	2.13m ² /人	3.16m ² /人
公園の利用頻度	30.9回/年	31.9回/年

(2) みどりの「チカラ」を確かめる

みどりが持つ多様な効果が、実際に発揮されているかを継続的に調査します。最新のデータや市民の皆さんとの声を合わせ効果を検証します。

(3) 社会の変化に合わせた柔軟な見直し

この計画の推進にあたっては、年度ごとに事業進捗を整理し、朝霞市緑化推進会議において検証を行います。また、社会情勢の変化やグリーンインフラの効果検証の結果を的確に反映させるため、「P(計画)－D(実行)－C(評価)－A(改善)」のサイクルを回し、定期的な計画の見直しを行います。



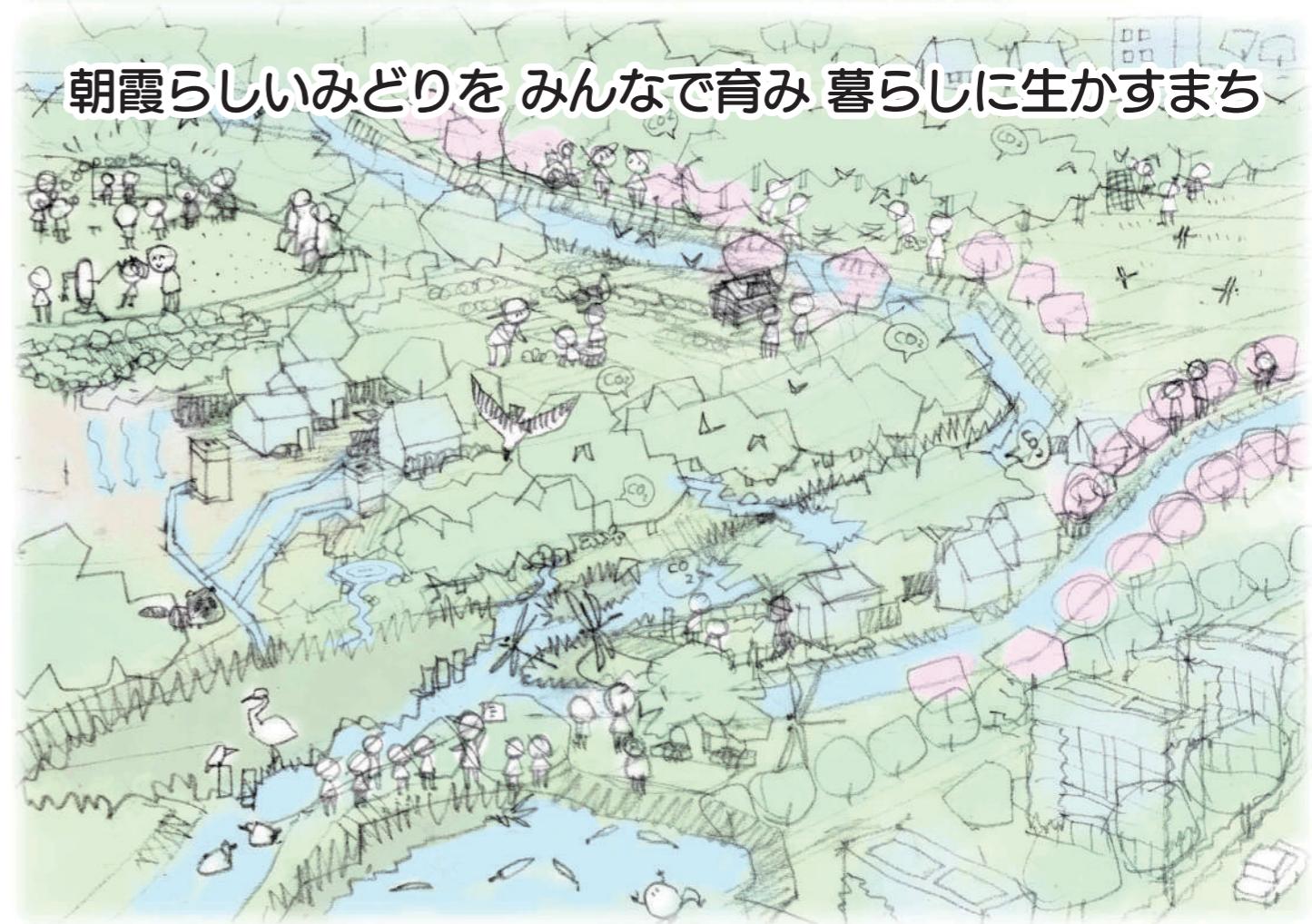
朝霞市都市建設部みどり公園課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1
Tel : 048-463-0374 Fax : 048-463-9490
<https://www.city.asaka.lg.jp/>
令和8(2026)年4月発行

概要版

朝霞市みどりの基本計画

2026 ~ 2035



朝霞市は、便利な都会の顔と豊かな武蔵野の自然を併せ持つ魅力的なまちです。

しかし、この50年で市内のみどりは約15%も減少してしまいました。

また、猛暑や豪雨など、近年の気候の変化も私たちの生活に影響を与えています。この課題に向き合い、みどりの保全と活用を総合的に進める計画を策定しました。

それが、これからまちづくりの指針となるみどりの基本計画です。

今ある大切なみどりを守り、さらに自然の持つチカラを生かしていく。

そんな、より住みやすく魅力的なまちづくりを、この計画とともに進めます。

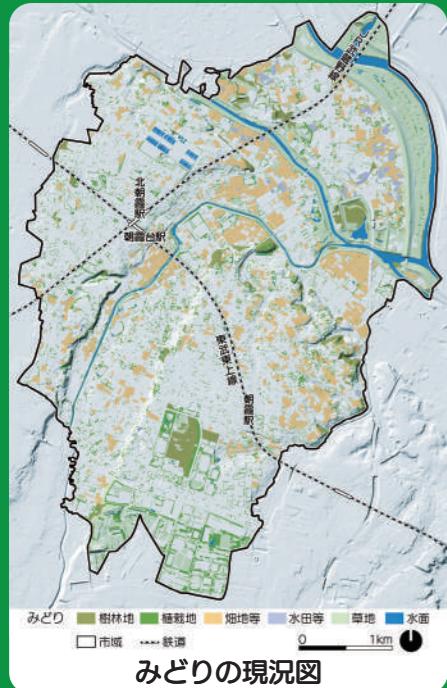
概要版の構成



暮らしを支え豊かにするみどりの現況

減り続けるみどり

市のみどりは、昭和 48（1973）年には市の面積の 49.8%がみどりで覆われていましたが、令和 5（2023）年には 34.8%まで減少しました。



みどりのチカラに お金を配分するとしたら

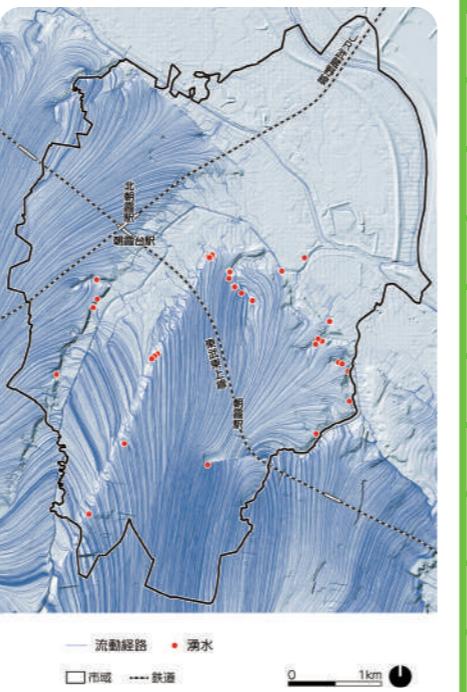
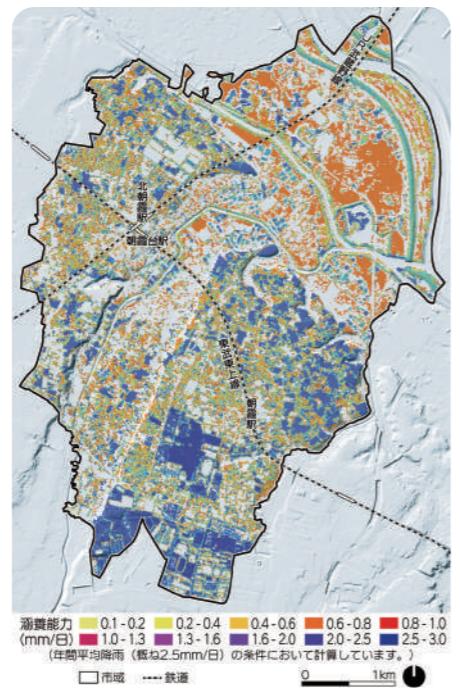


市民アンケート調査において、みどりが持つ様々な機能に対して、総額 1,000 円持っていると仮定したどのように配分するかという質問を行いました。

みどりのチカラ

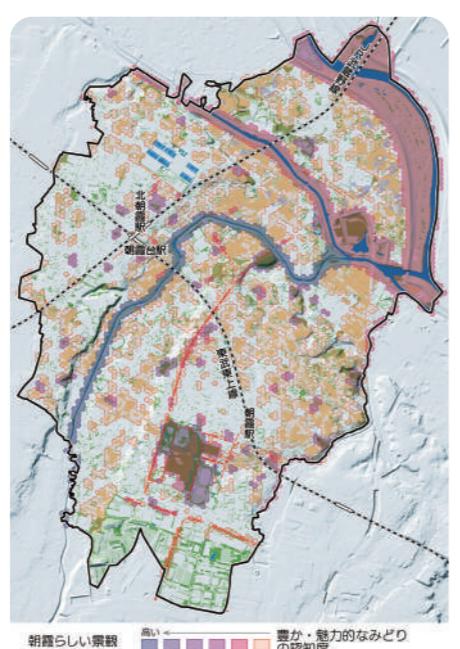
1) 雨水を浸み込ませ貯めるチカラ

- 台地のみどりは雨水を吸い込み、人工被覆は氾濫リスクを高めます。
- 低地のみどりは、流域の浸水被害の緩和に貢献します。
- 湧水を守る力は台地に雨水を浸み込ませることにあります。



5) 風景を彩るチカラ

- 黒目川と基地跡地周辺のみどりが朝霞のシンボルです。
- 斜面林や農地などの身近なみどりも郷土の風景をつくります。



6) 農の恵みをもたらすチカラ

- 担い手不足が農地の減少を加速させています。
- 市民の間で「農ある暮らし」へのニーズが高まっています。

今後取り組みたい緑化活動を
問うたところ「市民農園などで野菜や草花を生産する」が
1位

みどりの 課題

みどりが持つ多様な機能を活かして、まちづくりや地域の課題に対応すること

みどりの減少を抑制し、保全すること

身近なレクリエーション空間を充実させること

朝霞らしい魅力的なみどりをさらに充実させること

みどりの空間をネットワーク化させみどりに親しむ場を充実させること

公共空間の緑化推進と植栽などの適切な維持管理や更新を図ること

また、本市のみどりの課題を解決するために、特に重要な取組を重点施策として定めています。重点施策では、その達成状況を測る個別目標を設定します。計画目標は 10 年間の計画期間内で着実な実行を図るもの、将来目標は計画期間内に実行に努め、その後実現したい大きなものを掲げています。

個別施策

- 特別緑地保全地区の指定
- 保護地区・保護樹木制度の運用
- 指定文化財制度の運用
- 公有地化による樹林地等の確保
- 景観重要樹木の指定

- 里山保全活動の推進
- 里山管理ガイドラインの策定

- 生産緑地・特定生産緑地制度の運用
- 遊休農地の活用促進
- 景観作物の栽培
- 災害時の都市農地の活用

- 湧水地及び周辺環境の保全
- 雨水貯留浸透施設の推進

- 荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全
- 黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全
- 朝霞調節池内の湿地環境の保全

- 身近な公園の適正配置
- 基地跡地公園の整備推進
- 内間木公園の整備推進

- 防災機能の充実
- パリアフリー・インクルーシブデザインの推進

- 施設の維持管理の充実
- 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定

- 持続的な植栽の在り方に関する検討
- 街路樹の適正な維持管理

- 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理
- 歩道のネットワーク化と管理
- 休息や健康づくりの場の整備

- 公共施設の緑化と管理
- 維持管理性と美観を保つ公共施設植栽管理指針の策定

- 緑化支援制度の運用
- まちづくり制度を活用したみどりの確保

- プレーパークの推進
- みどりの講習会等の実施
- 環境学習の実施
- 教育分野における農業体験の促進
- 食育の推進

- 担い手のマッチング
- ボランティア活動団体の交流の促進
- 民間企業等の参画の促進
- 農の担い手の育成

- 公園センター制度の推進
- 市民や活動団体による朝霞の森の管理運営
- みどりのリサイクルの推進

- 市民農園の推進
- 市民緑地制度等の活用
- 公園ごとの利用ルールづくり

- グリーンインフラの実態調査の実施
- 市民協働の生き物調査による生物データベースの整備
- みどりの市民アンケート調査の実施

- グリーンインフラの多面的効用の評価と公表
- グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導
- 地域社会に貢献するみどりづくりの促進

- 補助金等の活用
- みどりのまちづくり基金等の運用

- 公園におけるDXの推進
- WEBを活用したグリーンインフラの普及啓発

- みどり空間を活用したイベントの開催
- 里山環境の活用
- 農を通じた交流の場づくり

- みどりの情報発信
- 市民イベント情報の集約と発信

- 家庭での緑化や菜園づくり
- 農産物直売施設等の利用
- 地産地消の実践
- みどりを生かした健康づくり
- みどりのイベントへの参加

- みどりのボランティア活動への参加
- みどりのリサイクルへの参加
- みどりに係る講習会への参加

- 民間のみどりの公開
- SNSを活用したみどりの交流

重点施策の目標

計画目標

特別緑地保全地区の指定拡大
約2.7ha（現況値+0.6ha）

特別緑地保全地区の指定拡大
約3.6ha（現況値+1.5ha）

将来目標

特別緑地保全地区の指定拡大
約3.6ha（現況値+1.5ha）

地域別 取組

内間木地域

北部地域

東部地域

西部地域

南部地域

みどりの取組

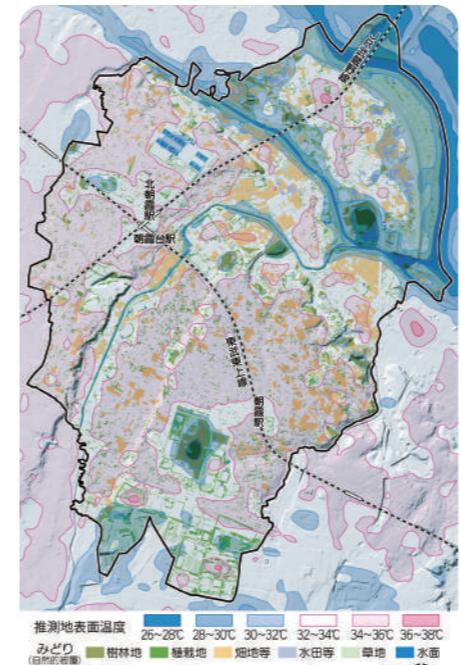
みどりの将来像の実現に向け、3つの基本方針に基づく施策の柱、基本施策、具体的な取組となる個別施策を展開します。具体的な取組を進めるにあたっては、「みどりの指針」に位置づけられるみどりのチカラを理解し、その効果が十分に発揮されるよう工夫することで、みどりの力を上手に生かしたまちや暮らしの実現を目指します。

基本方針

基本方針	施策の柱	基本施策（★重点施策）
基本方針1 暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える	1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地・樹木の担保性の向上★ (2) 良好な里山環境の維持・再生★ (3) 都市農地の保全
	1-2 水辺の保全	(1) 溢水の保全★ (2) 河川の保全
	1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進★ (2) 公園機能の充実 (3) 公園の維持管理の充実★
	1-4 道路・河川のみどりの育成	(1) 街路樹・並木の整備と管理 (2) ウォーカブルな空間整備★
	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	(1) 公共施設のみどりの整備・管理 (2) 民有地のみどりの整備促進
基本方針2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる	2-1 みどりの担い手の育成と連携	(1) みどりの担い手の育成 (2) 担い手の連携の拡充★
	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	(1) 公園等の管理を通じたまちづくり (2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	(1) みどりのモニタリングの実施 (2) みどりの普及啓発の推進
	2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用★ (2) みどり・公園分野におけるDXの推進★
基本方針3 みどりのある暮らしを楽しむ	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催 (2) 情報発信の強化と充実★
	3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ★ (2) みどりのボランティア活動への参加 (3) みどりの交流の拡大

2) 涼しさを生むチカラ

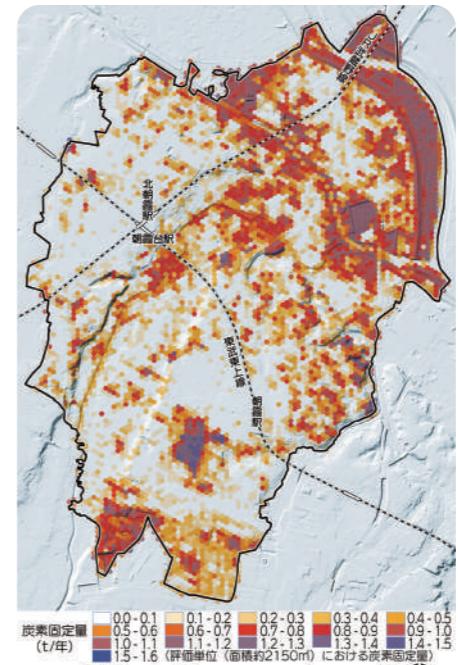
- 大きなみどりは冷気を広げます。
- 樹林地の減少はまちの温度上昇につながります。



みどりと涼しい場所の分布

3) 炭素を蓄えるチカラ

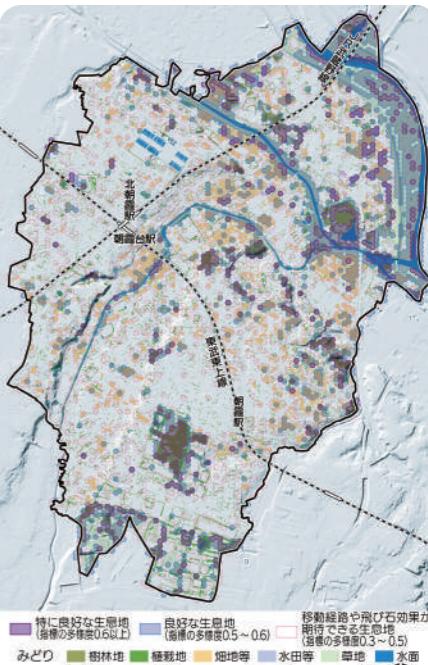
- 市内のみどりは年間約3千トンの炭素を蓄えています。
- 樹林地などのみどりが元気であることが大切です。



炭素を固定する能力

4) 生き物の命を育むチカラ

- 斜面林や水辺は様々な生き物が生息する拠点です。
- 川や農地などは生き物が移動するための通り道となります。



多くの生物が暮らせる可能性が高い場所

7) 心身の健康を保つチカラ

- 川沿いの遊歩道は充実していますが、住宅地では歩道の連続性が課題です。
- アンケート調査によると、みどり豊かで安全に歩ける道を求めていました。

今後の重要な施策を問うたところ「みどり豊かで安全に歩ける歩道空間の整備」が1位、「身近な公園等の充実」が2位、「川沿いの遊歩道の充実」が3位となりました。

8) 健やかな成長を支えるチカラ

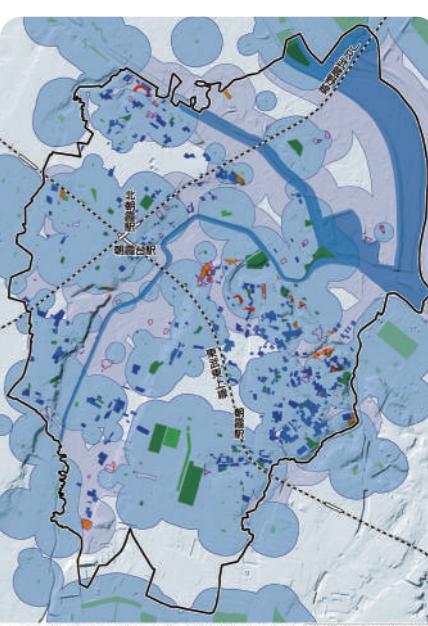
- 身近な公園が不足する地域があります。
- 川などの公園以外のみどりが身近な遊び場として役立っています。

9) 交流を生むチカラ

- 公園に加え広場や河川空間など多様なみどりの空間がまちの活気を生み出すことに役立っています。

10) まちの安全を支えるチカラ

- 高齢者ほど身近なみどりを「命綱」として頼りにしています。
- 公園や都市農地は災害時に役立つ生きた備えとなります。
- 日常的にみどりを使いこなしほミュニティを育むことが地域防災力を高めることにつながります。



公園やみどりの空間の分布

エコアップや都市気候の緩和等に貢献する民有地の緑化を促進すること

みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みの検討やみどりの普及啓発を進めること

多様な市民が参加し連携・協働しながら公園緑地の利活用の促進を図ること

朝霞のみどりを生かしたライフスタイルを内外にアピールすること

地域に根付く都市公園として利活用の促進を図ること

農業体験や自然観察、ハイキングなど自然とのふれあいの機会の充実を図ること

みどりの将来像

1. 基本理念

朝霞市には、黒目川や荒川の水辺、武蔵野の面影を残す斜面林、そして人々の営みを支えてきた農地や屋敷林など、多様で美しいみどりが息づいています。これらは先人から受け継がれてきた大切な財産であり、私たちのまちの誇りです。

みどりは、夏の暑さを和らげ、雨水を蓄えてまちを守ってくれる頼もしいチカラを持っているだけでなく、深呼吸したくなるような安らぎや、四季の変化を感じる喜びを私たちの暮らしに届けてくれます。

私たちは今、このかけがえのないみどりを守り、さらに「眺めるだけのもの」から「誰もが主役となって楽しみ、生かしていくもの」へとアップデートしていきたいと考えています。市民、事業者、行政が手を取り合い、知恵を出し合うことで、みどりと共に心豊かな日常をみんなでつくっていく。そんなワクワクする未来を目指して、ここに将来像を掲げます。

朝霞らしいみどりを みんなで育み 暮らしに生かすまち

2. 基本方針

基本理念に掲げる「朝霞らしいみどりを みんなで育み 暮らしに生かすまち」を実現するために、3つの基本方針に沿って計画を推進します。

基本方針1 暮らしを支え豊かにする 朝霞らしいみどりを整える

みどりはさまざまな役割を持っています。雨水を地面に浸み込ませて洪水を防いだり、木陰でまちを涼しくしたりする自然の力を、これからまちづくりに上手に生かしていきます。今あるみどりを守り、新しいみどりを生み出し、適切に手入れすることで、朝霞ならではのみどりの質を高め、より豊かな環境をつくります。

基本方針2 みどりを支える 仕組みや担い手を 育て・広げ・つなげる

昔から大切にされてきたみどりそのものはもちろん、それを守ってきた市民の活動や、長年積み重ねられた知識・ノウハウは、朝霞市にとってかけがえのない財産です。このみどりの財産を大切に育てながら、活動する人同士を柔軟につなぎ、協力の輪を広げることで、みんなでみどりを支えていく仕組みを強化します。

基本方針3 みどりのある 暮らしを楽しむ

みどりが私たちの生活にどれほどの価値や豊かさを与えてくれるのか、その魅力をより多くの人に知ってもらう機会をつくります。眺めるだけでなく、実際に触れ、体験し、日常生活の中でみどりを身近に感じて楽しむ。そんな、みどりと共に心地よい暮らしを、まち全体に広めていきます。

3. あさかのみどりの魅力を楽しむ指針（グリーンプロモーション指針）

この指針は、みどりがもたらす多面的な恵みを分かち合い、次世代へと続く持続可能な暮らし方を提案します。

みどりの魅力を見つけよう

体験を通じたみどりの魅力発見

五感でみどりに触れる質の高いイベントを企画・支援します。季節の祭りや健康づくりなど、多様なテーマと連携することで、これまでみどりに関心のなかった層にも魅力を伝え、新たなファンを増やします。

情報でみどりとつながる

イベントの告知など、みどりに関する情報を発信します。情報の受け手である市民が、次なる発信者となるような情報の循環を生み出すことを目指します。

暮らしにみどりを取り入れよう

日常にある みどりの楽しみ



育てる
家庭菜園



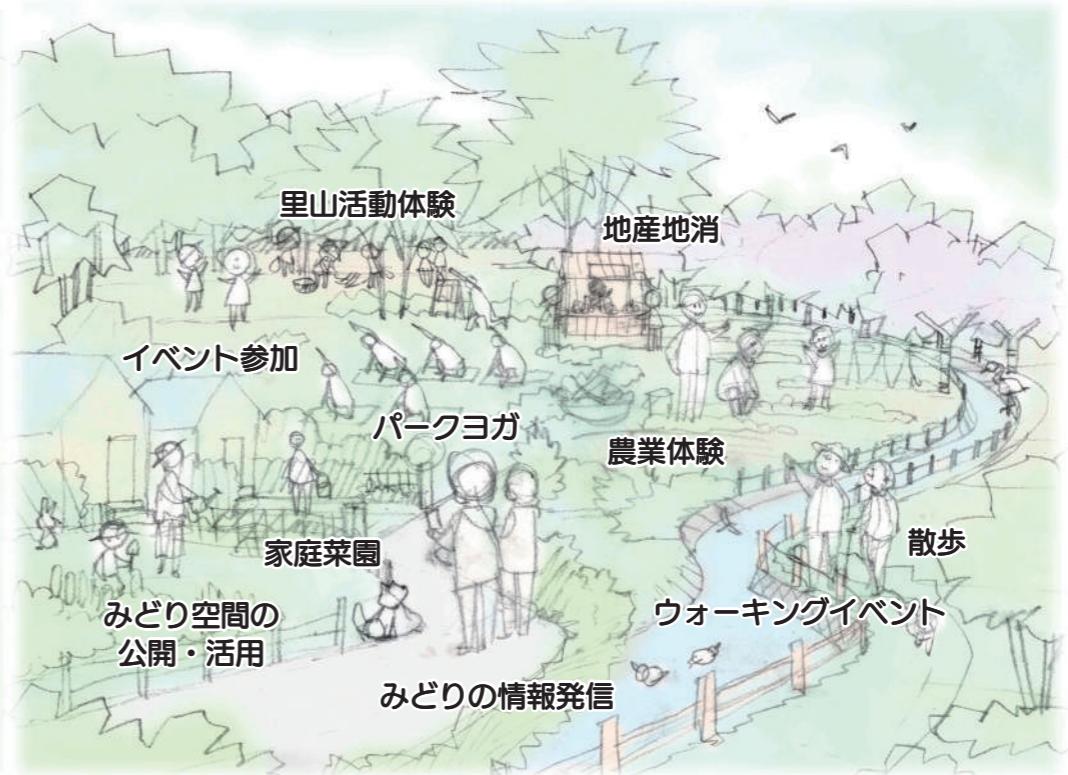
食べる
地産地消



歩く
散歩



集う
イベント参加



共にみどりを育て未来につなげよう

個人のみどりをまちの宝へ

大学のキャンパスや寺社の境内など、民有地にある貴重なみどり空間を、地域の財産として位置づけ、公開や活用を促します。所有者、地域住民、行政が連携し、公開のルールづくりやイベント企画を行うことで、新たな交流拠点や景観資源を創出します。個人のみどりが地域の価値を高め、ひいてはまちの魅力向上に繋がるという好循環を育みます。

まち全体の価値向上

地域の魅力向上

個人の みどり

コミュニティで 支えるみどり

地域のみどりを市民が主体的に守り育てる活動を支援します。みどりの講習会や団体間の交流機会を提供し、活動の質と継続性を高めます。個人の「好き」という気持ちを、地域を良くする「力」へと繋げ、活動を通じて新たなコミュニティが生まれる好循環を目指します。

みどりの指針（2）

2. みどりを支える仕組みの指針（グリーンマネジメント指針）

この指針は、みどりの財産を未来へ育み、多様な人々が連携してその価値を最大限に生かすための考え方を示します。またこの指針は4つの柱で構成されており、それぞれがバランス良く機能することで持続可能なみどりのまちづくりを目指します。

支援体制を充実する

多様な財源の確保と運用の強化

多様な主体の連携

市の関係部署が協力し合う体制や、市民・企業・行政が連携するプラットフォームを充実させ、まち全体でみどりを支える体制づくりを目指します。

DXの活用

公園の管理や情報発信にデジタル技術を導入し、サービスの拡充を図ります。

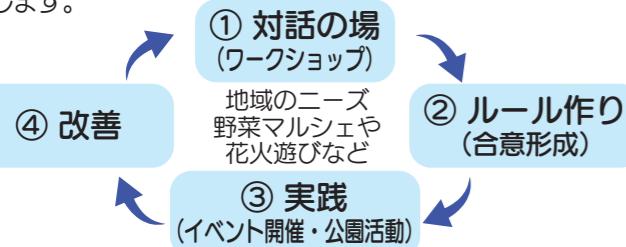
みどりを使いこなす

公園等の市民協働管理と魅力向上

市民や地域活動団体が主体的に関わり、魅力的な空間として育てる仕組みを構築します。

多様なニーズに対応するみどりの柔軟な活用

公園ごとの利用ルールを地域の実情に合わせて検討し、柔軟な運用を可能にすることで、多様なニーズに対応する環境を目指します。



参画の環を育む

みどりの担い手の育成と裾野拡大

自然の中で遊べるプレーパークやみどりの知識を学ぶ講習会などを通じて、新たなみどりの担い手を育めます。

担い手間のネットワーク構築と協働促進

市民や団体とみどりの場所や企業などを結びつける仕組みを作り、大きな参画の環を広げます。



みどりの価値を学ぶ

みどりのモニタリング

グリーンインフラの実態調査や生き物調査、みどりの市民アンケート調査を通じて、みどりの現状を正確に把握し、計画の進行管理や見直しに生かします。

みどりの多面的なチカラの評価と普及啓発

みどりが持つ様々な働きを、誰もがわかるように「見える化」し、共有する仕組みを検討します。

将来のみどりの骨組み（みどりの配置方針図）

葉っぱ=みどりの基質

(身近な公園、農地、まちなかの小さなみどり等)

花や果実=みどりの拠点

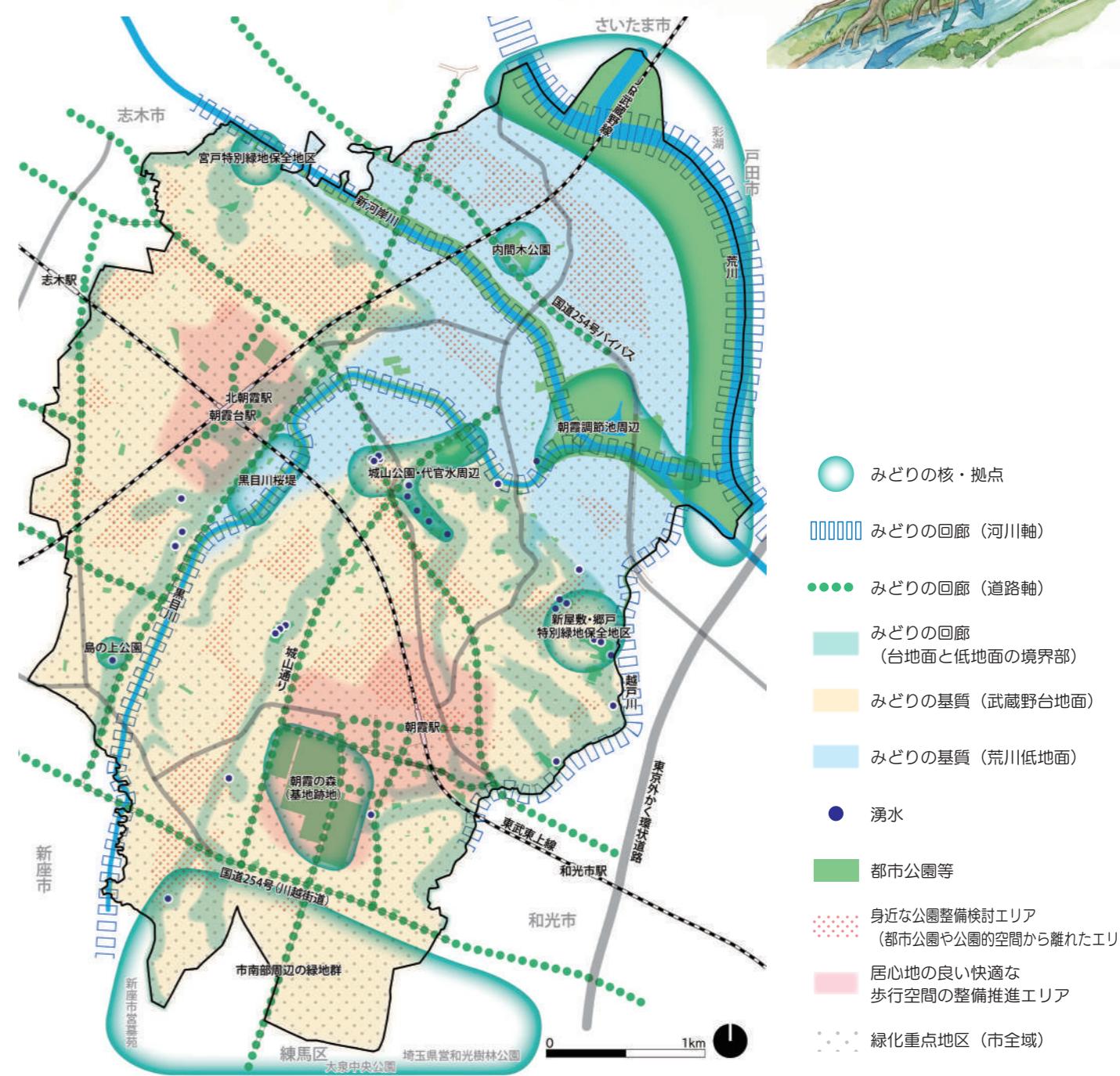
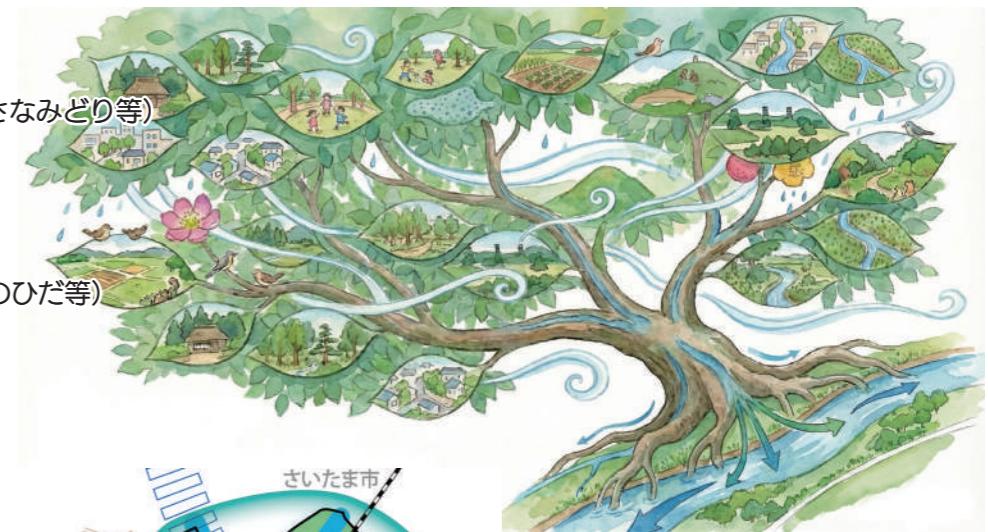
(墓地跡地・城山公園、斜面林等)

幹や枝=みどりの回廊

(黒目川、新河岸川、街路樹、地形のひだ等)

根=みどりの核

(荒川の水とみどり)



みどりの指針（1）

1. みどりのチカラを上手に生かす指針（グリーンインフラ指針）

この指針は、自然が持つ多様な機能を「都市の基盤」として賢く活用し、安全で快適なまちづくりを進めるための指針です。朝霞の特性に応じた以下の10の視点で、みどりの質を高めていきます。

1) 健全な水循環を支えるみどり (雨水を浸み込ませ貯めるチカラ)

土や植物が雨水を地面に浸透させ、一時的に蓄えることで、河川への急激な流入を抑えて水害を和らげます。また、地下に浸み込んだ水は、湧水の源となります。

みどりを守る



2) 都市の気温上昇を緩和するみどり (涼しさを生むチカラ)

樹木の木陰や葉からの蒸散作用によって、まちの温度上昇を抑えます。アスファルトの照り返しを和らげる「天然のエアコン」として、心地よい風の通り道をつくり出します。

みどりを増やす みどりを守る

みどりで効果的に冷やす
建物の南側や西側に緑陰を配置
屋上・壁面の緑化
みどりのカーテンの設置
池やせせらぎの配置
遮熱性舗装や保水性舗装の採用

3) 地球温暖化の緩和に貢献するみどり (炭素を蓄えるチカラ)

植物は成長する過程で二酸化炭素(CO₂)を吸収し、酸素を生み出します。みどりを守り増やすことは、地球規模の課題である気候変動を抑えることにもつながります。

みどりを増やす みどりを守る

炭素固定を促進させる

剪定枝等の有効利用 木材利用の促進
バイオ炭の活用

適切な里山管理を行う
木が密集しすぎないように間伐を行うことで、残った木に光と栄養が行き渡り、樹林が元気に育つことで二酸化炭素(CO₂)をたくさん吸収できるようになります。

4) 生き物の生息場所となるみどり (生き物の命を育むチカラ)

多様な生きものが住める場所を整え、それらをつなぎます。まちの中に豊かな生態系があることは、私たちの暮らしの健全さを保つことにもなります。

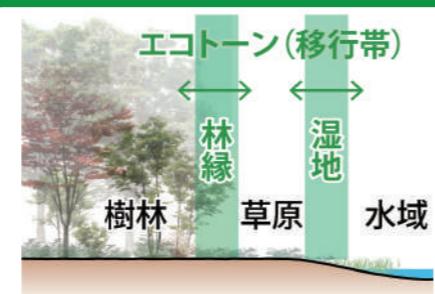
エコロジカルネットワークをつくる



立体的なみどりをつくる

朝霞本来の生き物を大切にする
(在来種の優先的利用、外来種対策)

異なる自然の境界をつくる



5) まちの景観・郷土の風景を形成するみどり (風景を彩るチカラ)

朝霞らしい美しい景色をつくっているみどりを守り育て、その魅力を未来へ引き継ぐことを目指します。特に、黒目川や朝霞の森周辺のみどりは朝霞のシンボルであり、自然と触れ合える貴重な場所です。また、武蔵野の面影を残す斜面林や農地の風景も、失われないように守っていきます。

6) 農業活動の場となるみどり (農の恵みをもたらすチカラ)

農地は、新鮮な野菜を作るだけでなく、生き物のすみか、美しい景観、交流の場、災害時の避難場所といった、たくさんの大好きな役割を持っています。これらを保全し、次世代へつないでいくことを目指します。

農業を続けられる環境づくり 農業体験の推進 食育の推進

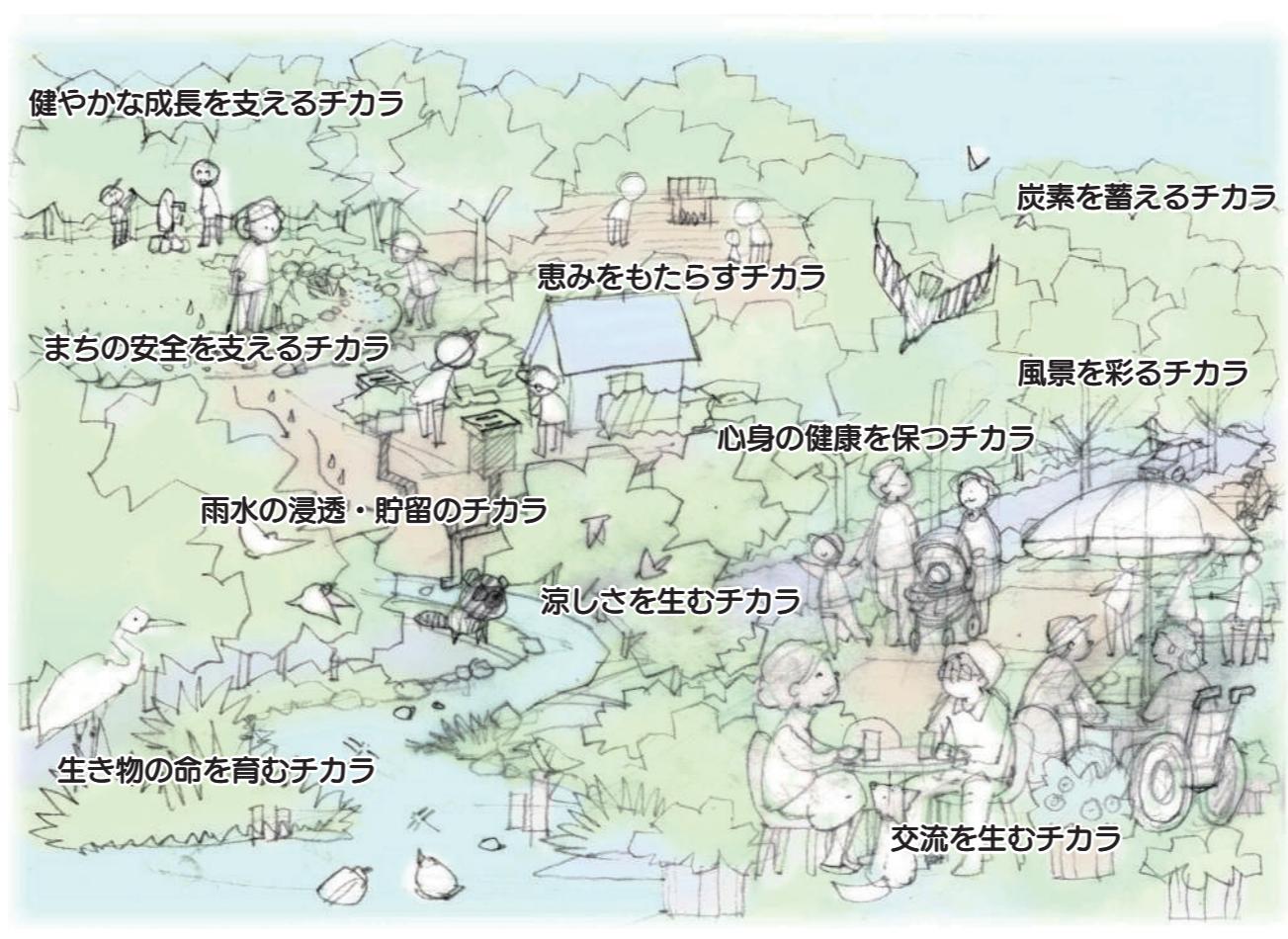
市民農園の利用拡大 地産地消の推進 農を通じた交流拡大

7) 健康づくりの場となるみどり (心身の健康を保つチカラ)

みどりのなかを散歩したり体を動かしたりすることは、ストレスを軽減し、心と体の健康を保つ助けになります。途切れた歩道の接続や木陰の整備により歩きやすく、まち全体の健康資産を充実させます。

健康づくりに役立つ公園にする

足腰を鍛えるコースや植物で癒やされる場所など、健康づくりに役立つ公園を充実させます。



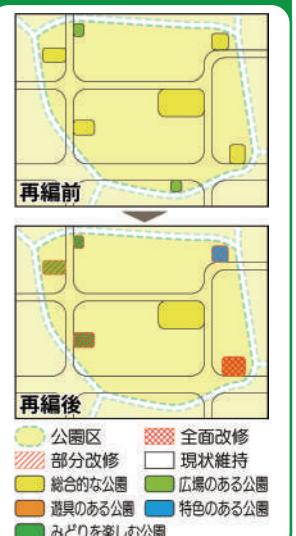
8) 身近な遊び場となるみどり (健やかな成長を支えるチカラ)

こどもたちが土や植物に触れ、自由に遊べる場所は、豊かな感性と創造力を育みます。日常の中で自然を五感で感じられる、安全で楽しい遊び場を整えます。

身近な公園を充実させる
(公園未整備エリアの解消)
(立体都市公園制度等の活用)

今あるみどりを生かして
遊び場を作る
(川沿いや林、神社やお寺など)

公園を直し役割を見直す



10) 防災拠点となるみどり (まちの安全を支えるチカラ)

公園や緑地は、災害時の避難場所や延焼を防ぐ火災の障壁となります。いざという時に市民の命と安全を守るまちの備えとしての機能を強化します。

公園整備を進める
みどりのストックを活用する

公園の防災機能を高める

